



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成25年4月1日月曜日 第2457号外1

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) ..... 2  
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則..... ( " ) ..... 7  
 特定非営利活動促進法施行条例施行規則及び愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則..... ( " ) ..... 8  
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... (会計課) ..... 9

## 告 示

愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正..... (男女参画・県民協働課) .....22

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... (人事課) .....22  
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... ( " ) .....23  
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... ( " ) ... 132  
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... ( " ) ... 143  
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... ( " ) ... 183  
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... (人事課職員厚生室) ... 207  
 愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令..... (労働委員会事務局) ... 209

## 監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程..... (監査事務局) ... 209

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則..... (教育総務課) ... 210

## 教育委員会告示

教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正..... (教育総務課) ... 212

## 教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令..... (教育総務課) ... 213

## 人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 216  
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... ( " ) ... 216  
 教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 221  
 職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則..... ( " ) ... 221

## 人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正..... (人事委員会事務局) ... 222

## 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 222

## 県 議 会 訓 令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令..... (議会議務局) ... 222

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 223

## 公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課) ... 228



と。

- (2) テレトピア構想等地域情報化施策の推進に関すること。
- (3) 行政情報ネットワークシステムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 情報スーパーハイウェイに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 総合行政ネットワークに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 電子申請システムに関すること。
- (7) 文書管理・電子決裁システムに関すること。
- (8) 電子署名に係る認証業務に関すること。
- (9) 汎用コンピュータシステムの運用、管理及び利用の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

6 省略

7 省略

8 省略

9 国体総務企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 第72回国民体育大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 省略
- (4) その他第72回国民体育大会の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

10 国体運営調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の施設専門委員会及び警備・消防専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会の競技施設に関すること。
- (3) 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。

11 国体競技準備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の競技専門委員会及び式典専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会の競技運営に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会の式典に関すること。

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2 男女参画・県民協働課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 省略

5 省略

6 省略

7 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) テレトピア構想等地域情報化施策の推進に関すること。
- (3) 行政情報ネットワークシステムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 情報スーパーハイウェイに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 総合行政ネットワークに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 電子申請システムに関すること。
- (7) 文書管理・電子決裁システムに関すること。
- (8) 電子署名に係る認証業務に関すること。
- (9) 汎用コンピュータシステムの運用、管理及び利用の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

8 省略

9 国体準備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること \_\_\_\_\_。
- (2) 第72回国民体育大会の競技施設に関すること。
- (3) 省略
- (4) その他第72回国民体育大会の開催準備に関すること \_\_\_\_\_。

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2 男女参画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 省略

- (4) 特定非営利活動法人事務の統轄に関すること。
- (5) ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 県民による地域社会づくりに関すること。
- (7) コミュニティ対策の推進に関すること。
- (8) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 青少年の社会参加に関すること。
- (10) 青少年関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

**第10条** 保健福祉課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第11号から第13号までの事務は、医療保険室が所掌する。

- (1)～(10) 省略
- (11) 国民健康保険に関すること。
- (12) 後期高齢者の医療に関すること。
- (13) 医療費適正化計画に関すること。

2～6 省略

7 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(10) 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

**第12条** 省略

2 企業立地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略

3～7 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

**第13条** 省略

2 省略

3 ブランド戦略課の所掌事務は、次のとおりとする。

3 県民活動推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人事務の統轄に関すること。
- (2) ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 県民による地域社会づくりに関すること。
- (4) コミュニティ対策の推進に関すること。
- (5) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 青少年の社会参加に関すること。
- (7) 青少年関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

**第10条** 保健福祉課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(10) 省略

2～6 省略

7 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第11号から第13号までの事務は、国民健康保険室が所掌する。

- (1)～(10) 省略
- (11) 国民健康保険に関すること。
- (12) 後期高齢者の医療に関すること。
- (13) 医療費適正化計画に関すること。

（経済労働部各課の所掌事務）

**第12条** 省略

2 立地推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略

3～7 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

**第13条** 省略

2 省略

3 ブランド戦略課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

4 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号及び第16号から第19号までの事務は、担い手・農地保全対策室が所掌する。

(1)~(19) 省略

20 農林水産物の安全・安心対策に関すること。

6~11 省略

(知事に直属して置く職員)

**第15条の2** 知事に直属して営業本部長、営業本部マネージャー及び営業主幹を置く。

(特別の課に置く職員)

**第19条** 省略

2~4 省略

5 財政課に主計係長を置く。

(身体障害者更生相談所)

**第37条** 愛媛県身体障害者更生相談所(以下「身体障害者更生相談所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)~(5) 省略

(6) 身体障害者手帳に関すること。

2・3 省略

(衛生環境研究所)

**第51条** 愛媛県立衛生環境研究所(以下「衛生環境研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 微生物試験、理化学試験その他地域保健対策に必要な試験検査に関すること。

(3)~(7) 省略

(8) 公衆衛生及び環境保全に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。

(9) 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課及びセンター並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

省略		
衛生研究課	微生物試験室	細菌科、ウイルス科、 <u>疫学情報科</u>
	省略	
省略		

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

(1)~(6) 省略

(7) 検査保証専門員

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

4 衛生環境研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(1)~(4) 省略

(5) 農林水産物の安全・安心対策に関すること。

4 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号及び第16号から第19号までの事務は、担い手・農地保全対策室が所掌する。

(1)~(19) 省略

6~11 省略

(知事に直属して置く職員)

**第15条の2** 知事に直属して営業戦略監を置く。

(特別の課に置く職員)

**第19条** 省略

2~4 省略

(身体障害者更生相談所)

**第37条** 愛媛県身体障害者更生相談所(以下「身体障害者更生相談所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)~(5) 省略

2・3 省略

(衛生環境研究所)

**第51条** 愛媛県立衛生環境研究所(以下「衛生環境研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 病原微生物、理化学試験及び環境保健試験検査に関すること。

(3)~(7) 省略

(8) 公衆衛生及び環境保全に係る情報の収集、管理及び提供に関すること。

(9) 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課及びセンター並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

省略		
衛生研究課	微生物試験室	細菌科、ウイルス科、 <u>疫学情報科</u>
	疫学情報室	<u>臨床検査科、疫学情報科</u>
	省略	
省略		

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

(1)~(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

4 衛生環境研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 参事

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(心と体の健康センター)

第52条 省略

2・3 省略

4 心と体の健康センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 技幹

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2・3 省略

4 東京事務所に次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副所長

(3)～(9) 省略

5 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
税務課	直税係、自動車税係
省略	
県民生活課	調整管理係、表彰係
男女参画・県民協働課	NPO・ボランティア係、青少年係
省略	
環境政策課	環境計画係、大気・環境評価係、水道整備係、水・土壌環境係
省略	
保健福祉課	調整管理係、企画係、生活保護係
医療保険室	国保係、医療係
医療対策課	医療機関係、医療安全係、地域看護係
省略	
長寿介護課	長寿政策係、介護予防係、介護研修係、介護事業者係、援護恩給係
省略	
都市計画課	土地利用調整係、まちづくり推進係、宅地開発審査係
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(心と体の健康センター)

第52条 省略

2・3 省略

4 心と体の健康センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2・3 省略

4 東京事務所に次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 次長

(3)～(9) 省略

5 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
税務課	直税係、自動車税係、 <u>税務調査係</u>
省略	
県民生活課	調整管理係、表彰係、消費生活係、生活対策係
男女参画課	計画係、事業係
県民活動推進課	NPO・ボランティア係、青少年係
省略	
環境政策課	環境計画係、大気・環境評価係、水道整備係、温暖化企画係、温暖化対策係、水・土壌環境係
省略	
保健福祉課	調整管理係、企画係、生活保護係
医療対策課	<u>医療政策係</u> 、医療機関係、医療安全係、地域看護係
省略	
長寿介護課	長寿政策係、介護予防係、介護研修係、 <u>介護事業者係</u> 、援護恩給係
国民健康保険室	国保係、医療係
省略	
都市計画課	土地利用調整係、都市計画係、 <u>施設計画係</u> 、まちづくり推進係、宅地開発審査係
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部		課	係
省略			
南予	省略		
地方局	産業経済部	産業振興課	省略
		商工観光室	商工労政係、観光振興係
		省略	
	省略		
省略			
省略			

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所		課	係
省略			
東予地方局今治	省略		
土木事務所	用地課	今治小松自動車道係	
	建設企画課	企画調査係、上島架橋係	
	省略		
省略			

地方局の部		課	係
省略			
南予	省略		
地方局	産業経済部	産業振興課	省略
		商工観光室	商工観光係、労政雇用係
		省略	
	省略		
省略			
省略			

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所		課	係
省略			
東予地方局今治	省略		
土木事務所	用地課		
	建設企画課	企画調査係	
	省略		
省略			

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられたものとする。

企画振興部地域振興局情報政策課情報企画グループ担当係長	企画振興部管理局情報政策課情報企画グループ担当係長
企画振興部地域振興局情報政策課行政情報グループ担当係長	企画振興部管理局情報政策課行政情報グループ担当係長
企画振興部地域振興局情報政策課システム運用グループ担当係長	企画振興部管理局情報政策課システム運用グループ担当係長
企画振興部地域振興局情報政策課	企画振興部管理局情報政策課
衛生環境研究所衛生研究課疫学情報室疫学情報科長	衛生環境研究所衛生研究課微生物試験室疫学情報科長
経済労働部管理局立地推進課立地推進グループ担当係長	経済労働部管理局企業立地課立地推進グループ担当係長
経済労働部管理局立地推進課	経済労働部管理局企業立地課

○愛媛県規則第36号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（職の設置）				（職の設置）			
<b>第2条</b> 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。				<b>第2条</b> 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。			
区分	職			区分	職		
知事の事務部	本庁	部長、 <u>営業本部長</u> 、局長、部付、技術監、参事、課長、室長、 <u>営業本部マネージャー</u> 、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力		知事の事務部	本庁	部長、 <u>営業戦略監</u> 、局長、部付、技術監、参事、課長、室長_____、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力	

局	安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、 <u>営業主幹</u> 、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、 <u>主計係長</u> 、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	局	安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹_____、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長_____、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、 <u>検査保証専門員</u> 、工事検査専門員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員_____、工事検査専門員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第37号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則及び愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定非営利活動促進法施行条例施行規則及び愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(認証の申請があった場合の書類の縦覧場所) 第4条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、愛媛県県民環境部管理 局男女参画・県民協働課とする。	(認証の申請があった場合の書類の縦覧場所) 第4条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、愛媛県県民環境部管 理局県民活動推進課_____とする。

(愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(推進委員の庶務) 第10条 推進委員の庶務は、県民環境部管理局男女参画・県民協働	(推進委員の庶務) 第10条 推進委員の庶務は、県民環境部管理局男女参画課_____



課において処理する。

( 参画会議の庶務 )

**第16条** 参画会議の庶務は、県民環境部管理局男女参画・県民協働  
課において処理する。

\_\_において処理する。

( 参画会議の庶務 )

**第16条** 参画会議の庶務は、県民環境部管理局男女参画課  
\_\_において処理する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○**愛媛県規則第38号**

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県会計規則の一部を改正する規則**

**第 1 条** 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 出納員 )</p> <p><b>第 4 条</b> 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第 1 号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第11号から第18号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>総務部行財政改革局税務課税務調査グループ担当係長（税務課長が指定した者に限る。）</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>東京事務所副所長及び大阪事務所次長</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) <u>人事委員会事務局の採用給与課総務審査係長</u></p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>( 出納員以外の会計職員 )</p> <p><b>第 5 条</b> 出納員以外の会計職員は、次の各号に掲げる職員とし、その職務は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 会計員 <u>出納局及び地方局出納室の会計員にあつては会計管理者及び出納員の事務を、出納局及び地方局出納室の会計員以外の会計員にあつては出納員、現金取扱員及び物品取扱員の事務をそれぞれ補助すること。</u></p> <p>2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関（予算令達を受けない機関を</p>	<p>( 出納員 )</p> <p><b>第 4 条</b> 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第 1 号から第11号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第12号から第19号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>総務部行財政改革局税務課税務調査係長</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>保健福祉部管理局保健福祉課企画係長</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>東京事務所次長</u> 及び大阪事務所次長</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) <u>人事委員会事務局の採用給与課担当係長</u></p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>( 出納員以外の会計職員 )</p> <p><b>第 5 条</b> 出納員以外の会計職員は、次の各号に掲げる職員とし、その職務は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 会計員 _____ 会計管理者及び出納員の事務を _____ _____ 補助すること。</p> <p>2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関（予算令達を受けない機関を</p>

含む。以下この項において同じ。)に置き、会計員は出納局及び地方局の出納室並びに出納員、現金取扱員又は物品取扱員が置かれた本庁各課及び地方機関に置く。

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	
一 出納局及び地方局出納室の職員(出納員を除く。)	省略
二 出納員、現金取扱員又は物品取扱員が置かれた本庁各課及び地方機関(予算令達を受けない機関を含む。)の職員(出納局及び地方局出納室の職員を除く。)のうち本庁各課、地方局各課又は地方機関(予算令達を受けない機関を含み、地方局を除く。)の長が指定した者	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課税務調査グループ担当係長(税務課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関する事。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、第12号及び第14号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア・イ 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関する事。

出 納 員	会計事務
省略	
省略 人事委員会事務局の採用給与課総務審査係長 省略	省略

2 省略

含む。 \_\_\_\_\_ )に置き、会計員は出納局及び地方局の出納室 \_\_\_\_\_ に置く。

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	
一 出納局及び地方局出納室の職員(出納員を除く。)	省略

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課税務調査係長 \_\_\_\_\_ に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関する事。

(6) 省略

(7) 保健福祉部管理局保健福祉課企画係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、保健福祉課が受け入れる東日本大震災被災者等支援寄附金の収納及び保管に関する事。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、第13号及び第15号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア・イ 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関する事。

出 納 員	会計事務
省略	
省略 人事委員会事務局の採用給与課担当係長 省略	省略

2 省略

( 会計管理者等の現金収納 )

**第22条 省略**

## 2 省略

3 会計管理者等は、前2項に規定する方法以外で現金の納付を受けたときは、これを収納し、現金領収書(様式第10号の2)を納入義務者に交付しなければならない。ただし、別に定める入園券等を交付することによつて納入される収入金及び収入受託者が収納する収入金

\_\_\_\_\_ については、この限りでない。

## 4・5 省略

( 支出決議書の作成 )

**第43条** 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

## (1) 省略

(2) 児童手当 \_\_\_\_\_

## (3)~(10) 省略

(11) 児童手当法(昭和46年法律第73号) \_\_\_\_\_ に基づく負担金

## (12)~(28) 省略

## 2 省略

( 資金前渡のできる経費 )

**第49条** 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 児童手当 \_\_\_\_\_

## (2)~(21) 省略

( 給与等の支払の方法 )

**第75条** 報酬、法第204条の規定による給料及び手当(退職手当を除く。)、賃金(日日雇用する者の賃金を除く。)並びに児童手当 \_\_\_\_\_ (以下「給与等」という。)は、口座振替の方法により職員に支払う場合を除き、給与等の資金前渡担任者(以下「給与資金前渡担任者」という。)に資金を前渡して支払をさせるものとする。ただし、資金前渡の方法により難いときは、この限りでない。

**附 則**

( 会計管理者等の現金収納 )

**第22条 省略**

## 2 省略

3 会計管理者等は、前2項に規定する方法以外で現金の納付を受けたときは、これを収納し、現金領収書(様式第10号の2)を納入義務者に交付しなければならない。ただし、別に定める入園券等を交付することによつて納入される収入金、収入受託者が収納する収入金及び東日本大震災被災者等支援寄附金を募集するために開設された預金又は貯金の口座に振り込まれる収入金については、この限りでない。

## 4・5 省略

( 支出決議書の作成 )

**第43条** 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

## (1) 省略

(2) 児童手当及び子ども手当

## (3)~(10) 省略

(11) 児童手当法(昭和46年法律第73号)及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づく負担金

## (12)~(28) 省略

## 2 省略

( 資金前渡のできる経費 )

**第49条** 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 児童手当及び子ども手当

## (2)~(21) 省略

( 給与等の支払の方法 )

**第75条** 報酬、法第204条の規定による給料及び手当(退職手当を除く。)、賃金(日日雇用する者の賃金を除く。)並びに児童手当及び子ども手当(以下「給与等」という。)は、口座振替の方法により職員に支払う場合を除き、給与等の資金前渡担任者(以下「給与資金前渡担任者」という。)に資金を前渡して支払をさせるものとする。ただし、資金前渡の方法により難いときは、この限りでない。

**附 則**

( 行革関連特例法第11条第1項の規定による給付の支出手続 )

**17** 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和56年法律第93号)第11条第1項の規定による給付については、同条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を同法に基づく児童手当とみなして、第43条第1項第2号、第49条第1号及び第75条の規定を適用する。この場合において、第43条第1項第2号中「児童手当」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和56年法律第93号。以下「行革関連特例法」という。)第11条第1項の規定による給付」と、第49条第1号及び第75条中

「児童手当」とあるのは「行革関連特例法第11条第1項の規定による給付」とする。

別表第4（第78条、第226条関係）

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
現金出納簿（様式第102号）	省略 現金の収納、払込み等をしたとき。	会計管理者等 <u>会計員</u>
省略		
備品出納簿（様式第136号）	物品（動物、図書、標本及び模型類を除く。）の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 <u>会計員</u>
動物出納簿（様式第137号）	備品のうち、動物の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 <u>会計員</u>
図書出納簿（様式第138号）	備品のうち、図書の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 <u>会計員</u>
標本・模型類出納簿（様式第139号）	備品のうち、標本及び模型類の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 <u>会計員</u>
消耗品・生産品出納簿（様式第140号）	消耗品及び生産品の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	物品出納者 <u>会計員</u>
省略		

様式第128号（第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係） 備品管理簿

省略
----

- 注 1 摘要欄は、受入れ又は払出しの理由及び相手方を記入すること。
- 2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。
- 3 省略

様式第129号（第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係） 動物管理簿

省略
----

- 注 1 省略
- 2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。
- 3 省略

別表第4（第78条、第226条関係）

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
現金出納簿（様式第102号）	省略 現金の収納、払込み等をしたとき。	会計管理者等 _____
省略		
備品出納簿（様式第136号）	物品（動物、図書、標本及び模型類を除く。）の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 _____
動物出納簿（様式第137号）	備品のうち、動物の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 _____
図書出納簿（様式第138号）	備品のうち、図書の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 _____
標本・模型類出納簿（様式第139号）	備品のうち、標本及び模型類の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 _____
消耗品・生産品出納簿（様式第140号）	消耗品及び生産品の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	物品出納者 _____
省略		

様式第128号（第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係） 備品管理簿

省略
----

- 注 1 摘要欄は、受入れまたは払出しの理由および相手方を記入すること。
- 2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は払出しの通知を受けた物品出納者\_\_\_\_\_が押印すること。
- 3 省略

様式第129号（第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係） 動物管理簿

省略
----

- 注 1 省略
- 2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは払出しの通知を受けた物品出納者\_\_\_\_\_が押印すること。
- 3 省略

4 鶏、豚等で、たびたび受入れ又は 払出しをするものについては、備品管理簿を動物管理簿として使用することができる。

様式第130号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 図書管理簿

省略

注 1・2 省略

3 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は 払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。

4 省略

様式第131号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 標本・模型類管理簿

省略

注 1 省略

2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は 払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。

3 省略

様式第132号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 消耗品受払簿

省略

注 1 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は 払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。

2 摘要欄は、受入れ又は 払出しの理由及び 相手方を記入すること。

3 省略

様式第133号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 郵便切手・郵便はがき・収入印紙受払簿

省略

注 1 省略

2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は 払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。

3 摘要欄は、受入れ又は 払出しの理由及び 相手方を記入すること。

4 省略

様式第134号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 原材料受払簿

省略

注 1 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は 払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。

2・3 省略

様式第135号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 生産品受払簿

省略

注 1 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は 払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。

4 鶏、豚等で、たびたび受入れまたは払出しをするものについては、備品管理簿を動物管理簿として使用することができる。

様式第130号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 図書管理簿

省略

注 1・2 省略

3 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは 払出しの通知を受けた物品出納者 \_\_\_\_\_ が押印すること。

4 省略

様式第131号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 標本・模型類管理簿

省略

注 1 省略

2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは 払出しの通知を受けた物品出納者 \_\_\_\_\_ が押印すること。

3 省略

様式第132号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 消耗品受払簿

省略

注 1 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは 払出しの通知を受けた物品出納者 \_\_\_\_\_ が押印すること。

2 摘要欄は、受入れまたは 払出しの理由および 相手方を記入すること。

3 省略

様式第133号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 郵便切手・郵便はがき・収入印紙受払簿

省略

注 1 省略

2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは 払出しの通知を受けた物品出納者 \_\_\_\_\_ が押印すること。

3 摘要欄は、受入れまたは 払出しの理由および 相手方を記入すること。

4 省略

様式第134号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 原材料受払簿

省略

注 1 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは 払出しの通知を受けた物品出納者 \_\_\_\_\_ が押印すること。

2・3 省略

様式第135号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 生産品受払簿

省略

注 1 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れまたは 払出しの通知を受けた物品出納者 \_\_\_\_\_ が押印すること。

と。

2 摘要欄は、払出しの理由及び相手方を記入すること。

と。

3 省略

と。

2 摘要欄は、払出しの理由および相手方を記入すること。

と。

3 省略

様式第136号から様式第140号までを次のように改める。

様式第136号（第179条、別表第4関係） 備品出納簿

分類番号							
大	小						
		品名	単位				
年月日	摘要	品質形状	金額	受入	払出	現在数	取扱者印

- 注 1 摘要欄は、受入れ又は払出しの理由及び相手方を記入すること。  
 2 取扱者印欄は、物品出納者又は会計員が押印すること。

様式第137号（第179条、別表第4関係） 動物出納簿

分類番号								
大		小	動物名			単位		
受 入						払 出		
取扱者印	年月日	理由及び相手方	性別	名称	金額	年月日	理由及び相手方	取扱者印

- 注 1 1品ごとに項を改めて記入すること。
- 2 取扱者印欄は、物品出納者又は会計員が押印すること。
- 3 鶏、豚等で、たびたび受入れ又は払出しをするものについては、備品出納簿を動物出納簿として使用することができる。



様式第138号（第179条、別表第4関係） 図書出納簿

分類番号									
大	小								
		主類							
受 入			図 書 名	金 額	払 出				
取扱者印	年月日	理由及び相手方			年月日	理由及び相手方	取扱者印		

- 注 1 主類は、物品分類表に掲げる日本十進分類法の主類によること。  
 2 1品ごとに項を改めて記入すること。  
 3 取扱者印欄は、物品出納者又は会計員が押印すること。

様式第139号（第179条、別表第4関係） 標本・模型類出納簿

分類番号								
大	小	品名						
受 入			標本模型 類 名	品質形状	金 額	払 出		
取扱 者印	年月日	理由及び 相手方				年月日	理由及び 相手方	取扱 者印

- 注 1 1品ごとに項を改めて記入すること。  
 2 取扱者印欄は、物品出納者又は会計員が押印すること。

様式第140号（第179条、別表第4関係） 消耗品・生産品出納簿

品名		単位		索引 番号			
取扱 者印	年月日	摘 要	受 入		払 出		残 高
			数量	金額	数量	払出先	

- 注 1 取扱者印欄は、物品出納者又は会計員が押印すること。
- 2 摘要欄は、受入れの理由及び相手方を記入すること。
- 3 郵便切手、郵便はがき及び収入印紙については、金額による種別ごとに別紙とすること。
- 4 年度末残高は、翌年度の帳簿に転記すること。

**第2条** 愛媛県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第44号(その1)中「児童子ども」を「児童手当」に改める。

様式第46号(その2)中「児童・子」を「児童手当」に改める。

様式第47号(その1)中「児童子ども」を「児童手当」に改める。

様式第102号を次のように改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第340号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（庶務）</p> <p><b>第7条</b> 審議会の庶務は、<u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p><b>第7条</b> 審議会の庶務は、<u>県民環境部管理局県民活動推進課</u>において処理する。</p>

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（部長）</p> <p><b>第3条</b> 部長（<u>国体局長を含む。</u>）は、知事の命を受け、部（<u>国体局を含む。</u>）の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>（営業本部長）</p> <p><b>第3条の2</b> <u>営業本部長</u>は、知事の命を受け_____、<u>県産品の流通・販売対策等の営業に関する業務を行う。</u></p> <p>（局長）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 行財政改革局長、地域振興局長_____、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局_____、<u>防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</u></p> <p>（営業本部マネージャー）</p> <p><b>第12条</b> <u>営業本部マネージャー</u>は、<u>営業本部長の命を受け、県産品の流通・販売対策等の営業に関する業務を行う。</u></p> <p>（営業主幹）</p> <p><b>第18条</b> <u>営業主幹</u>は、<u>上司の命を受け、県産品の流通・販売対策等の営業に関する業務を調整し、整理するとともに、当該業務を担当する職員を指揮監督する。</u></p> <p><b>第30条</b> 省略</p> <p>（主計係長）</p>	<p>（部長）</p> <p><b>第3条</b> 部長_____は、知事の命を受け、部_____の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>（営業戦略監）</p> <p><b>第3条の2</b> <u>営業戦略監</u>は、知事の命を受け、<u>企業誘致、観光振興、県産品の流通・販売対策等の営業に関する業務を行う。</u></p> <p>（局長）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 行財政改革局長、地域振興局長、<u>国体準備局長</u>、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、<u>地域振興局、国体準備局</u>、<u>防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</u></p> <p><b>第12条</b> 削除</p> <p><b>第18条</b> 削除</p> <p><b>第30条</b> 省略</p>

第30条の2 主計係長は、上司の命を受け、予算の編成に係る事務を調整し、整理するとともに、担当事務を管理する。

( 庁中一般取締り )

第53条 職員は、別に定めるところにより、庁舎管理に関する事務を担当する職員が行う庁中一般の取締りに従わなければならない。

( 庁中一般取締 )

第53条 職員は、別に定めるところにより、守衛 \_\_\_\_\_ が行う庁中一般の取締りに従わなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It contains detailed text for Article 2 and Article 5, and two tables for decision-making authority (Article 5). The tables compare the revised and original versions of the decision-making authority table.

2 省略

別表第1（第4条関係）

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		知 事	専決者		
			部 長	局 長	課 長
1～5 省略					
6 組織 及び人 事管理 に關す る事務	1～7 省略				
	8 部長及びこれに相当する職に ある者以外の者の営利企業等の 従事許可等に関すること（地方 公務員法第38条第1項、教育公 務員特例法第17条第1項、第30 条）				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 省略				
	16 児童手当_____の認 定に関する事。				
17 省略					
18 省略					
7～26 省略					

備考 1 国体局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定  
の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあ  
るのは、「国体局長」とする。

- (1) 2の部4の項、6の項、8の項及び11の項
- (2) 3の部5の項(1)及び(2)
- (3) 4の部2の項(3)並びに3の項(6)及び(7)
- (4) 5の部2の項、7の項及び8の項(1)
- (5) 6の部6の項
- (6) 9の部2の項
- (7) 10の部1の項、7の項(2)、8の項(2)及び9の項(2)
- (8) 11の部1の項(1)、(6)、(11)から(13)まで、(15)及び(19)、2  
の項(1)、(2)、(9)から(11)まで、(16)、(27)から(29)まで及び(31)  
並びに3の項
- (9) 12の部2の項から9の項まで、12の項から24の項  
まで及び33の項
- (10) 13の部
- (11) 23の部
- (12) 24の部1の項(1)
- (13) 26の部1の項(2)

2 省略

3 営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の  
服務に関する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		知 事	専決者		
			部 長	局 長	課 長
1～5 省略					
6 組織 及び人 事管理 に關す る事務	1～7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 児童手当及び子ども手当の認 定に関する事。				
	16 省略				
17 省略					
7～26 省略					

備考 1 省略



の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業本部長」とする。

4 営業主幹の職にある者の服務に関する事務に係るこの表6の部7の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「営業本部マネージャー」とする。

5 営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

6 営業本部長、営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部17の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

7 省略

8 この表6の部15の項、16の項及び18の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。

9 8の規定にかかわらず、営業本部長、営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部15の項、16の項及び18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

10 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～3 省略				
	4 服務に関する事務	1 部長及びこれに相当する職にある者の営利企業等の従事許可等に関すること（地公法第38条第1項_____）。			
	2～6 省略				
	5～8 省略				
	9 省略				

2 省略

3 この表6の部14の項、15の項及び17の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。

4 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～3 省略				
	4 服務に関する事務	1 _____ 営利企業等の従事許可等に関すること（地公法第38条、教特法第17条第1項、第30条）。			
		(1) 部長及びこれに相当する職にある者			
		(2) (1)以外のもの			
	2～6 省略				
	5～8 省略				
	9 行政の合理化に関する事務	1 都道府県及び中四国ブロックの管理改善研究会に関すること。			
	10 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長 主幹
職員厚生室	1 省略	1 省略				
		(1) 省略				
		ア 省略			—	
		イ 省略				—
		(2) 省略		—		
		2 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
	2 省略	1 省略		—		
		2 省略				—
		3 省略				—
		4 省略				—
	3 省略	1 省略		—		
		2 省略				—
		3 省略				—
4 省略					—	
5 省略					—	
4 省略	1 省略		—			
	2 省略				—	
	3 省略		—			
	4 省略				—	
	5 省略				—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
職員厚生室	1 省略	1 省略				
		(1) 省略				
		ア 省略				—
		イ 省略				—
		(2) 省略		—		
		2 省略				
	(1) 省略		—			
	(2) 省略		—			
	2 省略	1 省略		—		
		2 省略				—
3 省略					—	
4 省略					—	
3 省略	1 省略		—			
	2 省略				—	
	3 省略				—	
	4 省略				—	
	5 省略				—	
4 省略	1 省略		—			
	2 省略				—	
	3 省略		—			
	4 省略				—	
	5 省略				—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
市町振興課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略				—
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
		(9) 省略				—
		(10) 省略		—		
		(11) 省略				—
		2 省略				
	(1) 省略		—			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市町振興課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略				—
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
		(9) 省略				—
		(10) 省略		—		
		(11) 省略				—
	2 省略					
(1) 省略		—				

(2) 省略	—			
(3) 省略	—			
(4) 省略	—			
(5) 省略	—			
(6) 省略	—			
(7) 省略			—	
(8) 省略			—	
(9) 省略			—	
(10) 省略			—	
(11) 省略	—			
(12) 省略		—		
3 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略	—			
(3) 省略	—			
(4) 省略	—			
(5) 省略			—	
(6) 省略	—			
(7) 省略	—			
4 省略			—	
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略	—			
6 省略			—	
2 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略			—
	6 省略		—	
	7 省略		—	
	8 省略		—	
3 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略	—		
	7 省略		—	
	8 省略		—	
	9 省略			—
	10 省略			—
	11 省略			
(1) 省略	—			

(2) 省略	—			
(3) 省略	—			
(4) 省略	—			
(5) 省略	—			
(6) 省略	—			
(7) 省略			—	
(8) 省略			—	
(9) 省略			—	
(10) 省略			—	
(11) 省略	—			
(12) 省略		—		
3 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略	—			
(3) 省略	—			
(4) 省略	—			
(5) 省略			—	
(6) 省略	—			
(7) 省略	—			
4 省略			—	
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略	—			
6 省略			—	
2 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略			—
	6 省略		—	
	7 省略		—	
	8 省略		—	
3 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略	—		
	7 省略		—	
	8 省略		—	
	9 省略			—
	10 省略			—
	11 省略			
(1) 省略	—			

	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	12 省略		—	
	13 省略	—		
	14 省略			—
	15 省略		—	
4 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
5 省略	1 省略			—
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
6 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略		—	
7 省略	1 省略			—
8 省略	1 省略	—		
9 省略	1 省略		—	
10 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略	—		
11 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
	(2) 省略		—	
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略	—		

	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	12 省略			—
	13 省略		—	
	14 省略			—
	15 省略			—
4 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
5 省略	1 省略			—
	2 省略	—		
	3 省略		—	
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
6 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略	—		
	5 省略		—	
	6 省略			—
7 省略	1 省略			—
8 省略	1 省略		—	
9 省略	1 省略			—
10 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略		—	
11 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略			—
	イ 省略			—
	ウ 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	

	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	4 省略				—
12 省略	1 省略		—		
13 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
14 省略	1 省略				—
15 省略	1 省略				—
	2 省略				—
16 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
17 省略	1 省略			—	

	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	4 省略				—
12 省略	1 省略		—		
13 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
14 省略	1 省略				—
15 省略	1 省略				—
	2 省略				—
16 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
17 省略	1 省略			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私学文書課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略			—	
		(3) 省略			—	
		(4) 省略			—	
		(5) 省略	—			
		(6) 省略		—		
	2 省略	(1) 省略	—			
		(2) 省略			—	
		(3) 省略	—			
		(4) 省略			—	
		(5) 省略			—	
		(6) 省略		—		
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
	3 省略	(9) 省略	—			
		(1) 省略				—
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
		(4) 省略				—
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
		(7) 省略				—
	(8) 省略				—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私学文書課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略			—	
		(3) 省略			—	
		(4) 省略			—	
		(5) 省略	—			
		(6) 省略		—		
	2 省略	(1) 省略	—			
		(2) 省略			—	
		(3) 省略	—			
		(4) 省略			—	
		(5) 省略			—	
		(6) 省略		—		
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
	3 省略	(9) 省略	—			
		(1) 省略				—
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
		(4) 省略				—
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
		(7) 省略				—
	(8) 省略				—	

	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
2 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				—
3 省略	1 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	4 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	5 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
4 省略	1 省略				—
5 文書管理に関する					
	1 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
2 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				—
3 省略	1 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	4 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	5 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
4 省略	1 省略				—
5 文書管理に関する	1 文書の浄書(文書管理規程第32条)				—
	2 省略				—

事務	2	省略				—
	3	省略				—
	4	省略				—
	5	省略				—
	6	省略				—
	7	省略				—
	8	省略				—
	6 省略	1	省略			
2		省略				—
3		省略				—
7 省略	1	省略				—
	2	省略				—
	3	省略				—
	4	省略				—
8 省略	1	省略				—
	(1)	省略				—
	2	省略				—
	(1)	省略				—
	3	省略				—
	(1)	省略				—
	(2)	省略				—
4	省略				—	
9 省略	1	省略				—
10 省略	1	省略	—			
	2	省略		—		
	3	省略				—

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～7 省略				

事務	3	省略				—	
	4	省略				—	
	5	省略				—	
	6	省略				—	
	7	省略				—	
	8	省略				—	
	9	浄書経費の分担割合の決定				—	
	10	省略				—	
	6 省略	1	省略				—
		2	省略				—
3		省略				—	
7 省略	1	省略				—	
	2	省略				—	
	3	省略				—	
	4	省略				—	
8 省略	1	省略				—	
	(1)	省略				—	
	2	省略				—	
	(1)	省略				—	
	3	省略				—	
	(1)	省略				—	
	(2)	省略				—	
4	省略				—		
9 省略	1	省略				—	
10 省略	1	省略		—			
	2	省略			—		
	3	省略				—	

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～7 省略				
	8 社会 資本整 備事業 調整費 に関する事務	1 社会資本整備事業調整費に関すること。			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
広報広聴課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略	—			
		3 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
	3 省略	1 省略	—			
	4 省略	1 省略	—			
		2 省略	—			
		3 省略		—		
		4 省略			—	
		5 省略				—
	6 省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
		3 省略			—	
		4 省略				—
		5 省略				
		6 省略				
	7 省略	1 省略	—			
		2 省略				—
	8 省略	1 省略				—
9 省略	1 省略	—				
	2 省略				—	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
広報広聴課	1 省略	1 省略	—		
		2 省略	—		
		3 省略	—		
	2 省略	1 省略	—		
	3 省略	1 省略	—		
	4 省略	1 省略	—		
		2 省略		—	
		3 省略			—
		4 省略			
		5 省略			
	6 省略	1 省略	—		
		2 省略		—	
		3 省略			—
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
	7 省略	1 省略	—		
		2 省略			
	8 省略	1 省略			—
9 省略	1 省略	—			
	2 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
統計課	1 省略	1 省略			—	
		2 省略			—	
		3 省略			—	
		4 省略			—	
		5 省略			—	
		6 省略			—	
		7 省略			—	
		8 省略				
		9 省略			—	
		10 省略			—	
		11 省略		—		
	2 省略	1 省略	—			
3 省略	1 省略		—			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
統計課	1 省略	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略			—
		4 省略			—
		5 省略			—
		6 省略			—
		7 省略			—
		8 省略			—
		9 省略			—
		10 省略			—
		11 省略		—	
	2 省略	1 省略	—		
3 省略	1 省略		—		



組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
情 報 政 策 課	1 高度 情報化 対策の 総合企 画、総 合調整 及び推 進に関 する事 務	1 高度情報化対策の総合企 画、総合調整及び推進	—			
	2 テレ トピア 構想等 地域情 報化の 推進に 関する 事務	1 推進計画の策定	—			
		2 推進体制の整備に関するこ と。	—			
	3 行政 情報ネ ットワ ークシ ステム に関す る事務	1 行政情報ネットワークシ テムの開発	—			
		2 行政情報ネットワークシ テムの管理及び運用			—	
		3 行政情報ネットワークシ テムの安全対策	—			
	4 情報 スーパー ハイウ ェイ に関す る事務	1 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの開発	—			
		2 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの管理及 び運用			—	
		3 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの利用促 進			—	
		4 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの安全対 策	—			
5 地方 自治情 報セン ターに 関する 事務	1 地方自治情報センターとの 連絡協調			—		
6 総合 行政ネ ットワ ークに	1 総合行政ネットワークへの 接続に関すること。	—				
	2 総合行政ネットワークの管 理及び運用に関すること。			—		

関する 事務					
7 電子 申請シ ステム に関す る事務	1 電子申請システムの構築に 関すること。	—			
	2 電子申請システムの管理及 び運用に関すること。			—	
8 文書 管理・ 電子決 裁シス テムに 関する 事務	1 文書管理・電子決裁システ ムの構築に関すること。	—			
	2 文書管理・電子決裁システ ムの管理及び運用に関するこ と。			—	
9 電子 署名に 係る地 方公共 団体の 認証業 務に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 署名検証者に関すること。				—
	(1) 失効情報等の提供に係る 取決めの締結（第17条第4 項）				—
	(2) 報告の徴収（第56条第2 項）	—			
	2 認証業務情報に関するこ と。				
	(1) 安全確保措置（第20条第 1項）			—	
	(2) 自己の認証業務情報の開 示等（第29条第2項、第30 条第2項）				—
	(3) 自己の認証業務情報の訂 正等の請求の処理（第31 条）				—
	3 指定認証機関に関するこ と。				
	(1) 認証事務の委任及び委任 の解除（第34条第1項、第 50条）	—			
	(2) 電子証明書の発行手数料 及び失効情報の情報提供手 数料を収受させることの決 定並びにそれらの額の承認 （第34条第4項から第6項 まで）			—	
(3) 指示（第46条第2項）	—				
(4) 報告の徴収及び立入検査 （第47条第2項）	—				
4 運用規程の作成等（第57 条）	—				
10 汎用 コンピ ュータ	1 汎用コンピュータの機種決 定	—			
	2 汎用コンピュータシステム				—

システムに関する事務	の管理及び運用				
	3 汎用コンピュータシステムの利用の推進	—			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域政策課	1～6 省略				
	7 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第5項、第8項、第12項）			
		2 離島振興計画案の提出の要求（第4条第3項、第12項）			
		3 離島活性化交付金等事業計画の作成、変更等（第7条の2第1項、第6項、第7条の3第1項）	—		
	4 離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等（第7条の2第4項から第6項まで）			—	
8～11 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域政策課	1～6 省略				
	7 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第6項、第10項）			
		2 離島振興計画案の提出の要求（第4条第4項、第10項）			
	8～11 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
情報政策課	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進	—		
		2 テレトピア構想等地域情報化の推進に関する事務	1 推進計画の策定	—	
		2 推進体制の整備に関すること。	—		

3 行政 情報ネ ットワ ークシ ステム に関す る事務	1 行政情報ネットワークシ テムの開発	—		
	2 行政情報ネットワークシ テムの管理及び運用			—
	3 行政情報ネットワークシ テムの安全対策	—		
4 情報 スーパ ーハイ ウェイ に関す る事務	1 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの開発	—		
	2 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの管理及 び運用			—
	3 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの利用促 進			—
	4 情報スーパーハイウェイネ ットワークシステムの安全対 策	—		
5 地方 自治情 報セン ターに 関する 事務	1 地方自治情報センターとの 連絡協調			—
6 総合 行政ネ ットワ ークに 関する 事務	1 総合行政ネットワークへの 接続に関すること。	—		
	2 総合行政ネットワークの管 理及び運用に関すること。			—
7 電子 申請シ ステム に関す る事務	1 電子申請システムの構築に 関すること。	—		
	2 電子申請システムの管理及 び運用に関すること。			—
8 文書 管理・ 電子決 裁シス テムに 関する 事務	1 文書管理・電子決裁システ ムの構築に関すること。	—		
	2 文書管理・電子決裁システ ムの管理及び運用に関するこ と。			—
9 電子 署名に 係る地 方公共 団体の 認証業 務に関 する法	1 署名検証者に関すること。			
	(1) 失効情報等の提供に係る 取決めの締結(第17条第4 項)			—
	(2) 報告の徴収(第56条第2 項)	—		
	2 認証業務情報に関するこ と。			

律の施行に関する事務	(1) 安全確保措置（第20条第1項）			—	
	(2) 自己の認証業務情報の開示等（第29条第2項、第30条第2項）				—
	(3) 自己の認証業務情報の訂正等の請求の処理（第31条）				—
	3 指定認証機関に関すること。				
	(1) 認証事務の委任及び委任の解除（第34条第1項、第50条）	—			
	(2) 電子証明書の発行手数料及び失効情報の情報提供手数料を収受させることの決定並びにそれらの額の承認（第34条第4項から第6項まで）				—
	(3) 指示（第46条第2項）		—		
	(4) 報告の徴収及び立入検査（第47条第2項）		—		
	4 運用規程の作成等（第57条）			—	
	10 汎用コンピュータシステムに関する事務	1 汎用コンピュータの機種決定	—		
2 汎用コンピュータシステムの管理及び運用					—
3 汎用コンピュータシステムの利用の推進			—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部 局長 局 局長 課 長	
国体総務企画課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 重要なもの			—
		(3) 省略			
	2 第72回国民体育大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。				—
	3 第72回国民体育大会の関係機関等との連絡調整に関すること。				—
	4 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部 局長 局 局長 課 長	
国体準備課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務	1 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 重要なもの			—
		(3) 省略			
	2 第72回国民体育大会の競技施設の調整に関すること。				—
	3 第72回国民体育大会の関係機関等との連絡調整に関すること。				—
	4 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
国 体 運 営 調 整 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に 関 する 事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県 準備委員会の施設専門委員会 及び警備・消防専門委員会に 関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの			—	
		(3) 軽易なもの				—
	2 第72回国民体育大会の競技 施設に 関すること。					—
2 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 関する 事務	1 第17回全国障害者スポーツ 大会の開催準備に 関すること。					
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの			—	
		(3) 軽易なもの			—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
国 体 競 技 準 備 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に 関 する 事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県 準備委員会の競技専門委員会 及び式典専門委員会に 関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの			—	
		(3) 軽易なもの				—
	2 第72回国民体育大会の競技 運営に 関すること。					—
3 第72回国民体育大会の式典 に 関すること。					—	

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専 決 者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
県	1 省略	1 省略					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
県	1 省略	1 省略				

民 生 活 課	(1) 省略		—			
	(2) 省略			—		
	(3) 省略		—			
	(4) 省略			—		
	(5) 省略			—		
	(6) 省略			—		
	(7) 省略					—
	2 省略					
	(1) 省略		—			
	(2) 省略		—			
	(3) 省略		—			
	(4) 省略		—			
	(5) 省略			—		
	(6) 省略			—		
	2 省略	1 省略		—		
		2 省略				—
		3 省略		—		
		4 省略		—		
	3 省略	1 省略				—
		2 省略		—		
	3 省略				—	
	4 省略				—	
	5 省略				—	
	6 省略				—	
	7 省略				—	
	8 省略				—	
	9 省略				—	
	10 省略				—	
	11 省略				—	
	12 省略				—	
	13 省略				—	
	14 省略				—	
	15 省略		—			
4 省略	1 省略		—			
	2 省略				—	
5 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	3 省略				—	
6 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する 事務	1 必要な措置の指示（第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第58条の12、第68条、特定商取引に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第19条第1項から第3			—		





	20	省略				—
	21	省略				—
	22	省略				—
	23	省略	—			
	24	省略		—		
	25	省略				—
	26	省略				—
	27	省略				—
	28	省略				—
	29	省略				—
	30	省略				—
	31	省略				—
	32	省略	—			
	33	省略				—
	34	省略	—			
	35	省略	—			
	36	省略		—		
	37	省略				—
10	省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
11	省略	1 省略		—		
12	省略	1 省略				
		(1) 省略		—		
13	消費 者安全 法の施 行に関 する事 務	1 省略	—			
		2 省略				—
		3 省略				—
		4 内閣総理大臣に対する措置 要請（第44条第1項）	—			
		5 措置要請に対する通知の受 理（第44条第4項）				—
		6 報告の徴収及び立入調査等 （第45条第1項 _____ _____ _____）		—		
		7 権限の委任に係る同意及び 変更等の同意（消費者安全法 施行令（次項において「政 令」という。）第9条第2 項、第3項、第7項）	—			
		8 省略		—		
14	省略	1 省略	—			
		2 省略				—

	20	省略				—
	21	省略				—
	22	省略				—
	23	省略	—			
	24	省略		—		
	25	省略				—
	26	省略				—
	27	省略				—
	28	省略				—
	29	省略				—
	30	省略				—
	31	省略				—
	32	省略	—			
	33	省略				—
	34	省略	—			
	35	省略	—			
	36	省略		—		
	37	省略				—
10	省略	1 省略		—		
		2 省略				—
11	省略	1 省略				—
12	省略	1 省略				
		(1) 省略				—
13	消費 者安全 法の施 行に関 する事 務	1 省略	—			
		2 省略				—
		3 省略				—
		4 内閣総理大臣に対する措置 要請（第21条第1項）	—			
		5 措置要請に対する通知の受 理（第21条第4項）				—
		6 報告の徴収及び立入調査等 （第22条第1項、第23条、消 費者安全法施行令（以下この 部において「政令」とい う。）第9条第1項）				—
		7 権限の委任に係る同意及び 変更等の同意（政令 _____ _____第9条第2 項、第3項、第7項）	—			
		8 省略				—
14	省略	1 省略		—		
		2 省略				—

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略			—	
		3 省略		—		
		4 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
		2 省略			—	
		3 省略				
		(1) 省略			—	
		(2) 省略		—		
		4 省略	—			
	3 特定 非営利 活動促 進法の 施行に 関する 事務	1 設立の認証（第10条第1項）		—		
		2 認証の申請の公告及び縦覧（第10条第2項、第25条第5項、第34条第5項）			—	
		3 県警察本部長等の意見の聴取（第12条の2、第43条の2、第48条、第62条、第63条第5項、第65条第7項、第67条第4項）			—	
		4 県警察本部長等からの意見の受理（第12条の2、第43条の3、第68条第2項）			—	
5 登記の届出等の受理（第13条第2項、第25条第7項、第39条第2項、第52条第1項、第62条）				—		
6 登記をしないときの設立の認証の取消し（第13条第3項、第39条第2項）			—			
7 仮理事及び特別代理人の選任（第17条の3、第17条の4）			—			
8 監事からの報告の受理（第18条第3号）				—		
9 役員の変更等の届出の受理（第23条第1項、第52条第1項、第62条）				—		
10 定款の変更の認証（第25条第3項、第26条第3項、第53条第3項）			—			
11 定款の変更の届出の受理（第25条第6項、第52条第1項、第53条第3項、第62条）				—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
男 女 参 画 課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略			—	
		3 省略		—		
		4 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
		2 省略			—	
		3 省略				
		(1) 省略			—	
		(2) 省略		—		
		4 省略	—			

12 事業報告書等の提出の受理 (第29条、第49条第4項、第51条第5項、第52条第1項、第2項、第53条第4項、第55条、第62条、第63条第5項)				—
13 事業報告書等の閲覧及び謄写 (第30条、第56条、第62条)				—
14 事業の成功の不能による解散の認定 (第31条第2項)			—	
15 解散の届出の受理 (第31条第4項)				—
16 清算人の届出の受理 (第31条の8)				—
17 残余財産の譲渡の認証 (第32条第2項)			—	
18 清算終了の届出の受理 (第32条の3)				—
19 合併の認証 (第34条第3項)			—	
20 報告の徴収及び検査 (第41条第1項、第64条第1項、第2項)			—	
21 改善命令 (第42条)		—		
22 改善命令違反等に係る設立の認証の取消し (第43条第1項、第2項)		—		
23 認定 (第44条第1項、第49条第1項から第3項まで)			—	
24 認定の有効期間の更新 (第49条第1項、第2項、第51条第2項、第5項)			—	
25 仮認定 (第49条第1項から第3項まで、第58条第1項、第62条)			—	
26 合併の認定 (第49条第1項から第3項まで、第63条第1項、第2項、第5項)			—	
27 認定等の取消し (第49条第1項から第3項まで、第67条)		—		
28 代表者の氏名の変更の届出の処理 (第53条第1項、第2項、第62条)				—
29 認定の失効の公示等 (第57条第2項、第3項、第62条)				—
30 勧告、命令等 (第65条第1項から第4項まで、第6項)		—		

	31	その他の事業の停止命令 (第65条第6項、第66条)	—		
	32	他の都道府県知事等に対する意見の具申及び要請(第68条第1項、第3項)			—
4	ボラ ンティ アに関 する施 策の総 合企画 、総合 調整及 び推進 に関する事務	1 ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。	—		
5	県民 による 地域社 会づく りに関 する事 務	1 県民による地域社会づくりの推進に関すること。	—		
6	コミ ュニテ ィ対策 の推進 に関する事務	1 コミュニティ情報の収集及び提供並びにコミュニティ活動の促進に関すること。			—
7	青少 年対策 に関する事務	1 青少年問題に係る施策の実施計画の策定	—		
		2 青少年問題に係る施策の実施			—
8	青少 年対策 に係る 連絡調 整に関 する事 務	1 青少年対策に係る関係機関との連絡調整		—	
9	愛媛 県青少 年保護 条例の 施行に 関する 事務	1 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制に関すること。			
		(1) 不健全な興行並びに有害な図書類等及びがん具類等の指定(第4条第2項、第5条第2項、第5条の2第2項)	—		
		(2) 不健全な興行の指定の取消し(第4条第5項)	—		

(3) 有害図書類等の陳列に係る措置命令(第5条第9項)	—			
(4) 有害図書類等又は有害がん具類等の自動販売機等への収納に係る措置命令(第5条の7第4項)	—			
(5) 不健全な広告物に係る措置命令(第7条第2項)	—			
(6) ツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機への収納に係る措置命令(第13条の5第3項)	—			
(7) 公表(第13条の8)	—			
2 審議会への諮問(第16条第1項)	—			
3 審議会専門委員への諮問(第16条第1項)			—	
4 報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査(第17条第1項)			—	

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
県 民 活 動 推 進 課	1 特定 非営利 活動促 進法の 施行に 関する 事務	1 設立の認証(第10条第1項)		—	
		2 認証の申請の公告及び縦覧(第10条第2項、第25条第5項、第34条第5項)			—
		3 県警察本部長等の意見の聴取(第12条の2、第43条の2、第48条、第62条、第63条第5項、第65条第7項、第67条第4項)			—
		4 県警察本部長等からの意見の受理(第12条の2、第43条の3、第68条第2項)			—
		5 登記の届出等の受理(第13条第2項、第25条第7項、第39条第2項、第52条第1項、第62条)			—
		6 登記をしないときの設立の認証の取消し(第13条第3項、第39条第2項)		—	
		7 仮理事及び特別代理人の選任(第17条の3、第17条の4)		—	

8	監事からの報告の受理（第18条第3号）			—
9	役員の変更等の届出の受理（第23条第1項、第52条第1項、第62条）			—
10	定款の変更の認証（第25条第3項、第26条第3項、第53条第3項）			—
11	定款の変更の届出の受理（第25条第6項、第52条第1項、第53条第3項、第62条）			—
12	事業報告書等の提出の受理（第29条、第49条第4項、第51条第5項、第52条第1項、第2項、第53条第4項、第55条、第62条、第63条第5項）			—
13	事業報告書等の閲覧及び謄写（第30条、第56条、第62条）			—
14	事業の成功の不能による解散の認定（第31条第2項）			—
15	解散の届出の受理（第31条第4項）			—
16	清算人の届出の受理（第31条の8）			—
17	残余財産の譲渡の認証（第32条第2項）			—
18	清算終了の届出の受理（第32条の3）			—
19	合併の認証（第34条第3項）			—
20	報告の徴収及び検査（第41条第1項、第64条第1項、第2項）			—
21	改善命令（第42条）			—
22	改善命令違反等に係る設立の認証の取消し（第43条第1項、第2項）			—
23	認定（第44条第1項、第49条第1項から第3項まで）			—
24	認定の有効期間の更新（第49条第1項、第2項、第51条第2項、第5項）			—
25	仮認定（第49条第1項から第3項まで、第58条第1項、第62条）			—
26	合併の認定（第49条第1項から第3項まで、第63条第1項、第2項、第5項）			—

	27	認定等の取消し（第49条第1項から第3項まで、第67条）	—		
	28	代表者の氏名の変更の届出の処理（第53条第1項、第2項、第62条）			—
	29	認定の失効の公示等（第57条第2項、第3項、第62条）			—
	30	勧告、命令等（第65条第1項から第4項まで、第6項）	—		
	31	その他の事業の停止命令（第65条第6項、第66条）	—		
	32	他の都道府県知事等に対する意見の具申及び要請（第68条第1項、第3項）			—
	2	ボラ ンティ アに関 する施 策の総 合企画 、総合 調整及 び推進 に関する事務	1	ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。	—
	3	県民 による 地域社 会づく りに関 する事 務	1	県民による地域社会づくりの推進に関すること。	—
	4	コミ ュニテ ィ対策 の推進 に関する事務	1	コミュニティ情報の収集及び提供並びにコミュニティ活動の促進に関すること。	—
	5	青少 年対策 に関する事務	1	青少年問題に係る施策の実施計画の策定	—
2			青少年問題に係る施策の実施		—
	6	青少 年対策 に係る 連絡調 整に関 する事 務	1	青少年対策に係る関係機関との連絡調整	—

7 愛媛 県青少 年保護 条例の 施行に 関する 事務	1 青少年の健全な育成を阻害 するおそれのある行為の規制 に関すること。			
	(1) 不健全な興行並びに有害 な図書類等及びがん具類等 の指定（第4条第2項、第 5条第2項、第5条の2第 2項）	—		
	(2) 不健全な興行の指定の取 消し（第4条第5項）	—		
	(3) 有害図書類等の陳列に係 る措置命令（第5条第9 項）	—		
	(4) 有害図書類等又は有害が ん具類等の自動販売機等へ の収納に係る措置命令（第 5条の7第4項）	—		
	(5) 不健全な広告物に係る措 置命令（第7条第2項）	—		
	(6) ツーショットダイヤル等 利用カードの自動販売機へ の収納に係る措置命令（第 13条の5第3項）	—		
	(7) 公表（第13条の8）	—		
	2 審議会への諮問（第16条第 1項）	—		
	3 審議会専門委員への諮問 （第16条第1項）			—
	4 報告の徴収、資料の提出の 要求及び立入調査（第17条第 1項）			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
			部 長	局 長	課 長	主 幹
消 防 防 災 安 全 課	1 省略	1 省略			—	
		2 省略	—			
		3 省略			—	
		4 省略		—		
		5 省略				—
		6 省略				—
		7 省略				—
		8 省略				—
		9 省略				—
		10 省略				—
		11 省略	—			
		12 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
			部 長	局 長	課 長
消 防 防 災 安 全 課	1 省略	1 省略			—
		2 省略	—		
		3 省略			—
		4 省略		—	
		5 省略			—
		6 省略			—
		7 省略			—
		8 省略			—
		9 省略			—
		10 省略			—
		11 省略	—		
		12 省略			



	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	13 省略		—		
	14 省略		—		
	15 省略		—		
	16 省略		—		
	17 省略		—		
2 省略	1 省略				—
3 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略		—		
	2 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略			—	
	(9) 省略			—	
	(10) 省略		—		
	(11) 省略				—
	(12) 省略			—	
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略				—
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略				—
	(20) 省略				—
	(21) 省略			—	
	(22) 省略			—	
	(23) 省略		—		
	(24) 省略				—
	(25) 省略				—
	(26) 省略				—
	(27) 省略				—
	(28) 省略			—	
	(29) 省略			—	

	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	13 省略		—		
	14 省略		—		
	15 省略		—		
	16 省略		—		
	17 省略		—		
2 省略	1 省略				—
3 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略		—		
	2 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略		—		
	(11) 省略				—
	(12) 省略			—	
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略				—
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略				—
	(20) 省略				—
	(21) 省略			—	
	(22) 省略			—	
	(23) 省略		—		
	(24) 省略				—
	(25) 省略				—
	(26) 省略				—
	(27) 省略				—
	(28) 省略			—	
	(29) 省略			—	

3	省略				
(1)	省略				—
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
(5)	省略				—
(6)	省略			—	
(7)	省略				—
(8)	省略			—	
(9)	省略	—			
(10)	省略				—
4	省略				
(1)	省略				—
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
(5)	省略				—
(6)	省略				—
(7)	省略				—
(8)	省略			—	
5	省略				
(1)	省略	—			
(2)	省略		—		
(3)	省略		—		
4	省略	—			
2	省略				—
3	省略	—			
5	省略		—		
2	省略				—
(1)	省略				—
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
3	省略			—	
4	省略				
(1)	省略			—	
(2)	省略				—
5	省略		—		
6	省略				
1	省略				—
(1)	省略			—	
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
(5)	省略				—

3	省略				
(1)	省略				—
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
(5)	省略				—
(6)	省略			—	
(7)	省略				—
(8)	省略			—	
(9)	省略		—		
(10)	省略				—
4	省略				
(1)	省略				—
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
(5)	省略				—
(6)	省略				—
(7)	省略				—
(8)	省略			—	
5	省略				
(1)	省略		—		
(2)	省略			—	
(3)	省略			—	
4	省略	—			
2	省略				—
3	省略	—			
5	省略		—		
2	省略				—
(1)	省略				—
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
3	省略			—	
4	省略				
(1)	省略			—	
(2)	省略				—
5	省略		—		
6	省略				
1	省略				—
(1)	省略			—	
(2)	省略				—
(3)	省略				—
(4)	省略				—
(5)	省略				—

(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
2 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
(6) 省略				—
(7) 省略			—	
(8) 省略		—		
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
4 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
4 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略		—		
(10) 省略				—
(11) 省略				—
5 省略				

(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
2 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略			—	
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略			—	
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略			—	
(10) 省略				—
(11) 省略				—
5 省略				

(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略		—		
(10) 省略		—		
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略			—	
6 省略				—
7 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—

(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略		—		
(10) 省略		—		
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略			—	
6 省略				—
7 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—

	(9) 省略		—		
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略		—		
8 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
9 電気 工事士 法の施 行に関 する事 務	1 電気工事士免状に関する こと。				
	(1) 交付（第4条第2項、第 3項第2号、第4項第3 号）				—
	<u>ア 第一種電気工事士免状 に係るもの</u>				—
	<u>イ 第二種電気工事士免状 に係るもの</u>				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
10 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略		—		
	(15) 省略			—	
	(16) 省略		—		
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略				—
	(9) 省略		—		
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
8 省略	1 省略				—
	2 省略				—
9 電気 工事士 法の施 行に関 する事 務	1 電気工事士免状に関するこ と。				
	(1) 交付（第4条第2項、第 3項第2号、第4項第3 号）				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
10 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略		—		
	(15) 省略			—	
	(16) 省略		—		
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略				—

(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
ア 省略				—
イ 省略				—
(10) 省略				—
ア 省略				—
イ 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—

(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
ア 省略				—
イ 省略				—
(10) 省略				—
ア 省略				—
イ 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—

11 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
12 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
13 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略		—		
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
5 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略		—			
(3) 省略		—			
(4) 省略		—			
(5) 省略		—			
(6) 省略		—			
6 省略				—	

11 省略	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
12 省略	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
13 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
5 省略					
(1) 省略			—		
(2) 省略			—		
(3) 省略			—		
(4) 省略			—		
(5) 省略			—		
(6) 省略			—		
6 省略				—	

	7 省略				—
	8 省略				—
	9 省略				—
	10 省略				—
	11 省略				—
14 省略	1 省略		—		
	2 省略				—

	7 省略				—
	8 省略				—
	9 省略				—
	10 省略				—
	11 省略				—
14 省略	1 省略		—		
	2 省略				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
危機管理課	1 災害対策基本法の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1～14 省略			
		15 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る報告の受理（第42条第4項、第44条第3項）			
		16 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第5項、第44条第3項）			
		17 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告（第42条第5項、第44条第3項）			
		18・19 省略			
		20 災害情報の収集及び伝達（第51条第1項）			
		21 省略			
		22 被害状況等の報告（第53条第2項）			
		23～26 省略			
		27 市町長等の要請による応援等の決定（第68条____、第80条第2項）			
		28～31 省略			
		32 市町長に対する応急措置等の指示等（第72条第1項、第2項、第93条第2項）			
		33・34 省略			
		35 内閣総理大臣による応援の要求の要求（第74条の2第1項）	—		
		36 市町長に対する災害発生市町村長の応援の要求（第74条の2第4項）	—		
		37 省略			
		38 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
危機管理課	1 災害対策基本法の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1～14 省略			
		15 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る報告の受理（第42条第3項、第44条第3項）			
		16 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第4項、第44条第3項）			
		17 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告（第42条第4項、第44条第3項）			
		18・19 省略			
		20 災害情報の収集及び伝達（第51条____）			
		21 省略			
		22 被害状況_の報告（第53条第2項）			
		23～26 省略			
		27 市町長等の要請による応援等の決定（第68条第1項、第80条第2項）			
		28～31 省略			
		32 市町長に対する応急措置等の指示（第72条第1項____、第93条第2項）			
		33・34 省略			
		35 省略			
		36 省略			





組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境政策課	1 省略	1 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
		2 省略	—			
	3 省略	1 省略			—	
		2 省略	—			
	4 省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
	5 省略	1 省略	—			
		2 省略				—
		3 省略		—		
		4 省略				—
		5 省略				
		(1) 省略			—	
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
		(4) 省略			—	
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
		(7) 省略			—	
		6 省略				—
		7 省略				
		(1) 省略				—
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略				—	
	8 省略				—	
	6 省略	1 省略	—			
2 省略			—			
7 省略	1 省略		—			
8 省略	1 省略		—			
	2 省略			—		
9 省略	1 省略			—		
10 省略	1 省略				—	
11 省略	1 省略	—				
	2 省略				—	
	3 省略		—			
12 環境影響評	1 省略					
	(1) 省略			—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境政策課	1 省略	1 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
		2 省略	—			
	3 省略	1 省略			—	
		2 省略	—			
	4 省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
	5 省略	1 省略	—			
		2 省略				—
		3 省略		—		
		4 省略				—
		5 省略				
		(1) 省略			—	
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
		(4) 省略			—	
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
		(7) 省略			—	
		6 省略				—
		7 省略				
		(1) 省略				—
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略				—	
	8 省略				—	
	6 省略	1 省略	—			
2 省略			—			
7 省略	1 省略		—			
8 省略	1 省略		—			
	2 省略			—		
9 省略	1 省略			—		
10 省略	1 省略				—	
11 省略	1 省略	—				
	2 省略				—	
	3 省略		—			
12 環境影響評	1 省略					
	(1) 省略			—		

価法の 施行に 関する 事務	2 環境影響評価方法書に関する こと。				
	(1) 説明会の日時及び場所について の事業者への意見の陳述（第7条の2第3項、 第40条）				—
	(2) 省略	—			
	(3) 知事の意見の提出期間の 延長及びその通知（環境影 響評価法施行令第10条第1 項ただし書、第2項）				—
	(4) 省略		—		
	3 環境影響評価準備書に関する こと。				
	(1) 説明会の日時及び場所について の事業者への意見の陳述（第7条の2第3項、 第17条第2項、第40条、第 48条第2項）				—
	(2) 事業者への書面による意 見の陳述（第20条第1項、 第40条、第48条第2項）	—			
	(3) 知事の意見の提出期間の 延長及びその通知（環境影 響評価法施行令第10条第2 項、第12条第1項ただし 書、第2項）				—
	(4) 市町長の意見の聴取（第 10条第2項、第20条第2 項、第40条、第48条第2 項）		—		
13 愛媛 県環境 影響評 価条例 の施行 に関する 事務	1 省略				
(1) 省略	—				
(2) 省略		—			
2 環境影響評価方法書に関する こと。					
(1) 説明会の日時及び場所について の事業者への意見の陳述（第7条の2第3項、 第41条、愛媛県環境影響評 価条例施行規則（以下この 部において「規則」とい う。）第52条）				—	
(2) 事業者への書面による意 見の陳述（第10条第1項、 第41条、規則 第52条）	—				
(3) 省略			—		
価法の 施行に 関する 事務	2 環境影響評価方法書に関する こと。				
	(1) 省略		—		
	(2) 知事の意見の提出期間の 延長及びその通知（環境影 響評価法施行令第7条 _____）				—
	(3) 省略			—	
	3 環境影響評価準備書に関する こと。				
	(1) 説明会の日時及び場所について の事業者への意見の陳述（第17条第3項 _____、第 48条第2項）				—
	(2) 事業者への書面による意 見の陳述（第20条第1項 _____、第48条第2項）	—			
	(3) 知事の意見の提出期間の 延長及びその通知（環境影 響評価法施行令第7条第2 項、第8条 _____）				—
	(4) 市町長の意見の聴取（第 10条第2項、第20条第2 項_____、第48条第2 項）			—	
	13 愛媛 県環境 影響評 価条例 の施行 に関する 事務	1 省略			
(1) 省略		—			
(2) 省略			—		
2 環境影響評価方法書に関する こと。					
(1) 事業者への書面による意 見の陳述（第10条第1項、 第41条、愛媛県環境影響評 価条例施行規則（以下この 部において「規則」とい う。）第52条）				—	
(2) 省略			—		

(4) 省略			—	
3 省略			—	
4 環境影響評価準備書に関する こと。				
(1) 説明会の日時及び場所につ いての事業者への意見の 陳述(第7条の2第3項、 第16条第2項、第41条、規 則第52条)			—	
(2) 省略	—			
(3) 省略			—	
(4) 省略	—			
(5) 省略			—	
(6) 省略			—	
(7) 省略			—	
(8) 省略			—	
(9) 省略		—		
(10) 省略		—		
(11) 省略			—	
(12) 省略			—	
(13) 省略		—		
5 省略				
(1) 省略		—		
6 省略	—			
7 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略			—	
(3) 省略		—		
8 環境影響評価法に規定する 知事の意見に係る手続に関す ること。				
(1) 配慮書の案又は配慮書に ついての事業者への書面に よる意見の陳述(第44条第 1項)	—			
(2) 配慮書の案又は配慮書に ついての市町長及び審査会 の意見の聴取(第44条第2 項)		—		
(3) 第二種事業に係る環境影 響評価その他の手続が行わ れる必要があるかどうか についての市町長及び審査会 の意見及びその理由の聴取 (第44条第3項)		—		
(4) 環境影響評価法の対象事 業に係る環境影響評価方法		—		

(3) 省略			—	
3 省略			—	
4 環境影響評価準備書に関する こと。				
(1) 説明会の日時及び場所につ いての事業者への意見の 陳述(第16条第3項 ____、第41条、規 則第52条)			—	
(2) 省略		—		
(3) 省略			—	
(4) 省略		—		
(5) 省略			—	
(6) 省略			—	
(7) 省略			—	
(8) 省略			—	
(9) 省略			—	
(10) 省略			—	
(11) 省略			—	
(12) 省略			—	
(13) 省略			—	
5 省略				
(1) 省略			—	
6 省略		—		
7 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
8 環境影響評価法に規定する 知事の意見に係る手続に関す ること。				
(1) 第二種事業に係る環境影 響評価その他の手続が行わ れる必要があるかどうか についての市町長及び審査会 の意見及びその理由の聴取 (第44条第1項)			—	
(2) 環境影響評価法の対象事 業に係る環境影響評価方法			—	

		書及び環境影響評価準備書 についての審査会の意見の 聴取（第44条第4項）							書及び環境影響評価準備書 についての審査会の意見の 聴取（第44条第2項）					
		9 省略							9 省略					
		(1) 省略				—			(1) 省略				—	
		(2) 省略				—			(2) 省略				—	
		(3) 省略				—			(3) 省略				—	
		10 省略				—			10 省略				—	
		11 省略				—			11 省略				—	
		12 省略				—			12 省略				—	
		13 省略							13 省略				—	
14	省略	1 省略				—			14 省略	1 省略			—	
		2 省略				—			2 省略				—	
		3 省略							3 省略				—	
		4 省略				—			4 省略				—	
		5 省略							5 省略				—	
		6 省略				—			6 省略				—	
		7 省略				—			7 省略				—	
		8 省略				—			8 省略				—	
		9 省略							9 省略				—	
		10 省略				—			10 省略				—	
		11 省略							11 省略				—	
		12 省略				—			12 省略				—	
		13 省略							13 省略				—	
15	省略	1 省略				—			15 省略	1 省略			—	
16	省略	1 省略							16 省略	1 省略				
		(1) 省略				—			(1) 省略				—	
		(2) 省略							(2) 省略				—	
		2 省略							2 省略					
		(1) 省略				—			(1) 省略				—	
		3 省略							3 省略					
		(1) 省略							(1) 省略				—	
		(2) 省略				—			(2) 省略				—	
		(3) 省略							(3) 省略				—	
		(4) 省略							(4) 省略				—	
		(5) 省略							(5) 省略				—	
17	省略	1 省略				—			17 省略	1 省略			—	
		2 省略				—			2 省略				—	
		3 省略							3 省略				—	
		4 省略							4 省略				—	
18	省略	1 省略				—			18 省略	1 省略			—	
		2 省略				—			2 省略				—	
		3 省略							3 省略				—	
19	省略	1 省略				—			19 省略	1 省略			—	
		2 省略				—			2 省略				—	

	3 省略			—		
20 省略	1 省略				—	
21 省略	1 省略					
	(1) 省略	—				
	(2) 省略			—		
	(3) 省略			—		
	(4) 省略			—		
	(5) 省略			—		
	2 省略			—		
	3 省略					
	(1) 省略		—			
	(2) 省略		—			
	(3) 省略		—			
	22 省略	1 省略				
(1) 省略		—				
(2) 省略				—		
2 省略						
(1) 省略					—	
(2) 省略					—	
(3) 省略				—		
(4) 省略				—		
3 省略						
(1) 省略		—				
(2) 省略				—		
(3) 省略		—				
(4) 省略				—		
(5) 省略				—		
(6) 省略		—				
4 省略				—		
5 省略			—			
23 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略				—	
	(5) 省略				—	
	(6) 省略		—			
	(7) 省略				—	
	(8) 省略				—	
	(9) 省略				—	
	(10) 省略				—	
	(11) 省略				—	
	2 省略					
	(1) 省略				—	

	3 省略			—		
20 省略	1 省略				—	
21 省略	1 省略					
	(1) 省略	—				
	(2) 省略			—		
	(3) 省略			—		
	(4) 省略			—		
	(5) 省略			—		
	2 省略			—		
	3 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略			—		
	(3) 省略			—		
	22 省略	1 省略				
(1) 省略		—				
(2) 省略				—		
2 省略						
(1) 省略					—	
(2) 省略					—	
(3) 省略				—		
(4) 省略				—		
3 省略						
(1) 省略		—				
(2) 省略				—		
(3) 省略		—				
(4) 省略				—		
(5) 省略				—		
(6) 省略		—				
4 省略				—		
5 省略			—			
23 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略				—	
	(5) 省略				—	
	(6) 省略		—			
	(7) 省略				—	
	(8) 省略				—	
	(9) 省略				—	
	(10) 省略				—	
	(11) 省略				—	
	2 省略					
	(1) 省略				—	

	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
24 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 省略				—
25 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略		—		
	(8) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
(5) 省略				—	
(6) 省略				—	
(7) 省略				—	
26 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略		—		
	5 省略				—
27 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
28 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		

	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
24 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略			—	
	(3) 省略				—
25 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略		—		
	(8) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
(5) 省略				—	
(6) 省略				—	
(7) 省略				—	
26 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略		—		
	5 省略				—
27 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
28 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		

2 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略	—			
(3) 省略		—		
(4) 省略			—	
(5) 省略		—		
(6) 省略				—
3 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略	—			
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
(5) 省略				—
4 省略				—
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
6 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
(5) 省略				—
7 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略				—
(4) 省略		—		
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略			—	
(8) 省略		—		
(9) 省略			—	
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
8 省略				—
9 省略				—
29 省略				
1 省略	—			
2 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
3 省略				

2 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略			—	
(6) 省略				—
3 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
4 省略				—
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
6 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
7 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略				—
(4) 省略			—	
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略			—	
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
8 省略				—
9 省略				—
29 省略				
1 省略		—		
2 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
3 省略				



	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	4 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
30 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略	—			
	4 省略			—	
	5 省略		—		
	6 省略		—		
31 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略		—		
	4 省略		—		

	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	4 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略				—
30 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略	—			
	4 省略			—	
	5 省略		—		
	6 省略		—		
31 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略		—		
	4 省略		—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
循環型社会推進課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略				
		(1) 省略	—			
	2 省略	1 省略				—
		3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 省略			—
	2 省略					
	(1) 省略		—			
	(2) 省略			—		
	(3) 省略				—	
	(4) 省略					—
	(5) 省略			—		
	3 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略			—		
	(3) 省略		—			
	(4) 省略		—			
	(5) 省略		—			
	(6) 省略			—		
	(7) 省略			—		
	(8) 省略		—			
(9) 省略				—		
(10) 省略				—		
4 省略						
(1) 省略				—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
循環型社会推進課	1 省略	1 省略		—		
		2 省略				
		(1) 省略		—		
	2 省略	1 省略				—
		3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 省略			—
	2 省略					
	(1) 省略		—			
	(2) 省略			—		
	(3) 省略				—	
	(4) 省略					—
	(5) 省略			—		
	3 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略			—		
	(3) 省略		—			
	(4) 省略		—			
	(5) 省略		—			
	(6) 省略			—		
	(7) 省略			—		
	(8) 省略		—			
(9) 省略				—		
(10) 省略				—		
4 省略						
(1) 省略				—		

(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
<u>5</u> 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略		—		
(5) 省略		—		
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略		—		
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
<u>6</u> 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略			—	
(3) 省略		—		
<u>7</u> 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
<u>8</u> 監督に関すること。				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
<u>9</u> 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略				—
(3) 省略				—

(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
<u>5</u> 産業廃棄物処理業及び特別 管理産業廃棄物処理業に 関すること。				
(1) 許可の取消し又は事業の 停止命令（第14条の3、第 14条の3の2、第14条の 6）				—
<u>6</u> 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
(5) 省略			—	
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略			—	
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
<u>7</u> 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略				—
(3) 省略			—	
<u>8</u> 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
<u>9</u> 監督に関すること。				
(1) 改善命令（第19条の3第 2号）				—
(2) 措置命令（第19条の4第 2項、第19条の5、第19条 の6、第19条の10）				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
<u>10</u> 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—

	(4) 省略			—	
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	10 省略				—
4 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略		—		
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
5 省略	1 省略		—		
	2 省略	—			
7 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略				—
8 省略	1 省略			—	
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				
	ア 省略		—		
	イ 省略			—	
	6 省略				—

	(4) 省略			—	
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	11 省略				—
4 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略		—		
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
5 省略	1 省略		—		
	2 省略	—			
6 省略	1 省略				—
	2 省略	—			
	3 省略		—		
7 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略				—
8 省略	1 省略			—	
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				
	ア 省略		—		
イ 省略	イ 省略			—	
	イ 省略			—	
	イ 省略			—	
	イ 省略			—	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
			部長	局長	課長	主幹
自然保護課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略				—
		(5) 省略		—		
		(6) 省略		—		
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
		(9) 省略		—		
(10) 省略		—				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
			部長	局長	課長	
自然保護課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略				—
		(5) 省略		—		
		(6) 省略		—		
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
		(9) 省略		—		
(10) 省略		—				

	(1) 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	4 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	5 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	6 省略			—	
	7 省略			—	
	8 省略			—	
	9 省略	—			
	10 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	11 省略			—	
	12 省略			—	
	13 省略			—	
	14 省略			—	
	15 省略			—	
	16 省略			—	
2 省略	1 省略	—			
	2 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略	—			
	(10) 省略	—			
	(11) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略	—			

	(1) 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	4 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	5 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	6 省略			—	
	7 省略			—	
	8 省略			—	
	9 省略	—			
	10 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	11 省略			—	
	12 省略			—	
	13 省略			—	
	14 省略			—	
	15 省略			—	
	16 省略			—	
2 省略	1 省略	—			
	2 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略	—			
	(10) 省略	—			
	(11) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略	—			

(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
5 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
6 省略			—	
7 省略			—	
8 省略				—
9 省略	—			
10 省略				
(1) 省略	—			
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略				—
(5) 省略			—	
(6) 省略			—	
11 省略			—	
12 省略			—	
13 省略				—
14 省略			—	
15 省略			—	
3 省略	1 省略		—	
4 省略	1 省略			—
5 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	8 省略		—	

(2) 省略				—
(3) 省略				—
5 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
6 省略				—
7 省略				—
8 省略				—
9 省略		—		
10 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
11 省略				—
12 省略				—
13 省略				—
14 省略				—
15 省略				—
3 省略	1 省略		—	
4 省略	1 省略			—
5 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	8 省略		—	

	9 省略			—
6 省略	1 省略	—		
7 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
5 省略	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
6 省略			—	
7 省略	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
8 省略	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
9 省略	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
10 省略	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
11 省略			—	
12 省略		—		
13 省略		—		

	9 省略			—
6 省略	1 省略	—		
7 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
5 省略	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
6 省略			—	
7 省略	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
8 省略	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
9 省略	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
10 省略	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
11 省略			—	
12 省略		—		
13 省略		—		

	14 省略				
8 省略	1 省略	—			
	2 省略	—			
	3 省略		—		
	4 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	5 省略	—			
	6 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	(7) 省略			—	
	(8) 省略			—	
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略			—	
(12) 省略				—	
7 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略			—		
(3) 省略			—		
(4) 省略				—	
(5) 省略			—		
8 省略		—			
9 省略			—		
9 省略	1 省略			—	

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
保健福祉	1 省略	1 省略	—				
	2 省略	1 省略	—				
		2 省略				—	
		3 省略		—			

	14 省略				
8 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略			—	
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	5 省略		—		
	6 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
(12) 省略				—	
7 省略					
(1) 省略			—		
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
(5) 省略				—	
8 省略			—		
9 省略				—	
9 省略	1 省略			—	

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
保健福祉	1 省略	1 省略	—				
	2 省略	1 省略	—				
		2 省略					—
		3 省略					—

課	4	省略		—				
	5	省略	—					
	6	省略	—					
	7	省略		—				
	8	省略		—				
	9	省略				—		
	10	省略				—		
	11	省略				—		
	12	省略			—			
	13	省略				—		
	14	省略			—			
	15	省略			—			
	16	省略	—					
	17	省略				—		
	18	省略				—		
	19	省略				—		
	20	省略	—					
	21	省略				—		
	22	省略		—				
	23	省略				—		
	24	省略	—					
	25	省略				—		
	26	省略				—		
	3 省略	1	省略			—		
		2	省略				—	
		3	省略	—				
4		省略	—					
5		省略	—					
6		省略	—					
7		省略			—			
8		省略				—		
9		省略	—					
10		省略			—			
11		省略				—		
12		省略	—					
13		省略		—				
14		省略				—		
4 省略	1	省略				—		
5 省略	1	省略						
	(1)	省略	—					
	(2)	省略			—			
	(3)	省略		—				
	(4)	省略				—		
	(5)	省略				—		



(6) 省略				—	
(7) 省略			—		
(8) 省略				—	
(9) 省略				—	
(10) 省略				—	
(11) 省略	—				
(12) 省略			—		
(13) 省略		—			
(14) 省略		—			
(15) 省略	—				
(16) 省略		—			
(17) 省略		—			
(18) 省略			—		
2 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略		—			
(3) 省略			—		
(4) 省略		—			
(5) 省略		—			
3 省略					
(1) 省略	—				
(2) 省略			—		
6 省略	1 省略		—		
7 省略	1 省略			—	
8 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略				—
	6 省略		—		
9 省略	1 省略	—			
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略				—
	7 省略		—		
	8 省略	—			
	9 省略		—		
	10 省略	—			
10 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
11 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	

(6) 省略				—	
(7) 省略				—	
(8) 省略				—	
(9) 省略				—	
(10) 省略				—	
(11) 省略		—			
(12) 省略				—	
(13) 省略			—		
(14) 省略			—		
(15) 省略		—			
(16) 省略			—		
(17) 省略			—		
(18) 省略				—	
2 省略					
(1) 省略			—		
(2) 省略			—		
(3) 省略				—	
(4) 省略			—		
(5) 省略			—		
3 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略				—	
6 省略	1 省略		—		
7 省略	1 省略			—	
8 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略				—
	6 省略		—		
9 省略	1 省略	—			
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略				—
	7 省略		—		
	8 省略	—			
	9 省略		—		
	10 省略	—			
10 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
11 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	

	3 省略				—	
	4 省略					—
	5 省略					—
	6 省略					—
12 省略	1 省略	—				
	2 省略	—				
13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略		—			
	2 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略				—	
	(3) 省略			—		
	(4) 省略				—	
	(5) 省略		—			
14 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略		—			
	(3) 省略		—			
	(4) 省略		—			
	(5) 省略				—	
	(6) 省略				—	
	2 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略				—	
	(3) 省略			—		
	(4) 省略			—		
	(5) 省略		—			
15 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略		—			
16 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略			—		
	(5) 省略			—		
	(6) 省略		—			
	2 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	3 省略					—
	4 省略					—
	5 省略					—
	6 省略					—
12 省略	1 省略	—				
	2 省略	—				
13 障害者自立支援法	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略		—			
	2 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略				—	
	(5) 省略		—			
14 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略		—			
	(3) 省略		—			
	(4) 省略		—			
	(5) 省略				—	
	(6) 省略				—	
	2 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略				—	
	(3) 省略			—		
	(4) 省略			—		
	(5) 省略		—			
15 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略		—			
16 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略			—		
	(5) 省略			—		
	(6) 省略		—			
	2 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	

(4) 省略			—	
(5) 省略			—	
(6) 省略		—		
(7) 省略				—
(8) 省略				—

(4) 省略			—	
(5) 省略			—	
(6) 省略		—		
(7) 省略				—
(8) 省略				—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
医 療 保 険 室	1 国民 健康保 険法の 施行に 関する 事務	1 国民健康保険組合等の管理 に <u>関すること。</u>			
		(1) 国民健康保険組合（以下 この部において「組合」と いう。）及び国民健康保険 団体連合会（以下この部に おいて「連 合 会」とい う。）の設立及び解散の認 可（第17条、第32条、第84 条、第86条）	—		
		(2) 組合及び連合会の仮理事 及び特別代理人の選任（第 24条の4、第24条の5、第 86条）	—		
		(3) 組合及び連合会の議決事 項の認可及び届出の受理 （第27条、第86条）			—
		(4) 組合及び連合会の清算人 及び解散の届出の受理（第 32条の7、第86条）			—
		(5) 組合及び連合会の清算結 了の届出の受理（第32条の 12、第86条）			—
		(6) 組合等に関する監督（第 108条）	—		
		2 保険者等の指導監督等に関 すること。			
		(1) 保険者又は連合会に対す る 指 導 監 督（第4条、第 106条）			—
		(2) 国の負担金等の進達及び 通知（第69条から第74条ま で）			—
		3 保険医療機関等に関するこ と。			
		(1) 保険者と保険医療機関又 は保険薬局との割引契約に 対する認可（第45条第3 項）			—

	(2) 指導（第41条、第54条の2の2）				—
	(3) 報告等（第45条の2、第54条の2の3）				—
	4 広域化等支援方針に関する こと。				
	(1) 方針の策定及び変更（第68条の2第1項）	—			
	(2) 市町の意見聴取（第68条の2第4項）		—		
	(3) 方針の公表（第68条の2第5項）				—
	(4) 連合会等に対する協力の要請（第68条の2第7項）				—
	5 国民健康保険診療報酬審査委員会及び国民健康保険審査会の委員に関する こと。				
	(1) 国民健康保険診療報酬審査委員会委員の委嘱（第88条）		—		
	(2) 診療担当者の出頭等の承認（第89条）				—
	(3) 国民健康保険審査会委員の任免（第92条）		—		
	6 診療録の提示命令等（第114条）				—
2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務	1 県医療費適正化計画に関する こと。				
	(1) 計画の策定（第9条第1項）	—			
	(2) 市町との協議（第9条第5項）		—		
	(3) 計画の厚生労働大臣への提出及び公表（第9条第6項）				—
	(4) 保険者等に対する協力の要請（第9条第7項）				—
	(5) 計画の進捗状況に関する評価（第11条第1項）		—		
	(6) 計画の実績に関する評価、厚生労働大臣への報告及び公表（第12条第1項、第2項）		—		
	(7) 診療報酬に係る意見の提出（第13条第1項）	—			
	(8) 診療報酬に係る厚生労働大臣との協議（第14条第2項）	—			

(9) 保険者等に対する資料の提出に関する協力の要請 (第15条第1項)				—
(10) 保険者等に対する助言等 (第15条第2項)		—		
2 保険医療機関等に関すること。				
(1) 診療録等の提示命令等 (第61条第1項)				—
(2) 診療等の内容に関する報告命令等(第61条第2項)				—
(3) 当該職員の証明書の交付 (第61条第3項、第72条第2項、第81条第2項)				—
(4) 指導(第66条第1項、第80条)				—
(5) 後期高齢者医療広域連合 (以下この部において「広域連合」という。)と保険医療機関等の契約の認可 (第70条第2項)				—
(6) 報告の徴収及び検査等 (第72条第1項、第81条第1項)				—
3 後期高齢者医療診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療審査会に関すること。				
(1) 後期高齢者医療診療報酬審査委員会委員の委嘱(第127条、国民健康保険法第88条第2項)		—		
(2) 開設者等の出頭等の要請の承認(第127条、国民健康保険法第89条第1項)				—
(3) 後期高齢者医療審査会委員の任免(第130条、国民健康保険法第93条第1項)		—		
4 広域連合等に関すること。				
(1) 指定法人に対する助言、情報の提供等(第132条)				—
(2) 広域連合又は市町に対する助言等(第133条第1項)				—
(3) 政令で定める場合の広域連合との協議(第133条第2項)				—
(4) 報告の徴収及び実地検査 (第134条第1項、第2項、第152条第1項)				—



	33	省略			—
	34	省略			—
	35	省略			—
	36	省略			—
	37	省略	—		
	38	省略			—
	39	省略			—
	40	省略	—		
	41	省略	—		
	42	省略			—
	43	省略	—		
	44	省略	—		
	45	省略	—		
	46	省略		—	
	47	省略			—
	48	省略			—
2	省略	1 省略			—
3	省略	1 省略	—		
		2 省略	—		
		3 省略		—	
		4 省略			—
		5 省略			—
		6 省略			—
		7 省略			—
		8 省略			—
4	省略	1 省略	—		
		2 省略	—		
		3 省略	—		
		4 省略			—
		5 省略			—
		6 省略		—	
		7 省略			—
		8 省略			—
		9 省略			—
5	省略	1 省略	—		
6	省略	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略	—		
		4 省略			—
		5 省略	—		
7	省略	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略	—		
		4 省略			—

	33	省略			—
	34	省略			—
	35	省略			—
	36	省略			—
	37	省略		—	
	38	省略			—
	39	省略			—
	40	省略		—	
	41	省略		—	
	42	省略			—
	43	省略		—	
	44	省略		—	
	45	省略		—	
	46	省略			—
	47	省略			—
	48	省略			—
2	省略	1 省略			—
3	省略	1 省略		—	
		2 省略		—	
		3 省略			—
		4 省略			—
		5 省略			—
		6 省略			—
		7 省略			—
		8 省略			—
4	省略	1 省略		—	
		2 省略		—	
		3 省略		—	
		4 省略			—
		5 省略			—
		6 省略			—
		7 省略			—
		8 省略			—
		9 省略			—
5	省略	1 省略		—	
6	省略	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略		—	
		4 省略			—
		5 省略		—	
7	省略	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略		—	
		4 省略			—

	5 省略				
8 省略	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
9 診療放射線技師法の施行に関する事務	1 診療エックス線技師の免許証の再交付 _____（行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有するものとされている改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（以下この部において「旧法」という。） <u>第8条第2項</u> ）				
	2 診療エックス線技師の再免許（旧法第9条第4項）				
	3 省略				
	4 省略				
10 省略	1 省略				
11 省略	1 省略				
12 省略	1 省略				
13 保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 准看護師籍の訂正 _____ 並びに免許証の書換え交付及び再交付（政令第3条第3項、第6条第2項、第7条第2項）				
16 准看護師籍の登録の抹消（政令第4条第2項、第5条第1項）					
17 准看護師の免許証の返納の受理（政令第7条第5項、第8条第2項、第4項）					

	5 省略				
8 省略	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
9 診療放射線技師法の施行に関する事務	1 診療エックス線技師の免許の再交付及び再免許（行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有するものとされている改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（次項 _____ において「旧法」という。 <u>第8条、第9条</u> ）				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
10 省略	1 省略				
11 省略	1 省略				
12 省略	1 省略				
13 保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 准看護師籍の訂正、登録の抹消並びに免許証の書換え交付及び再交付（政令第3条から第7条まで _____ ）				
16 准看護師の免許証の返納の受理（政令 _____ 第8条第2項、第4項）					





組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
健康増進課	1 省略	1 省略			—	
		2 省略			—	
	2 省略	1 省略		—		
		2 省略		—		
		3 省略			—	
		4 省略				
		(1) 省略				—
		(2) 省略				—
		5 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略				—
		6 省略				—
	7 省略				—	
	8 省略		—			
	9 省略		—			
	10 省略				—	
	3 省略	1 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略			—	
		(3) 省略				—
		2 省略				
		(1) 省略				—
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
		(4) 省略			—	
		3 省略				
		(1) 省略			—	
		(2) 省略			—	
4 省略						
(1) 省略			—			
(2) 省略			—			
5 省略						
(1) 省略			—			
(2) 省略			—			
(3) 省略				—		
(4) 省略				—		
(5) 省略				—		
(6) 省略				—		
(7) 省略				—		
(8) 省略				—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	1 省略	1 省略				—
		2 省略				—
	2 省略	1 省略			—	
		2 省略			—	
		3 省略				—
		4 省略				
		(1) 省略				—
		(2) 省略				—
		5 省略				
		(1) 省略			—	
(2) 省略				—		
6 省略				—		
7 省略				—		
8 省略			—			
9 省略			—			
10 省略				—		
3 省略	1 省略					
	(1) 省略		—			
	(2) 省略			—		
	(3) 省略				—	
	2 省略					
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略			—		
	3 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略			—		
	4 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略			—		
	5 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略			—		
(3) 省略				—		
(4) 省略				—		
(5) 省略				—		
(6) 省略				—		
(7) 省略				—		
(8) 省略				—		

6 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略			—	
7 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略			—	
8 省略				—
4 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			—
5 省略	1 省略			—
	2 省略			—
6 省略	1 省略			—
	2 省略			—
7 省略	1 省略			—
	2 省略			—
8 省略	1 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略	—		
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	5 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—

6 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略				—
7 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略				—
8 省略				—
4 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略			—
5 省略	1 省略			—
	2 省略			—
6 省略	1 省略			—
	2 省略			—
7 省略	1 省略			—
	2 省略			—
8 省略	1 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	5 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—

	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略				—
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略				—
	(20) 省略				—
	(21) 省略				—
	(22) 省略				—
	6 省略			—	
	7 省略				—
	8 省略				—
	9 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
9 省略	1 省略				—
	2 省略				—
10 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略			—	
	8 省略				—
11 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
	3 省略			—	
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
12 省略	1 省略				—
13 省略	1 省略				—
14 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
	3 省略				—
15 省略	1 省略				—
	2 省略				—

	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略				—
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略				—
	(20) 省略				—
	(21) 省略				—
	(22) 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				—
	9 省略				—
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
9 省略	1 省略				—
	2 省略				—
10 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略			—	
	8 省略				—
11 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
	3 省略			—	
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
12 省略	1 省略				—
13 省略	1 省略				—
14 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
	3 省略				—
15 省略	1 省略				—
	2 省略				—

	3 省略				
16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1 省略				
	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
	(5) 省略				
	(6) 省略				
	(7) 省略				
	2 指定自立支援医療機関（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 変更並びに休止、廃止及び再開等の届出の受理（第64条、第69条第2号、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条</u> ）				
	(4) 省略				
	(5) 省略				

	3 省略				
16 障害者自立支援法	1 省略				
	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
	(5) 省略				
	(6) 省略				
	(7) 省略				
	2 指定自立支援医療機関（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関する事務				
	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 変更並びに休止、廃止及び再開等の届出の受理（第64条、第69条第2号、 <u>障害者自立支援法施行規則</u> _____ 第63条）				
	(4) 省略				
	(5) 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
業務衛生課	1 省略	1 省略				
		2 省略				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 省略				
		(10) 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
業務衛生課	1 省略	1 省略				
		2 省略				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 省略				
		(10) 省略				

(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
(6) 省略		—		
(7) 省略		—		
(8) 省略		—		
(9) 省略		—		
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略		—		
(8) 省略		—		
(9) 省略		—		
(10) 省略		—		
(11) 省略		—		
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略				—
5 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—

(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
(6) 省略		—		
(7) 省略		—		
(8) 省略		—		
(9) 省略		—		
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略		—		
(8) 省略		—		
(9) 省略		—		
(10) 省略		—		
(11) 省略		—		
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略				—
5 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—

(8) 省略				—
6 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略		—		
(17) 省略		—		
(18) 省略		—		
(19) 省略		—		
(20) 省略		—		
(21) 省略		—		
(22) 省略		—		
(23) 省略		—		
(24) 省略		—		
(25) 省略		—		
(26) 省略		—		
(27) 省略		—		
(28) 省略		—		
(29) 省略				—
(30) 省略				—
(31) 省略				—
(32) 省略				—
(33) 省略				—
(34) 省略				—
(35) 省略				—
(36) 省略				—
(37) 省略				—
(38) 省略				—
(39) 省略				—
(40) 省略				—
7 省略				
(1) 省略				—

(8) 省略				—
6 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略		—		
(17) 省略		—		
(18) 省略		—		
(19) 省略		—		
(20) 省略		—		
(21) 省略		—		
(22) 省略		—		
(23) 省略		—		
(24) 省略		—		
(25) 省略		—		
(26) 省略		—		
(27) 省略		—		
(28) 省略		—		
(29) 省略				—
(30) 省略				—
(31) 省略				—
(32) 省略				—
(33) 省略				—
(34) 省略				—
(35) 省略				—
(36) 省略				—
(37) 省略				—
(38) 省略				—
(39) 省略				—
(40) 省略				—
7 省略				
(1) 省略				—

(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
(5) 省略		—			
(6) 省略		—			
(7) 省略		—			
(8) 省略		—			
(9) 省略		—			
(10) 省略		—			
(11) 省略		—			
(12) 省略				—	
(13) 省略				—	
(14) 省略				—	
(15) 省略				—	
8 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略		—			
2 省略	1 省略	—			
3 毒物 及び劇 物取締 法の施 行に関 する事 務	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	(7) 省略			—	
	2 特定毒物研究者に関するこ と。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 特定毒物研究者の氏名等 の変更及びその研究の廃止 の届出の処理（第10条第2 項）				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
(3) 省略				—	
4 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略				—	
(3) 省略		—			
(4) 省略		—			
(5) 省略		—			
5 省略				—	

(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
(5) 省略		—			
(6) 省略		—			
(7) 省略		—			
(8) 省略		—			
(9) 省略		—			
(10) 省略		—			
(11) 省略		—			
(12) 省略				—	
(13) 省略				—	
(14) 省略				—	
(15) 省略				—	
8 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略		—			
2 省略	1 省略	—			
3 毒物 及び劇 物取締 法の施 行に関 する事 務	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	(7) 省略			—	
	2 特定毒物研究者に関するこ と。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 特定毒物研究者の氏名等 の変更及びその研究の廃止 の届出の処理（第10条 —）				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
(3) 省略				—	
4 省略					
(1) 省略		—			
(2) 省略				—	
(3) 省略		—			
(4) 省略		—			
(5) 省略		—			
5 省略				—	



	6 省略				—
4 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
5 麻薬 及び向 精神薬 取締法 の施行 に關す る事務	1 麻薬取扱者に関する事 こと。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 麻薬取扱者の免許証の返 納の処理（第8条、 <u>第10条</u> <u>第2項</u> ）				—
	(4) 省略				—
	(5) 麻薬取扱者の免許証の再 交付（ <u>第10条第1項</u> ）				—
	2 麻薬の取扱いに関する事 こと。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
(5) 省略				—	
5 省略					
(1) 省略				—	
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
6 省略					
(1) 省略				—	
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
7 省略					
(1) 省略			—		
(2) 省略			—		
(3) 省略			—		
(4) 省略			—		
(5) 省略			—		

	6 省略				—
4 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
5 麻薬 及び向 精神薬 取締法 の施行 に關す る事務	1 麻薬取扱者に関する事 こと。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 麻薬取扱者の免許証の返 納の処理（第8条、 <u>第10条</u> <u>第2項</u> ）				—
	(4) 省略				—
	(5) 麻薬取扱者の免許証の再 交付（ <u>第10条</u> ）				—
	2 麻薬の取扱いに関する事 こと。				
	(1) 廃棄の届出の受理（ <u>第29</u> <u>条</u> ）				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
(5) 省略				—	
5 省略					
(1) 省略				—	
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
(4) 省略				—	
6 省略					
(1) 省略				—	
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
7 省略					
(1) 省略			—		
(2) 省略			—		
(3) 省略			—		
(4) 省略			—		
(5) 省略			—		

	(6) 省略		—		
	(7) 省略				—
	8 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
6 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
7 覚せい剤取締法の施行に関する事務	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	2 覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者（以下この項において「取扱者等」という。）に関すること。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	3 省略				—
8 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
	(5) 省略		—		
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—

(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略		—		
(14) 省略		—		
(15) 省略		—		
(16) 省略		—		
(17) 省略		—		
(18) 省略		—		
2 省略				
(1) 省略		—		
3 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
4 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
(6) 省略				—
(7) 省略			—	
(8) 省略				—
(9) 省略		—		
(10) 省略		—		
(11) 省略		—		
(12) 省略		—		
5 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
6 省略		—		
9 省略	1 省略			—
10 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
11 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—

(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略		—		
(14) 省略		—		
(15) 省略		—		
(16) 省略		—		
(17) 省略		—		
(18) 省略		—		
2 省略				
(1) 省略		—		
3 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
4 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
(6) 省略				—
(7) 省略			—	
(8) 省略				—
(9) 省略		—		
(10) 省略		—		
(11) 省略		—		
(12) 省略		—		
5 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
6 省略		—		
9 省略	1 省略			—
10 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
11 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—

	7	省略				—
	8	省略				—
	9	省略				—
	10	省略				—
	11	省略				—
	12	省略				—
	13	省略				—
	14	省略				—
	15	省略				—
	16	省略				—
	17	省略				—
	18	省略				—
	19	省略				—
12	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
13	省略	1	省略			—
		2	省略			—
14	省略	1	省略			—
		2	省略			—
15	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
16	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
17	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
18	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		5	省略			—
		6	省略			—
19	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		5	省略			—
		6	省略			—

	7	省略				—
	8	省略				—
	9	省略				—
	10	省略				—
	11	省略				—
	12	省略				—
	13	省略				—
	14	省略				—
	15	省略				—
	16	省略				—
	17	省略				—
	18	省略				—
	19	省略				—
12	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
13	省略	1	省略			—
		2	省略			—
14	省略	1	省略			—
		2	省略			—
15	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
16	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
17	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
18	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		5	省略			—
		6	省略			—
19	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		5	省略			—
		6	省略			—

	7 省略					—
	8 省略					—
	9 省略			—		
	10 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略					—
20 省略	1 省略		—			
	2 省略					—
	3 省略					—
	4 省略		—			
	5 省略					—
21 省略	1 省略					
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
	(4) 省略					—
	2 省略					—
	3 省略					—
22 省略	1 省略					—
	2 省略					—
	3 省略					—
	4 省略					—
	5 省略					—
	6 省略					—
	7 省略					—
	8 省略					—
23 省略	1 省略					
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
	(3) 省略		—			
	2 省略					—

	7 省略					—
	8 省略					—
	9 省略					—
	10 省略					
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
20 省略	1 省略			—		
	2 省略					—
	3 省略					—
	4 省略			—		
	5 省略					—
21 省略	1 省略					
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
	(4) 省略					—
	2 省略					—
	3 省略					—
22 省略	1 省略					—
	2 省略					—
	3 省略					—
	4 省略					—
	5 省略					—
	6 省略					—
	7 省略					—
	8 省略					—
23 省略	1 省略					
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
	(3) 省略			—		
	2 省略					—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
子育て支援課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略		—		
	2 省略	—				
2 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
3 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
子育て支援課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略			—	
	2 省略	—				
2 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
3 省略	1 省略					
	(1) 省略				—	

	(2) 省略		—		
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
4 省略	1 省略				—
5 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
	3 省略				—
6 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
7 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
	3 省略				—
	4 省略				—
8 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
9 児童福祉法の施行	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略				—
	(12) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
4 省略	1 省略				—
5 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
	3 省略				—
6 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
7 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
	3 省略				—
	4 省略				—
8 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
9 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する事務	1 子ども手当事務の指導監督				—
	2 子ども手当負担金の決定(第20条)			—	
	3 子ども手当の支給状況の報告(第30条第1項)				—
	4 厚生労働大臣への意見の申出(第30条第2項)				—
10 児童福祉法の施行	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略		—		

に 関 す る 事 務	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	(12) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
(2) 省略			—	
(3) 省略		—		
(4) 省略			—	
3 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
4 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略		—		
5 保育士等に関すること。				
(1) 省略		—		
(2) 省略			—	
(3) 指定保育士養成施設卒業 証明書の交付（省令第6条 の6）			—	
(4) 省略			—	
10 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	(7) 省略		—	
	(8) 省略		—	
11 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
12 省略	1 省略		—	

に 関 す る 事 務	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	(12) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
(2) 省略			—	
(3) 省略		—		
(4) 省略			—	
3 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
4 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略		—		
5 保育士等に関すること。				
(1) 省略		—		
(2) 省略			—	
(3) 指定保育士養成施設卒業 証明書の交付（省令第6条 の5）			—	
(4) 省略			—	
11 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	(7) 省略		—	
	(8) 省略		—	
12 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
13 省略	1 省略		—	

13 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略			—	
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略	—			
	(11) 省略	—			
	(12) 省略		—		
	(13) 省略			—	

14 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略		—		
	(11) 省略	—			
	(12) 省略		—		
	(13) 省略			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
障害福祉課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略			—	
		(5) 省略				—
		(6) 省略			—	
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
		(9) 省略				—
		(10) 省略	—			
		(11) 省略	—			
		(12) 省略		—		
		(13) 省略			—	
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1 省略	1 省略			—	
		2 省略				
	(1) 省略	(1) 省略				—
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
	3 省略	(1) 省略				—
		(2) 省略				—
	4 指定自立支援医療機関（更生医療に関するものに限る。）に関すること。	(1) 省略				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略			—	
		(3) 省略			—	
		(4) 省略				—
		(5) 省略				—
		(6) 省略			—	
		(7) 省略				—
		(8) 省略				—
		(9) 省略				—
		(10) 省略		—		
		(11) 省略	—			
		(12) 省略		—		
		(13) 省略			—	
2 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 省略	1 省略				—
		2 省略				
	(1) 省略	(1) 省略				—
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
	3 省略	(1) 省略				—
		(2) 省略				—
4 指定自立支援医療機関（更生医療に関するものに限る。）に関すること。	(1) 省略				—	



	(2) 省略			—	
	(3) 変更並びに休止、廃止及び再開等の届出の受理（第64条、第69条第2号、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u> 第63条）				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略	—			
	(7) 省略			—	
	(8) 省略			—	
	(9) 省略	—			
	(10) 省略	—			
	5 省略				—
	6 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略	—			
	7 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略	—			
	8 障害者介護給付費等に係る不服審査に関すること。				
	(1) 省略	—			
	(2) 障害者介護給付費等不服審査会への諮問（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u> 第4条）	—			
	(3) 省略	—			
	(4) 省略	—			
	9 省略			—	
3 身体障害者福祉法の施行に関する事務	1 省略				—
	2 身体障害者手帳に関すること。				
	(1) 省略	—			

	(2) 省略			—	
	(3) 変更並びに休止、廃止及び再開等の届出の受理（第64条、第69条第2号、 <u>障害者自立支援法施行規則</u> 第63条）				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略	—			
	(7) 省略			—	
	(8) 省略			—	
	(9) 省略	—			
	(10) 省略	—			
	5 省略				—
	6 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略	—			
	7 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略	—			
	8 障害者介護給付費等に係る不服審査に関すること。				
	(1) 省略	—			
	(2) 障害者介護給付費等不服審査会への諮問（ <u>障害者自立支援法施行条例</u> 第4条）	—			
	(3) 省略	—			
	(4) 省略	—			
	9 省略			—	
3 身体障害者福祉法の施行に関する事務	1 省略				—
	2 身体障害者手帳に関すること。				
	(1) 交付申請書に添付する診断書を作成する医師の指定（第15条第1項）			—	
	(2) 交付（第15条第4項）				—
	(3) 申請の却下（第15条第5項）				—
	(4) 返還の受理（第16条第1項、第2項）				—
(5) 省略	—				



	4	省略				—
	5	省略				—
	6	省略				—
	7	省略				—
	8	省略				—
	9	省略				—
	10	省略				—
7	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		5	省略			—
		6	省略			—
		7	省略			—
8	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		(1)	省略	—		
		(2)	省略			—
		(3)	省略			—
		(4)	省略			—
		(5)	省略			—
		(6)	省略	—		
		(7)	省略	—		
		(8)	省略			—
		(9)	省略			—
		4	省略			—
9	省略	1	省略	—		
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		(1)	省略			—
		(2)	省略			—
		(3)	省略			—
		(4)	省略			—
		(5)	省略			—
		(6)	省略			—

	4	省略				—
	5	省略				—
	6	省略				—
	7	省略				—
	8	省略				—
	9	省略				—
	10	省略				—
7	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		5	省略			—
		6	省略			—
		7	省略			—
8	省略	1	省略			—
		2	省略			—
		3	省略			—
		(1)	省略	—		
		(2)	省略			—
		(3)	省略			—
		(4)	省略			—
		(5)	省略			—
		(6)	省略	—		
		(7)	省略	—		
		(8)	省略			—
		(9)	省略			—
		4	省略			—
9	省略	1	省略	—		
		2	省略			—
		3	省略			—
		4	省略			—
		(1)	省略			—
		(2)	省略			—
		(3)	省略			—
		(4)	省略			—
		(5)	省略			—
		(6)	省略			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
			部長	局長	課長	主幹
長寿	1 省略	1 省略	—			
	2 省略	1 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
			部長	局長	課長	
長寿	1 省略	1 省略	—			
	2 省略	1 省略				

介護課	(1) 省略				—	介護課	(1) 省略				—		
	(2) 省略				—		(2) 省略				—		
	(3) 省略				—		(3) 省略				—		
	(4) 省略				—		(4) 省略				—		
	(5) 省略				—		(5) 省略				—		
	2 省略				—		2 省略				—		
	3 省略			—			3 省略			—			
	4 省略						4 省略						
	(1) 省略				—		(1) 省略				—		
	(2) 省略	—					(2) 省略	—					
	(3) 省略		—				(3) 省略		—				
	(4) 省略		—				(4) 省略		—				
	5 省略			—			5 省略			—			
	3 介護 保険法 の施行 に関する 事務	1 省略					—	3 介護 保険法 の施行 に関する 事務	1 省略				—
		2 省略					—		2 省略				—
		3 省略							3 省略				
		(1) 省略	—						(1) 省略		—		
		(2) 省略					—		(2) 省略				—
		(3) 省略			—				(3) 省略			—	
		(4) 省略		—					(4) 省略		—		
(5) 省略					—	(5) 省略					—		
4 介護支援専門員に関するこ と。						4 介護支援専門員に関するこ と。							
(1) 省略					—	(1) 省略					—		
(2) 省略				—		(2) 省略				—			
(3) 省略					—	(3) 省略					—		
(4) 省略					—	(4) 省略					—		
(5) 省略					—	(5) 省略					—		
(6) 省略					—	(6) 省略					—		
(7) 省略					—	(7) 省略					—		
(8) 省略					—	(8) 省略			—				
(9) 省略					—	(9) 省略					—		
(10) 省略					—	(10) 省略					—		
(11) 省略					—	(11) 省略					—		
(12) 省略				—	(12) 省略				—				
(13) 省略				—	(13) 省略				—				
(14) 省略				—	(14) 省略				—				
(15) 省略			—		(15) 省略			—					
(16) 省略			—		(16) 省略			—					
(17) 登録の消除(第69条の 39、旧法第69条の39)	—												
5 省略					5 省略								
(1) 省略					—	(1) 省略				—			
(2) 省略					—	(2) 省略				—			
(3) 省略					—	(3) 省略				—			

(4) 省略				—
6 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
7 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略		—		
8 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
9 省略				
(1) 省略				—
10 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
11 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
12 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
13 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
14 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
15 省略				
(1) 省略				—
16 省略				
(1) 省略				—
17 介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係る業務管理体制の整備に関すること。				

(4) 省略				—
6 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
7 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略		—		
8 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
9 省略				
(1) 省略				—
10 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
11 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
12 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
13 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
14 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
15 省略				
(1) 省略				—
16 省略				
(1) 省略				—
17 介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係る業務管理体制の整備に関すること。				
(1) 報告の徴収及び立入検査（第115条の33第1項、旧法第115条の33第1項）				—

					(2) 報告の徴収及び立入検査の要請(第115条の33第3項、旧法第115条の33第3項)				—
					(3) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理(第115条の33第4項、旧法第115条の33第4項)				—
					(4) 勧告(第115条の34第1項、旧法第115条の34第1項)				—
					(5) 勧告に従わない旨の公表(第115条の34第2項、旧法第115条の34第2項)				—
					(6) 措置命令(第115条の34第3項、第4項、旧法第115条の34第3項、第4項)			—	
				(1) 省略	(7) 省略				—
					(8) 措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理(第115条の34第5項、旧法第115条の34第5項)				—
				18 省略	18 省略				
				(1) 省略	(1) 省略				—
				(2) 省略	(2) 省略				—
				(3) 省略	(3) 省略				—
				(4) 省略	(4) 省略				—
				(5) 省略	(5) 省略				—
				(6) 省略	(6) 省略			—	
				19 省略	19 省略				
				(1) 省略	(1) 省略			—	
				(2) 省略	(2) 省略				—
				(3) 省略	(3) 省略			—	
				(4) 省略	(4) 省略				—
				(5) 省略	(5) 省略				—
				(6) 省略	(6) 省略				—
				(7) 省略	(7) 省略				—
				(8) 省略	(8) 省略				—
				(9) 省略	(9) 省略			—	
				20 省略	20 省略				
				(1) 省略	(1) 省略			—	
				(2) 省略	(2) 省略				—
				(3) 省略	(3) 省略			—	

(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略			—	
(8) 省略		—		
21 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略	—			
(3) 省略		—		
22 省略				—
23 省略				—
24 省略				—
25 省略				—
26 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略		—		
27 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関する事				
業に関する事				
(1) 指定（政令第4条第1項			—	
第10号）				
(2) 証明書の交付を受けた者				—
の名簿の届出の受理（政令				
第4条第2項第2号イ				
）				
(3) 変更並びに事業の廃止、				—
休止及び再開の届出の受理				
（政令第4条第2項第2号				
ロ）				

(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略			—	
(8) 省略		—		
21 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略	—			
(3) 省略		—		
22 省略				—
23 省略				—
24 省略				—
25 省略				—
26 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略		—		
27 介護員養成研修事業者に関				
すること（介護職員基礎研修				
課程に係るものに限る。）。				
(1) 介護員養成研修事業者及			—	
び介護員養成研修の指定				
（政令第3条第1項第2				
号）				
(2) 養成研修修了者の名簿の				—
届出の受理（政令第3条第				
2項第2号イ）				
(3) 変更並びに事業の廃止、				—
休止及び再開の届出の受理				
（政令第3条第2項第2号				
ロ）				
(4) 指示（政令第3条第2項				—
第2号ハ）				
28 介護員養成研修事業者の指		—		
定の取消し（政令第3条第3				
項）				
29 福祉用具専門相談員指定講習				
に関する事				
(1) 指定（政令第3条の2第			—	
1項第10号）				
(2) 証明書の交付を受けた者				—
の名簿の届出の受理（政令				
第3条の2第2項第2号				
イ）				
(3) 変更並びに事業の廃止、				—
休止及び再開の届出の受理				
（政令第3条の2第2項第				
2号ロ）				

	(4) 指示（政令第4条第2項第2号八）				—
	(5) 指定の取消し（政令第4条第3項）	—			
	28 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略			—	
	(5) 省略			—	
	(6) 省略	—			
4 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略	—			
	(4) 省略			—	
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略	—			
	(11) 省略	—			
	(12) 省略	—			
	(13) 省略			—	
5 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略	—			
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	4 省略				—
6 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略	—			
7 省略	1 省略			—	
	(4) 指示（政令第3条の2第2項第2号八）				—
	(5) 指定の取消し（政令第3条の2第3項）	—			
	30 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略			—	
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
4 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略			—	
	(11) 省略	—			
	(12) 省略			—	
	(13) 省略			—	
5 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略			—	
	(7) 省略	—			
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	4 省略				—
6 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略	—			
7 省略	1 省略			—	



8 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関する事務	1 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び甲慰金 _____ に関する請求書等の受理（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（次項において「政令」という。）第12条第1号）				—
	2 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び甲慰金の受給権調査（政令第12条第2号）				—
9 省略	1 省略				—
	2 省略				—
10 省略	1 省略				—
	2 省略				—
11 省略	1 省略				—
	2 省略				—
12 省略	1 省略				—
13 省略	1 省略				—
14 省略	1 省略				—
	2 省略				—
15 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
16 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
17 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
18 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
19 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
20 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
21 省略	1 省略			—	
22 省略	1 省略			—	
23 省略	1 省略			—	
24 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関する事務	1 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、甲慰金及び遺族一時金に関する請求書等の受理 _____				—
	2 障害年金 _____、遺族年金及び遺族給与金 _____ の受給権調査 _____				—
	3 遺族年金、遺族給与金、甲慰金及び遺族一時金に関する証書等の記入及び交付				—
9 省略	1 省略				—
	2 省略				—
10 省略	1 省略				—
	2 省略				—
11 省略	1 省略				—
	2 省略				—
12 省略	1 省略				—
13 省略	1 省略				—
14 省略	1 省略				—
	2 省略				—
15 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
16 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
17 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
18 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
19 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
20 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
21 省略	1 省略			—	
22 省略	1 省略			—	
23 省略	1 省略			—	
24 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	

	5 省略			—	
	6 省略				—
	7 省略				—
25 省略	1 省略				—
	2 省略				—
26 省略	1 省略				—

	5 省略			—	
	6 省略				—
	7 省略				—
25 省略	1 省略				—
	2 省略				—
26 省略	1 省略				—

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	室 長
国 民 健 康 保 険 室	1 国民健康保険法の施行に関する事務	1 国民健康保険組合等の管理に 関すること。				
		(1) 国民健康保険組合（以下この部において「組合」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下この部において「連合会」という。）の設立及び解散の認可（第17条、第32条、第84条、第86条）	—			
		(2) 組合及び連合会の仮理事及び特別代理人の選任（第24条の4、第24条の5、第86条）	—			
		(3) 組合及び連合会の議決事項の認可及び届出の受理（第27条、第86条）			—	
		(4) 組合及び連合会の清算人及び解散の届出の受理（第32条の7、第86条）			—	
		(5) 組合及び連合会の清算終了の届出の受理（第32条の12、第86条）			—	
		(6) 組合等に関する監督（第108条）	—			
		2 保険者等の指導監督等に関する こと。				
		(1) 保険者又は連合会に対する指導監督（第4条、第106条）			—	
		(2) 国の負担金等の進達及び通知（第69条から第74条まで）			—	
		3 保険医療機関等に関する こと。				

		(1) 保険者と保険医療機関又は保険薬局との割引契約に対する認可(第45条第3項)				—
		(2) 指導(第41条、第54条の2の2)				—
		(3) 報告等(第45条の2、第54条の2の3)				—
		4 広域化等支援方針に関すること。				
		(1) 方針の策定及び変更(第68条の2第1項)	—			
		(2) 市町の意見聴取(第68条の2第4項)		—		
		(3) 方針の公表(第68条の2第5項)				—
		(4) 連合会等に対する協力の要請(第68条の2第7項)				—
		5 国民健康保険診療報酬審査委員会及び国民健康保険審査会の委員に関すること。				
		(1) 国民健康保険診療報酬審査委員会委員の委嘱(第88条)		—		
		(2) 診療担当者の出頭等の承認(第89条)				—
		(3) 国民健康保険審査会委員の任免(第92条)		—		
		6 診療録の提示命令等(第114条)				—
	2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務	1 県医療費適正化計画に関すること。				
		(1) 計画の策定(第9条第1項)	—			
		(2) 市町との協議(第9条第5項)		—		
		(3) 計画の厚生労働大臣への提出及び公表(第9条第6項)				—
		(4) 保険者等に対する協力の要請(第9条第7項)				—
		(5) 計画の進捗状況に関する評価(第11条第1項)		—		
		(6) 計画の実績に関する評価、厚生労働大臣への報告及び公表(第12条第1項、第2項)		—		
		(7) 診療報酬に係る意見の提出(第13条第1項)	—			

(8) 診療報酬に係る厚生労働大臣との協議（第14条第2項）	—		
(9) 保険者等に対する資料の提出に関する協力の要請（第15条第1項）			—
(10) 保険者等に対する助言等（第15条第2項）	—		
2 保険医療機関等に関すること。			
(1) 診療録等の提示命令等（第61条第1項）			—
(2) 診療等の内容に関する報告命令等（第61条第2項）			—
(3) 当該職員の証明書の交付（第61条第3項、第72条第2項、第81条第2項）			—
(4) 指導（第66条第1項、第80条）			—
(5) 後期高齢者医療広域連合（以下この部において広域連合という。）と保険医療機関等の契約の認可（第70条第2項）			—
(6) 報告の徴収及び検査等（第72条第1項、第81条第1項）			—
3 後期高齢者医療診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療審査会に関すること。			
(1) 後期高齢者医療診療報酬審査委員会委員の委嘱（第127条、国民健康保険法第88条第2項）	—		
(2) 開設者等の出頭等の要請の承認（第127条、国民健康保険法第89条第1項）			—
(3) 後期高齢者審査会委員の任免（第130条、国民健康保険法第93条第1項）	—		
4 広域連合等に関すること。			
(1) 指定法人に対する助言、情報の提供等（第132条）			—
(2) 広域連合又は市町に対する助言等（第133条第1項）			—
(3) 政令で定める場合の広域連合との協議（第133条第2項）			—

(4) 報告の徴収及び実地検査 (第134条第1項、第2項、第152条第1項)				—
(5) 当該職員の証明書の交付 (第134条第3項、第152条第2項)				—

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
企業立地課	1~5 省略					

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
立地推進課	1~5 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
労政雇用課	1 省略	1 省略		—			
		2 省略					
	2 省略	1 省略		—			
		2 省略					
		3 省略		—			
		4 省略					
		5 省略					
	3 省略	1 省略		—			
	4 省略	1 省略					—
		2 省略					—
	5 省略	1 省略		—			
6 省略	1 省略					—	
7 省略	1 省略					—	
8 省略	1 省略					—	
	2 省略					—	
	3 省略					—	
	4 省略		—				
9 省略	1 省略					—	
	2 省略					—	
	3 省略					—	
10 省略	1 省略					—	
	2 省略					—	
11 省略	1 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
労政雇用課	1 省略	1 省略		—		
		2 省略		—		
	2 省略	1 省略		—		
		2 省略				
		3 省略		—		
3 省略	1 省略					
	4 省略	1 省略				—
		2 省略				
	5 省略	1 省略		—		
	6 省略	1 省略				—
7 省略	1 省略					—
8 省略	1 省略					—
	2 省略					—
	3 省略					—
	4 省略					—
9 省略	1 省略					—
	2 省略					—
	3 省略					—
10 省略	1 省略					—
	2 省略					—
11 省略	1 省略					

	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
12 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	5 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略			—
	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	(8) 省略		—	
	6 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	7 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略			—

	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
12 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	5 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略			—
	(6) 省略		—	
	(7) 省略		—	
	(8) 省略		—	
	6 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	7 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—

	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略				—
	(7) 省略			—	
	(8) 省略				—
	(9) 省略			—	
	8 省略				—
13 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				—

	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略				—
	(7) 省略			—	
	(8) 省略				—
	(9) 省略			—	
	8 省略				—
13 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略			—	
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
雇用対策室	1 省略					
	2 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事務	1 省略				
		2 障害者就業・生活支援センターに関すること。				
		(1) 指定（第27条第1項、第2項_____）				
		(2) 名称等の変更の届出の受理（第27条第3項、第4項_____）				
		(3) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第30条_____）				
	(4) 監督命令（第31条_____）					
(5) 指定の取消し（第32条_____）						
3～5 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
雇用対策室	1 省略					
	2 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事務	1 省略				
		2 障害者就業・生活支援センターに関すること。				
		(1) 指定（第27条第2項、第33条、第35条）				
		(2) 名称等の変更の届出の受理（第27条第3項、第4項、第35条）				
		(3) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第30条、第35条）				
(4) 監督命令（第31条、第35条）						
(5) 指定の取消し（第32条、第35条）						
3～5 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
経営	1 省略	1 省略					
	2 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営	1 省略	1 省略				
	2 省略					

支援課		3 省略				—
		4 省略				—
2 省略	1 省略		—			
	2 省略		—			
3 省略	1 省略					—
	2 省略					—
4 省略	1 省略					
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
5 省略	1 省略			—		
	2 省略		—			
	3 省略					—
6 省略	1 省略					
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
	(4) 省略					—
	(5) 省略					—
	2 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
	(4) 省略			—		
(5) 省略			—			
7 省略	1 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
8 省略	1 省略					—
	(1) 省略					—
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
9 省略	1 省略					—
	2 省略					—
10 省略	1 省略			—		
	2 省略			—		
	3 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略			—		
11 省略	1 省略					—
	2 省略					—
12 省略	1 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略					—
	(3) 省略					—
	(4) 省略					—



(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略		—		
(12) 省略		—		
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略		—		
(17) 省略		—		
(18) 省略		—		
(19) 省略				—

13 省略

1 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略		—		
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略		—		
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略		—		
(14) 省略		—		
(15) 省略		—		
(16) 省略				—
(17) 省略		—		
(18) 省略				—
(19) 省略				—
(20) 省略				—
(21) 省略				—
(22) 省略				—
(23) 省略				—
(24) 省略				—

14 省略

1 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—

(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略		—		
(12) 省略		—		
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略		—		
(17) 省略		—		
(18) 省略		—		
(19) 省略				—

13 省略

1 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略		—		
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略		—		
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略		—		
(14) 省略		—		
(15) 省略		—		
(16) 省略				—
(17) 省略		—		
(18) 省略				—
(19) 省略				—
(20) 省略				—
(21) 省略				—
(22) 省略				—
(23) 省略				—
(24) 省略				—

14 省略

1 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—

		(4) 省略			—
		(5) 省略			—
		(6) 省略	—		
		(7) 省略	—		
		(8) 省略			—
		(9) 省略			—
		(10) 省略	—		
		(11) 省略			—
15 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略		—		
16 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
	7 省略		—		
	8 省略		—		
	9 省略		—		
17 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略		—		
	4 省略		—		
18 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略		—		
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
19 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
		(4) 省略			—
		(5) 省略			—
		(6) 省略	—		
		(7) 省略	—		
		(8) 省略			—
		(9) 省略			—
		(10) 省略	—		
		(11) 省略			—
15 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略		—		
16 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
	7 省略		—		
	8 省略		—		
	9 省略		—		
17 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略		—		
	4 省略		—		
18 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略		—		
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
19 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—

	(6) 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略		—		
	8 省略				—
	9 省略				—
	10 省略		—		
	11 省略	—			
	12 省略				—
	13 省略				—
	14 省略				—
20 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略	—			
	4 省略	—			
	5 省略	—			
	6 省略	—			
	7 省略	—			
	8 省略		—		
	9 省略	—			
21 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略				—
	4 省略		—		
	5 省略			—	
	6 省略				—
	7 省略	—			
	8 省略	—			
22 省略	1 省略				—
23 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—

	(6) 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略		—		
	8 省略				—
	9 省略				—
	10 省略		—		
	11 省略	—			
	12 省略				—
	13 省略				—
	14 省略				—
20 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略	—			
	4 省略	—			
	5 省略	—			
	6 省略	—			
	7 省略	—			
	8 省略		—		
	9 省略	—			
21 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略				—
	4 省略		—		
	5 省略			—	
	6 省略				—
	7 省略	—			
	8 省略	—			
22 省略	1 省略				—
23 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—

別表第 7 ( 第 4 条関係 )

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業 経 済 課	1 農業 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 指定組合の指定及び取消し ( 第10条第18項、農業協同組 合及び農業協同組合連合会の 信用事業に関する命令第 6 条 の 2 第 3 項 )			
		2 ~ 32 省略			

別表第 7 ( 第 4 条関係 )

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業 経 済 課	1 農業 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 指定組合の指定及び取消し ( 第10条第20項、農業協同組 合及び農業協同組合連合会の 信用事業に関する命令第 6 条 の 2 第 3 項 )			
		2 ~ 32 省略			

	33 農協等の不祥事件に関する届出の受理（第97条の2第12号、農業協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第231条第1項第22号）				
	34～38 省略				
2～14 省略					

	33 農協等の不祥事件に関する届出の受理（第97条の2第12号、農業協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第231条第1項第20号）				
	34～38 省略				
2～14 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ブランド戦略課					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ブランド戦略課	1 農作物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 品質表示基準に関する指示（第19条の14第1項、第2項、第19条の14の2、第23条第2項、農作物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第12条第1項第1号）			—
		2 品質表示基準に関する措置命令（第19条の14第4項、第19条の14の2、第23条第2項、政令第12条第1項第2号）		—	
		3 製造業者等に対する報告の徴収及び立入検査（第20条第3項、第23条第2項、政令第12条第1項第3号、第4号）			—
		4 申出の受付及び調査（第21条の2、第23条第2項、政令第12条第1項第5号）			—
		5 食品の表示に関する事務			—
	2 米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関する事務	1 必要な措置の勧告（第9条第1項、第11条第11項、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第7条第1項第1号）			—
		2 勧告に係る措置命令（第9条第2項、第11条第11項、政令第7条第1項第2号）		—	
		3 報告の徴収及び立入検査（第10条第1項、第11条第11項、政令第7条第1項第3号、第4号）			—

1	省略				
2	省略				

		4	消費者庁長官及び農林水産大臣への報告（政令第7条第3項、第4項）				—
		5	情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務				—
3	省略						
4	省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農産園芸課	1～15 省略					
	16 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 品質表示基準に関する指示（第19条の14第1項、第2項、第19条の14の2）				—
		2 品質表示基準に関する措置命令（第19条の14第4項、第19条の14の2）		—		
		3 製造業者等に対する報告の徴収及び立入検査（第20条第3項）				—
		4 申出の受付及び調査（第21条の2）				—
		5 食品の表示に関する事務				—
	17 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務	1 必要な措置の勧告（第9条第1項）				—
		2 勧告に係る措置命令（第9条第2項）		—		
		3 報告の徴収及び立入検査（第10条第1項）				—
		4 消費者庁長官及び農林水産大臣への報告（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第7条第3項、第4項）				—
		5 情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
農産園芸課	1～15 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
畜	1 省略	1 省略		—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
畜	1 省略	1 省略		—		

産課	2 省略	2 省略				—	
		3 省略				—	
		4 省略				—	
		5 省略				—	
		6 省略				—	
		7 省略			—		
		8 省略				—	
		9 省略			—		
		10 省略				—	
		11 省略				—	
		2 省略	1 省略				—
	2 省略					—	
	3 省略					—	
	3 省略	1 省略				—	
		2 省略				—	
		3 省略				—	
		4 省略				—	
		5 省略				—	
	4 省略	1 省略				—	
		2 省略				—	
	5 省略	1 省略				—	
		2 省略				—	
		3 省略				—	
		4 省略			—		
		5 省略				—	
		6 省略			—		
		7 省略				—	
		8 省略				—	
		9 省略				—	
		10 省略				—	
		11 省略				—	
	6 省略	1 省略				—	
		2 省略				—	
		3 省略				—	
		4 省略			—		
	7 省略	1 省略			—		
		2 省略				—	
		3 省略			—		
		4 省略				—	
		5 省略				—	
	8 省略	1 省略			—		
		2 省略				—	
		3 省略				—	
		(1) 省略			—		
	産課	2 省略	2 省略				—
			3 省略				—
			4 省略				—
			5 省略				—
			6 省略				—
			7 省略			—	
			8 省略				—
			9 省略			—	
			10 省略				—
			11 省略				—
			2 省略	1 省略			
		2 省略					—
		3 省略					—
		3 省略	1 省略				—
			2 省略				—
			3 省略				—
			4 省略				—
			5 省略				—
		4 省略	1 省略				—
			2 省略				—
		5 省略	1 省略				—
			2 省略				—
			3 省略				—
			4 省略			—	
			5 省略				—
			6 省略			—	
			7 省略				—
			8 省略				—
			9 省略				—
			10 省略				—
			11 省略				—
		6 省略	1 省略				—
			2 省略				—
			3 省略				—
			4 省略			—	
		7 省略	1 省略			—	
			2 省略				—
			3 省略			—	
			4 省略				—
			5 省略				—
		8 省略	1 省略			—	
			2 省略				—
			3 省略				—
			(1) 省略			—	

	(2) 省略			—	
	(3) 省略				—
	(4) 省略			—	
	(5) 省略			—	
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略			—	
	4 省略		—		
	5 省略				—
	6 省略				—
9 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
10 省略	1 省略				—
11 省略	1 省略				—
12 省略	1 省略				—
13 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
14 省略	1 省略		—		
15 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
16 省略	1 省略				—
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略		—		
	5 省略				—
	6 省略				—
17 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
18 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—
19 省略	1 省略				—
20 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
	3 省略				—
21 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	4 省略		—		
	5 省略				—
	6 省略				—
9 省略	1 省略		—		
	2 省略				—
10 省略	1 省略				—
11 省略	1 省略				—
12 省略	1 省略				—
13 省略	1 省略				—
	2 省略				—
14 省略	1 省略		—		
15 省略	1 省略				—
	2 省略				—
16 省略	1 省略				—
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略		—		
	5 省略				—
	6 省略				—
17 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
18 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
	4 省略				—
19 省略	1 省略				—
20 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
21 省略	1 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—

(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略		—		
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略			—	
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略		—		
(17) 省略				—
(18) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略		—		
(7) 省略		—		
(8) 省略			—	
(9) 省略				—
(10) 省略		—		
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略		—		
(14) 省略		—		
(15) 省略		—		
(16) 省略				—
5 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
22 省略	1 省略			—
	2 省略			—
23 省略	1 省略			—
24 省略	1 省略		—	
25 省略	1 省略		—	
26 省略	1 省略			
	(1) 省略			—

(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略		—		
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略			—	
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略		—		
(17) 省略				—
(18) 省略				—
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略		—		
(7) 省略		—		
(8) 省略			—	
(9) 省略				—
(10) 省略		—		
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略		—		
(14) 省略		—		
(15) 省略		—		
(16) 省略				—
5 省略				
(1) 省略		—		
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
22 省略	1 省略			—
	2 省略			—
23 省略	1 省略			—
24 省略	1 省略		—	
25 省略	1 省略		—	
26 省略	1 省略			
	(1) 省略			—



(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略				—
(17) 省略				—
(18) 省略				—
2 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
(6) 省略		—		
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略		—		
(7) 省略		—		
(8) 省略		—		
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—

(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
(9) 省略				—
(10) 省略				—
(11) 省略				—
(12) 省略				—
(13) 省略				—
(14) 省略				—
(15) 省略				—
(16) 省略				—
(17) 省略				—
(18) 省略				—
2 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
(6) 省略		—		
3 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略		—		
(7) 省略		—		
(8) 省略		—		
4 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略		—		
5 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—

(5) 省略				—
6 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略		—		
7 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略		—		
8 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略		—		
(8) 省略		—		
(9) 省略				—
9 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
10 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略		—		
11 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
12 省略				—
13 省略		—		
14 省略				—
15 省略		—		
16 省略		—		
17 省略		—		

(5) 省略				—
6 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略			—	
7 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略			—	
8 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略			—	
(8) 省略			—	
(9) 省略				—
9 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略				—
(5) 省略				—
(6) 省略				—
(7) 省略				—
(8) 省略				—
10 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
(3) 省略				—
(4) 省略			—	
11 省略				
(1) 省略				—
(2) 省略				—
12 省略				—
13 省略			—	
14 省略				—
15 省略			—	
16 省略			—	
17 省略			—	

	18 省略		—		
	19 省略				—
	20 省略				—
	21 省略				—
	22 省略				—
27 省略	1 省略		—		
28 省略	1 省略				—
29 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
30 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	2 省略		—		

	18 省略		—		
	19 省略				—
	20 省略				—
	21 省略				—
	22 省略				—
27 省略	1 省略				—
28 省略	1 省略				—
29 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
30 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	2 省略		—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
林業政策課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略		—		
		(5) 省略		—		
		(6) 省略		—		
		(7) 省略		—		
		(8) 省略		—		
		(9) 省略				—
		(10) 省略				—
		(11) 省略				—
		(12) 省略				—
	(13) 省略				—	
	2 省略	2 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略		—		
		(5) 省略		—		
3 省略			—			
4 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
林業政策課	1 省略	1 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		(3) 省略		—		
		(4) 省略		—		
		(5) 省略		—		
		(6) 省略		—		
		(7) 省略		—		
		(8) 省略		—		
		(9) 省略				—
		(10) 省略				—
		(11) 省略				—
		(12) 省略				—
	(13) 省略				—	
	2 省略	2 省略				
		(1) 省略		—		
(2) 省略			—			
(3) 省略		—				
(4) 省略		—				
(5) 省略		—				
3 省略		—				
4 省略						

	(1) 省略		—		
	5 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				
2 省略	1 省略			—	
3 省略	1 省略				—
4 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略				—
5 省略	1 省略				—
6 省略	1 省略	—			
	2 省略			—	
	3 省略				—
7 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
8 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	2 省略				—
9 省略	1 省略				—
	2 省略				—
10 省略	1 省略				—
11 省略	1 省略			—	
12 省略	1 省略			—	
	2 省略				—
13 省略	1 省略	—			
	2 省略			—	
	3 省略			—	
14 省略	1 省略			—	
	2 省略				—

	(1) 省略		—		
	5 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				
2 省略	1 省略			—	
3 省略	1 省略				—
4 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—
5 省略	1 省略				—
6 省略	1 省略	—			
	2 省略				—
	3 省略				—
7 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	2 省略			—	
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
8 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	2 省略				—
9 省略	1 省略				—
	2 省略				—
10 省略	1 省略				—
11 省略	1 省略				—
12 省略	1 省略				—
	2 省略				—
13 省略	1 省略	—			
	2 省略				—
	3 省略				—
14 省略	1 省略				—
	2 省略				—

15 省略	1 省略		—		
	2 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—

15 省略	1 省略		—		
	2 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長 主幹	
水産課	1 省略	1 省略		—			
	2 省略	1 省略		—			
	3 省略	1 省略		—			
	4 省略	1 省略		—			
	5 省略	1 省略		—			
	6 省略	1 省略				—	
	7 省略	1 省略				—	
	8 省略	1 省略		—			
		2 省略		—			
		3 省略			—		
		4 省略			—		
	9 省略	1 省略		—			
		2 省略					—
		3 省略					—
		4 省略					—
		5 省略					—
	10 省略	1 省略		—			
		2 省略					
		(1) 省略		—			
		(2) 省略					—
(3) 省略						—	
(4) 省略			—				
3 省略							
(1) 省略			—				
(2) 省略			—				
(3) 省略						—	
(4) 省略			—				
(5) 省略			—				
4 省略							
(1) 省略			—				
(2) 省略					—		
(3) 省略		—					
11 省略	1 省略			—			
	2 省略			—			
12 省略	1 省略				—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	
水産課	1 省略	1 省略			—		
	2 省略	1 省略			—		
	3 省略	1 省略			—		
	4 省略	1 省略			—		
	5 省略	1 省略			—		
	6 省略	1 省略				—	
	7 省略	1 省略				—	
	8 省略	1 省略		—			
		2 省略		—			
		3 省略			—		
		4 省略			—		
	9 省略	1 省略		—			
		2 省略					—
		3 省略					—
		4 省略					—
		5 省略					—
	10 省略	1 省略		—			
		2 省略					
		(1) 省略		—			
		(2) 省略					—
(3) 省略						—	
(4) 省略			—				
3 省略							
(1) 省略			—				
(2) 省略			—				
(3) 省略						—	
(4) 省略			—				
(5) 省略			—				
4 省略							
(1) 省略			—				
(2) 省略					—		
(3) 省略		—					
11 省略	1 省略			—			
	2 省略			—			
12 省略	1 省略				—		

	2 省略				—	
	3 省略				—	
	4 省略				—	
	5 省略				—	
	6 省略				—	
	7 省略				—	
	8 省略				—	
	9 省略				—	
	10 省略				—	
	11 省略				—	
	12 省略				—	
	13 省略				—	
13 省略	1 省略				—	
14 省略	1 省略				—	
15 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	3 省略				—	
16 省略	1 省略				—	
17 省略	1 省略				—	
18 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	3 省略				—	
	4 省略				—	
	5 省略				—	
	6 省略				—	
	7 省略				—	
19 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
20 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略				—	
	(5) 省略				—	
	(6) 省略				—	
	(7) 省略				—	
	(8) 省略				—	
	(9) 省略				—	
	3 省略					—
	(1) 省略					—
	4 省略					—
	(1) 省略					—
(2) 省略					—	
	2 省略				—	
	3 省略				—	
	4 省略				—	
	5 省略				—	
	6 省略				—	
	7 省略				—	
	8 省略				—	
	9 省略				—	
	10 省略				—	
	11 省略				—	
	12 省略				—	
	13 省略				—	
13 省略	1 省略				—	
14 省略	1 省略				—	
15 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	3 省略				—	
16 省略	1 省略				—	
17 省略	1 省略				—	
18 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	3 省略				—	
	4 省略				—	
	5 省略				—	
	6 省略				—	
	7 省略				—	
19 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
20 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	(1) 省略				—	
	(2) 省略				—	
	(3) 省略				—	
	(4) 省略				—	
	(5) 省略				—	
	(6) 省略				—	
	(7) 省略				—	
	(8) 省略				—	
	(9) 省略				—	
	3 省略					—
	(1) 省略					—
	4 省略					—
	(1) 省略					—
(2) 省略					—	

	5 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略	—			
	6 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	7 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	8 省略				—
21 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
22 省略	1 省略	—			
	2 省略	—			
23 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	3 省略				—
24 省略	1 省略				—
	2 省略	—			
	3 省略	—			
	4 省略				—
	5 省略	—			
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				—
	9 省略				—
	10 省略				—
	11 省略				—
25 省略	1 省略				
	(1) 省略				—

	5 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略	—			
	6 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	7 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	8 省略				—
21 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
22 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
23 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	3 省略				—
24 省略	1 省略				—
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略				—
	5 省略		—		
	6 省略				—
	7 省略				—
	8 省略				—
	9 省略				—
	10 省略				—
	11 省略				—
25 省略	1 省略				
	(1) 省略				—

		(2) 省略			—	
		(3) 省略				—
		(4) 省略			—	
		2 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
		(4) 省略				—
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
26	省略	1 省略		—		
		2 省略				—
		3 省略				—
		4 省略		—		
		5 省略		—		
27	省略	1 省略				—
		2 省略				—
		3 省略				—

		(2) 省略			—	
		(3) 省略				—
		(4) 省略			—	
		2 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略				—
		(3) 省略				—
		(4) 省略				—
		(5) 省略				—
		(6) 省略				—
26	省略	1 省略		—		
		2 省略				—
		3 省略				—
		4 省略		—		
		5 省略		—		
27	省略	1 省略				—
		2 省略				—
		3 省略				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
漁港課	1 漁港 漁場整備法の 施行に 関する 事務	1 省略		—		
		2 省略		—		
		3 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		(3) 省略				—
		(4) 兼用工作物の工事の費用 の負担に係る協議（第20条 の3）				—
		(5) 省略				—
		4 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略				—
		(3) 省略			—	
		(4) 省略				—
		(5) 省略			—	
		(6) 省略				—
		(7) 省略			—	
		(8) 省略			—	
		(9) 省略			—	
		(10) 省略			—	
5 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
漁港課	1 漁港 漁場整備法の 施行に 関する 事務	1 省略		—		
		2 省略		—		
		3 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		(3) 省略				—
		(4) 兼用工作物の工事の費用 の負担に係る協議（第20条 の2）				—
		(5) 省略				—
		4 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略				—
		(3) 省略			—	
		(4) 省略				—
		(5) 省略			—	
		(6) 省略				—
		(7) 省略			—	
		(8) 省略			—	
		(9) 省略			—	
		(10) 省略			—	
5 省略						



	(1) 省略				—
	(2) 省略			—	
2 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略			—	
	6 省略			—	
	7 省略			—	
	8 省略			—	
	9 省略			—	
	10 省略			—	
	11 省略		—		
3 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	(5) 省略		—		
	(6) 省略		—		
	(7) 省略		—		—
	(8) 省略		—		
	(9) 省略		—		
	(10) 省略		—		—
	(11) 省略		—		—
	(12) 省略		—		—
	(13) 省略		—		—
	(14) 省略		—		—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
3 省略			—		
4 省略	1 省略				
	(1) 省略				
	ア 省略		—		
	イ 省略		—		
	ウ 省略		—		
	エ 省略		—		
	オ 省略		—		
	カ 省略		—		
	キ 省略		—		
	(2) 省略				
	ア 省略		—		
	(1) 省略				—
	(2) 省略			—	
2 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略			—	
	6 省略			—	
	7 省略			—	
	8 省略			—	
	9 省略			—	
	10 省略			—	
	11 省略		—		
3 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	(5) 省略		—		
	(6) 省略		—		
	(7) 省略		—		—
	(8) 省略		—		—
	(9) 省略		—		—
	(10) 省略		—		—
	(11) 省略		—		—
	(12) 省略		—		—
	(13) 省略		—		—
(14) 省略		—		—	
2 省略					
(1) 省略				—	
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
3 省略				—	
4 省略	1 省略				
	(1) 省略				
	ア 省略		—		
	イ 省略		—		
	ウ 省略		—		—
	エ 省略		—		—
	オ 省略		—		—
	カ 省略		—		—
	キ 省略		—		—
	(2) 省略				
ア 省略		—		—	

イ 省略

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
河川課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
		3 省略				
		(1) 省略		—		
		(2) 省略		—		
		4 省略		—		
		5 省略		—		
		6 省略		—		
		7 省略		—		
		8 省略		—		
		9 省略		—		
		10 省略		—		
		11 省略		—		
		12 省略		—		
		13 省略		—		
		14 省略		—		
		15 省略		—		
		16 省略		—		
		17 省略		—		
		18 省略		—		
	19 省略				—	
	20 省略		—			
	21 省略		—			
	22 省略		—			
	23 省略		—			
	24 省略		—			
	25 省略		—			
	26 省略		—			
	27 省略		—			
28 省略		—				
29 省略		—				
2 省略	1 省略		—			
	2 省略		—			
	3 省略		—			
	4 省略		—			
	5 省略		—			
	6 省略		—			
	7 省略		—			

イ 省略

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
河川課	1 省略	1 省略	—		
		2 省略		—	
		3 省略			
		(1) 省略		—	
		(2) 省略		—	
		4 省略		—	
		5 省略		—	
		6 省略		—	
		7 省略		—	
		8 省略		—	
		9 省略		—	
		10 省略		—	
		11 省略		—	
		12 省略		—	
		13 省略		—	
		14 省略		—	
		15 省略		—	
		16 省略		—	
		17 省略		—	
		18 省略		—	
	19 省略				—
	20 省略		—		
	21 省略		—		
	22 省略		—		
	23 省略		—		
	24 省略		—		
	25 省略		—		
	26 省略		—		
	27 省略		—		
28 省略		—			
29 省略		—			
2 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
	7 省略		—		

8 省略		—		
9 省略		—		
10 省略		—		
11 省略				
(1) 省略		—		
12 省略		—		
13 省略			—	
14 省略		—		
15 省略		—		
16 省略		—		
17 省略		—		
18 省略		—		
19 省略		—		
20 省略		—		

3 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略		—	
	(7) 省略		—	
	(8) 省略			—
	3 省略		—	
	4 省略			—

4 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
	3 省略			—

5 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
	エ 省略		—	
	オ 省略		—	
	カ 省略		—	
	キ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略		—	

8 省略		—		
9 省略		—		
10 省略		—		
11 省略				
(1) 省略		—		
12 省略		—		
13 省略			—	
14 省略		—		
15 省略		—		
16 省略		—		
17 省略		—		
18 省略		—		
19 省略		—		
20 省略		—		

3 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略		—	
	(7) 省略		—	
	(8) 省略			—
	3 省略		—	
	4 省略			—

4 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
	3 省略			—

5 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
	エ 省略		—	
	オ 省略		—	
	カ 省略		—	
	キ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略		—	

イ 省略	イ 省略
------	------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般  
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務企画部各課の所掌事務）</p> <p><b>第2条</b> 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)の19 省略</p> <p><u>(21)の20 省略</u></p> <p><u>(21)の21 省略</u></p> <p>(22)・(23) 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>長期計画の地域別計画</u> に関する事。</p> <p>(5)～(17) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東予地方局総務県民課においては、同項第4号から第9号の2まで、第13号、第14号、第18号、第20号から第21号の12まで及び<u>第21号の21</u>から第23号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>5 東予地方局消防防災安全室においては、第1項第21号の13から<u>第21号の20</u>までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>6・7 省略</p> <p>8 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号、第21号の4から<u>第21号の21</u>まで並びに第2項第2号、第4号、第8号から第8号の3まで及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>9 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(28)の10 省略</p> <p>(29)～(61)の2 省略</p> <p>(61)の3 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づく液化石油ガ</p>	<p>（総務企画部各課の所掌事務）</p> <p><b>第2条</b> 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)の19 省略</p> <p><u>(21)の20 電気用品の取締りに関すること。</u></p> <p>(21)の21 省略</p> <p>(21)の22 省略</p> <p>(22)・(23) 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>地域振興重点化プログラム</u>に関する事。</p> <p>(5)～(17) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東予地方局総務県民課においては、同項第4号から第9号の2まで、第13号、第14号、第18号、第20号から第21号の12まで及び<u>第21号の22</u>から第23号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>5 東予地方局消防防災安全室においては、第1項第21号の13から<u>第21号の21</u>までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>6・7 省略</p> <p>8 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号、第21号の4から<u>第21号の22</u>まで並びに第2項第2号、第4号、第8号から第8号の3まで及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>9 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(28)の10 省略</p> <p><u>(28)の11 消費者安全法第22条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入調査等に関する事（県外に主たる事業所を有する事業者に係るものを除く。）。</u></p> <p>(29)～(61)の2 省略</p> <p>(61)の3 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づく液化石油ガ</p>

ス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者  
 \_\_\_\_\_の報告の徴収に関すること\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_。

(61)の4 省略

(61)の5 省略

(61)の6 省略

(61)の7 省略

(61)の8 省略

(62)～(117) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の19 省略

(18)の20 社会福祉法第62条第1項の規定に基づく市町及び社会福祉法人の施設を設置する第一種社会福祉事業の設置の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(18)の21 社会福祉法第62条第2項の規定に基づく国、県、市町及び社会福祉法人以外の者の施設を設置する第一種社会福祉事業の設置の許可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(18)の22 社会福祉法第63条第1項の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の変更の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置され

ス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者及び液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の報告の徴収に関すること（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の報告の徴収にあつては、その業務を行う場所が一の町の区域内のみに存する者に係るものに限る。）。

(61)の4 省略

(61)の5 液化石油ガス法第83条第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の立入検査に関すること（業務を行う場所が一の町の区域内のみに存する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。）。

(61)の6 省略

(61)の7 省略

(61)の8 液化石油ガス法第83条の2第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の提出命令に関すること（業務を行う場所が一の町の区域内のみに存する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。）。

(61)の9 省略

(61)の10 省略

(61)の11 ガス事業法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること（事業場の所在地が町の区域内のみに存するガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）。

(61)の12 ガス事業法第47条第1項の規定に基づく立入検査に関すること（事業場の所在地が町の区域内のみに存するガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）。

(61)の13 ガス事業法第47条の2第1項の規定に基づくガス用品の提出命令に関すること（事業場の所在地が町の区域内のみに存するガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）。

(62)～(117) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の19 省略

(18)の20 社会福祉法第62条第1項の規定に基づく市町及び社会福祉法人の施設を設置する第一種社会福祉事業の設置の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法

\_\_\_\_\_第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(18)の21 社会福祉法第62条第2項の規定に基づく国、県、市町及び社会福祉法人以外の者の施設を設置する第一種社会福祉事業の設置の許可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(18)の22 社会福祉法第63条第1項の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の変更の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るもの（老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置され

る障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(18)の23 社会福祉法第63条第2項の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の変更の許可に関する事(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(18)の24 社会福祉法第64条の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の廃止の届出の受理に関する事(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(18)の25～(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関する事(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(19)の4～(20) 省略

(20)の2 障害者総合支援法第11条第1項及び第2項の規定に基づ

る障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設並びに社会福祉法第62条第1項の規定による届出

がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に

規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の

規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(18)の23 社会福祉法第63条第2項の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の変更の許可に関する事(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設並び

に同法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営を

することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例

により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(18)の24 社会福祉法第64条の規定に基づく施設を設置する第一種社会福祉事業の廃止の届出の受理に関する事(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により設置される施設並び

に同法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営を

することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例

により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(18)の25～(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関する事(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設並びに同法第62条第1

項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営を

することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営を

することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。 ) を除く。 ) 。

(19)の4～(20) 省略

(20)の2 障害者自立支援法第11条第1項及び第2項の規定に基づ

く自立支援給付対象サービス等（ \_\_\_\_\_ 精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収に関すること。

⑳の3 障害者総合支援法第11条第3項、第48条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項、第81条第2項及び第85条第2項において準用する同法第9条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

⑳の4 障害者総合支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の5 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第36条第1項（同法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく中核市の市長が行う指定障害福祉サービス事業者の指定及び指定の更新に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

⑳の6 障害者総合支援法第36条第3項第9号（同法第38条第3項及び第51条の19第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

⑳の7 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第38条第1項（同法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく中核市の市長が行う指定障害者支援施設の指定及び指定の更新に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

⑳の8 障害者総合支援法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更に関すること。

⑳の9 障害者総合支援法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更に関すること。

⑳の10 障害者総合支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新に関すること。

⑳の11 障害者総合支援法第46条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の12 障害者総合支援法第46条第3項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。

⑳の13 障害者総合支援法第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の14 障害者総合支援法第47条の2第1項（同法第51条の26第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

⑳の15 障害者総合支援法第48条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

⑳の16 障害者総合支援法第48条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

く自立支援給付対象サービス等（ 育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収に関すること。

⑳の3 障害者自立支援法第11条第3項、第48条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項、第81条第2項及び第85条第2項において準用する同法第9条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

⑳の4 障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の5 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者自立支援法第36条第1項（同法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく中核市の市長が行う指定障害福祉サービス事業者の指定及び指定の更新に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

⑳の6 障害者自立支援法第36条第3項第9号（ \_\_\_\_\_ 第38条第3項及び第51条の19第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

⑳の7 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者自立支援法第38条第1項（同法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく中核市の市長が行う指定障害者支援施設の指定及び指定の更新に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

⑳の8 障害者自立支援法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更に関すること。

⑳の9 障害者自立支援法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更に関すること。

⑳の10 障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新に関すること。

⑳の11 障害者自立支援法第46条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の12 障害者自立支援法第46条第3項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。

⑳の13 障害者自立支援法第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

⑳の14 障害者自立支援法第47条の2第1項（ \_\_\_\_\_ 第51条の26第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

⑳の15 障害者自立支援法第48条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

⑳の16 障害者自立支援法第48条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

- (20)の17 障害者総合支援法第49条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者に対する勧告に関する事。
- (20)の18 障害者総合支援法第49条第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の設置者に対する勧告に関する事。
- (20)の19 障害者総合支援法第49条第3項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者が勧告に従わない旨の公表に関する事。
- (20)の20 障害者総合支援法第49条第4項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対する措置命令に関する事（同条第5項の規定に基づく公示を除く。）。
- (20)の21 障害者総合支援法第49条第6項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関する事。
- (20)の22 障害者総合支援法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る指定の取消し等に関する事（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。
- (20)の23 障害者総合支援法第50条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関する事。
- (20)の24 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る中核市の市長からの届出の受理に関する事（中予地方局に限る。）。
- (20)の25 障害者総合支援法第51条の2第2項第1号及び第51条の31第2項第1号の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関する事。
- (20)の26 障害者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関する事。
- (20)の27 障害者総合支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の区分の変更の届出の受理に関する事。
- (20)の28 障害者総合支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- (20)の29 障害者総合支援法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- (20)の30 障害者総合支援法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- (20)の31 障害者総合支援法第51条の4第3項及び第51条の33第3

- (20)の17 障害者自立支援法第49条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者に対する勧告に関する事。
- (20)の18 障害者自立支援法第49条第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の設置者に対する勧告に関する事。
- (20)の19 障害者自立支援法第49条第3項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者が勧告に従わない旨の公表に関する事。
- (20)の20 障害者自立支援法第49条第4項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対する措置命令に関する事（同条第5項の規定に基づく公示を除く。）。
- (20)の21 障害者自立支援法第49条第6項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関する事。
- (20)の22 障害者自立支援法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る指定の取消し等に関する事（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。
- (20)の23 障害者自立支援法第50条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関する事。
- (20)の24 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者自立支援法第51条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る中核市の市長からの届出の受理に関する事（中予地方局に限る。）。
- (20)の25 障害者自立支援法第51条の2第2項第1号及び第51条の31第2項第1号の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関する事。
- (20)の26 障害者自立支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関する事。
- (20)の27 障害者自立支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の区分の変更の届出の受理に関する事。
- (20)の28 障害者自立支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- (20)の29 障害者自立支援法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- (20)の30 障害者自立支援法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- (20)の31 障害者自立支援法第51条の4第3項及び第51条の33第3



項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るもの及び同法第51条の4第4項及び第51条の33第4項の規定に基づく公示を除く。）。

20の32 障害者総合支援法第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。

20の33 障害者総合支援法第51条の21第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の更新に関すること。

20の34 障害者総合支援法第51条の25第1項及び第2項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。

20の35 障害者総合支援法第51条の27第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

20の36 障害者総合支援法第51条の28第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に対する勧告に関すること。

20の37 障害者総合支援法第51条の28第3項の規定に基づく指定一般相談支援事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

20の38 障害者総合支援法第51条の28第4項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に対する措置命令に関すること（同条第5項の規定に基づく公示を除く。）。

20の39 障害者総合支援法第51条の28第6項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の40 障害者総合支援法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る指定の取消し等に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。

20の41 障害者総合支援法第51条の29第3項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の42 障害者総合支援法第51条の32第3項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の43 障害者総合支援法第51条の32第4項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の44 障害者総合支援法第51条の33第5項の規定に基づく指定相談支援事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の45 障害者総合支援法第79条第2項から第4項までの規定に基づく障害福祉サービス事業等の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理に関すること。

20の46 障害者総合支援法第81条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置す

項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るもの及び同法第51条の4第4項及び第51条の33第4項の規定に基づく公示を除く。）。

20の32 障害者自立支援法第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。

20の33 障害者自立支援法第51条の21第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の更新に関すること。

20の34 障害者自立支援法第51条の25第1項及び第2項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。

20の35 障害者自立支援法第51条の27第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

20の36 障害者自立支援法第51条の28第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に対する勧告に関すること。

20の37 障害者自立支援法第51条の28第3項の規定に基づく指定一般相談支援事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

20の38 障害者自立支援法第51条の28第4項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に対する措置命令に関すること（同条第5項の規定に基づく公示を除く。）。

20の39 障害者自立支援法第51条の28第6項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の40 障害者自立支援法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る指定の取消し等に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。

20の41 障害者自立支援法第51条の29第3項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の42 障害者自立支援法第51条の32第3項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の43 障害者自立支援法第51条の32第4項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の44 障害者自立支援法第51条の33第5項の規定に基づく指定相談支援事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の45 障害者自立支援法第79条第2項から第4項までの規定に基づく障害福祉サービス事業等の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理に関すること。

20の46 障害者自立支援法第81条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置す

る者（市町を除く。）に係るもの（施設を必要とする障害福祉サービス事業に係るものに限る。）を除く。）。

20の47 障害者総合支援法第82条第1項の規定に基づく障害福祉サービス事業等を行う者に対する事業の停止等の命令に関する事

20の48 障害者総合支援法第82条第2項の規定に基づく障害福祉サービス事業等を行う者に対する運営の改善等又は事業の停止等の命令に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（施設を必要とする障害福祉サービス事業に係るものに限る。）を除く。）。

20の49 障害者総合支援法第83条第3項の規定に基づく市町の障害者支援施設の設置に係る届出の受理に関する事

20の50 障害者総合支援法第85条第1項の規定に基づく市町が設置する障害者支援施設に対する報告の徴収及び立入検査に関する事

20の51 障害者総合支援法第86条第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る事業の停止等の命令に関する事

20の52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）第43条の7第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設の休止又は廃止の届出の受理に関する事

20の53 障害者総合支援法施行令第43条の7第2項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る変更の報告の受理に関する事

20の54 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表の規定に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に係る届出の受理及び認定に関する事

20の55・21 省略

22 身体障害者福祉法第10条第2項の規定に基づく市町 に対する助言に関する事

23～57の26 省略

57の27 介護保険法第115条の33第1項及び旧介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者

に係るものを除く。）。

57の28 介護保険法第115条の33第3項及び旧介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者

に係るものを除く。）。

る者（市町を除く。）に係るもの（施設を必要とする障害福祉サービス事業に係るものに限る。）を除く。）。

20の47 障害者自立支援法第82条第1項の規定に基づく障害福祉サービス事業等を行う者に対する事業の停止等の命令に関する事

20の48 障害者自立支援法第82条第2項の規定に基づく障害福祉サービス事業等を行う者に対する運営の改善等又は事業の停止等の命令に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（施設を必要とする障害福祉サービス事業に係るものに限る。）を除く。）。

20の49 障害者自立支援法第83条第3項の規定に基づく市町の障害者支援施設の設置に係る届出の受理に関する事

20の50 障害者自立支援法第85条第1項の規定に基づく市町が設置する障害者支援施設に対する報告の徴収及び立入検査に関する事

20の51 障害者自立支援法第86条第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る事業の停止等の命令に関する事

20の52 障害者自立支援法施行令

第

43条の7第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設の休止又は廃止の届出の受理に関する事

20の53 障害者自立支援法施行令第43条の7第2項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る変更の報告の受理に関する事

20の54 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表の規定に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に係る届出の受理及び認定に関する事

20の55・21 省略

22 身体障害者福祉法第10条第2項の規定に基づく市町村 に対する助言に関する事

23～57の26 省略

57の27 介護保険法第115条の33第1項及び旧介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる 介護サービス事業者、2以上 の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を

除く。）に係るものを除く。）。

57の28 介護保険法第115条の33第3項及び旧介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる 介護サービス事業者、2以上 の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を

除く。）に係るものを除く。）。

57)の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_に係るものを除く。）。

57)の30 介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_に係るものを除く。）。

57)の31 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_に係るものを除く。）。

57)の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_に係るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57)の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_に係るものを除く。）。

58) 省略

59) 介護保険法施行令第3条第1項第2号の規定に基づく介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定に関すること \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_。

57)の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる \_\_\_\_\_介護サービス事業者、2以上 \_\_\_\_\_の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。

57)の30 介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる \_\_\_\_\_介護サービス事業者、2以上 \_\_\_\_\_の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。

57)の31 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる \_\_\_\_\_介護サービス事業者、2以上 \_\_\_\_\_の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。

57)の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる \_\_\_\_\_介護サービス事業者、2以上 \_\_\_\_\_の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57)の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる \_\_\_\_\_介護サービス事業者、2以上 \_\_\_\_\_の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。

58) 省略

59) 介護保険法施行令第3条第1項第2号の規定に基づく介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定に関すること（介護保険法施行規則第22条の23第1項の規定に基づく介護職員基礎研修課程に係るものを除く。次号から第61号までにおいて同じ。）。

(59)の2～(61) 省略

(61)の2 介護保険法施行令第3条第3項の規定に基づく介護員養成研修事業者の指定の取消しに関すること。

(61)の3 省略

(61)の4 省略

(61)の5 省略

(62)～(91) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5)の14 省略

(6)から(13)まで 削除

(14)～(25)の3 省略

(25)の4 森林法施行規則第60条第1項第5号 から第9号まで並びに第63条第1項第3号 及び第4号の規定に基づく立木の伐採等の届出の受理に関すること。

(26) 森林法施行規則第60条第1項第10号又は第63条第1項第5号 の規定に基づく保安林等に係る国の機関との協議に関すること。

(27)～(29) 省略

(30) 森林組合法第61条第2項(同法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林組合及び生産森林組合の定款変更の認可に関すること。

(30)の2 森林組合法第61条第4項(同法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林組合及び生産森林組合の定款変更の届出の受理に関すること。

(31)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～サ 省略

シ 知事の承認を得た愛媛水田営農活性化対策事業費補助金

ス・セ 省略

ソ 知事の承認を得た生産者と消費者の絆構築モデル事業費補助金

タ 知事の承認を得た6次産業化産地ステップアップ事業費補助金

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(49)の11 省略

(59)の2～(61) 省略

(61)の2 省略

(61)の3 省略

(61)の4 省略

(62)～(91) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5)の14 省略

(6) 愛媛県みつばち転飼条例第3条第1項の規定に基づくみつばちの転飼許可に関すること。

(7) 愛媛県みつばち転飼条例第8条の規定に基づく危険防止その他の指示に関すること。

(8) 愛媛県みつばち転飼条例第9条の規定に基づく報告及び検査に関すること。

(9) 愛媛県みつばち転飼条例第10条の規定に基づく許可の取消し等に関すること。

(10)から(13)まで 削除

(14)～(25)の3 省略

(25)の4 森林法施行規則第22条の8第1項第5号から第9号まで並びに第22条の11第1項第3号及び第4号の規定に基づく立木の伐採等の届出の受理に関すること。

(26) 森林法施行規則第22条の8第1項第10号又は第22条の11第1項第5号の規定に基づく保安林等に係る国の機関との協議に関すること。

(27)～(29) 省略

(30) 森林組合法第61条第2項(同法第100条 において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林組合及び生産森林組合の定款変更の認可に関すること。

(31)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～サ 省略

シ 知事の承認を得た愛媛水田農業経営確立対策事業費補助金

ス・セ 省略

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(49)の11 省略

(49)の12 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第

(50)～(76) 省略

6 地方局長は、1件の設計金額が5,000万円以上の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円以上の既成部分検査については、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(地方局長の専決事項)

第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 省略

(8) 局長及び職員並びに管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関する事

(9) 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の6 省略

(9)の7 消費者安全法第45条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入調査等に関する事

(10)～(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に係る次に掲げる事項に関する事

ア 1件の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査

イ 省略

(12)～(27)の5 省略

(28) 漁港施設の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に関する事

(29) 水産振興施設設置事業(建築構造物に係るものを除く。)の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に関する事

(30)～(52) 省略

2条第1項及び第4条第1項の規定に基づく風致地区内における建築行為等の許可に関する事

(49)の13 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第3項及び第4条第2項の規定に基づく国の機関等の風致地区内における建築行為等の協議に関する事

(49)の14 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条及び第4条第2項の規定に基づく適用除外及び許可事項等の変更の通知の受理に関する事

(49)の15 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条の規定に基づく監督処分に関する事

(49)の16 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第1項の規定に基づく立入検査に関する事

(49)の17 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条の規定に基づく風致を維持するための勧告、助言等に関する事

(49)の18 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第5条の規定に基づく風致地区内行為完了届出書の受理に関する事

(50)～(76) 省略

6 地方局長は、1件の設計金額が5,000万円を超える請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円を超える既成部分検査については、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(地方局長の専決事項)

第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 省略

(8) 局長及び職員並びに管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当、児童手当及び子ども手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関する事

(9) 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の6 省略

(10)～(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に係る次に掲げる事項に関する事

ア 1件の支払金額が5,000万円以下の工事の既成部分検査

イ 省略

(12)～(27)の5 省略

(28) 漁港施設の1件の設計金額が5,000万円以下の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円以下の工事の既成部分検査に関する事

(29) 水産振興施設設置事業(建築構造物に係るものを除く。)の1件の設計金額が5,000万円以下の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円以下の工事の既成部分検査に関する事

(30)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の8 省略

(2)の9 1件の設計金額が5,000万円未満の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円未満の既成部分検査に関すること。

(2)の10～~~26~~の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の8 省略

(2)の9 1件の設計金額が5,000万円以下の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円以下の既成部分検査に関すること。

(2)の10～~~26~~の16 省略

27) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項及び第4条第1項の規定に基づく風致地区内における建築行為等の許可に関すること。

28) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第3項及び第4条第2項の規定に基づく国の機関等の風致地区内における建築行為等の協議に関すること。

29) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条及び第4条第2項の規定に基づく適用除外及び許可事項等の変更の通知の受理に関すること。

30) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条の規定に基づく監督処分に関すること。

31) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

32) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条の規定に基づく風致を維持するための勧告、助言等に関すること。

33) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第5条の規定に基づく風致地区内行為完了届出書の受理に関すること。

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第33号\_\_\_\_までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第33号\_\_\_\_までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第33号\_\_\_\_までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

○愛媛県訓令第6号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
<b>別表第1（第4条関係）</b>					<b>別表第1（第4条関係）</b>						
局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分				
		局 長	専決者				局 長	専決者			
1～3 省略					1～3 省略						
4 人事 管理に 関する 事務	1・2 省略				4 人事 管理に 関する 事務	1・2 省略					
	3 所属職員の扶養手当及び児童手当 _____の認定並びに単身赴任 手当の決定に関する事。					3 所属職員の扶養手当、児童手当及 <u>び子ども手当の認定並びに単身赴任 手当の決定に関する事。</u>					
5～11 省略					5～11 省略						
備考 省略					備考 省略						
<b>別表第2（第4条関係）</b>					<b>別表第2（第4条関係）</b>						
局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者					局 長	専決者	
総 務 県 民 課	1 省略	1 省略	—			総 務 県 民 課	1 省略	1 省略	—		
	2 省略	1 省略	—				2 省略	1 省略	—		
	3 省略	1 省略					3 省略	1 省略			—
		2 省略						2 省略			
		3 省略			—			3 省略			
		4 省略			—			4 省略			
	4 省略	1 省略			—		4 省略	1 省略			—
		2 省略			—			2 省略			
	5 省略	1 省略			—		5 省略	1 省略			—
	6 省略	1 省略					6 省略	1 省略			
		(1) 省略			—			(1) 省略			
		(2) 省略			—			(2) 省略			
(3) 省略				—	(3) 省略						
(4) 省略				—	(4) 省略						
(5) 省略			—	(5) 省略				—			

	(6) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
7 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	2 省略	—		
	3 省略			—
8 省略	1 省略			—
	2 省略			—
9 省略	1 省略	—		
	2 省略			—
10 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
	8 省略			—
	9 省略			—
	10 省略			—
11 省略	1 省略			—
12 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
13 省略	1 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
14 省略	1 省略		—	
15 省略	1 省略	—		
16 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
17 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略		—	
18 省略	1 省略			—
	2 省略	—		

	(6) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
7 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	2 省略	—		
	3 省略			—
8 省略	1 省略			—
	2 省略			—
9 省略	1 省略	—		
	2 省略			—
10 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
	8 省略			—
	9 省略			—
	10 省略			—
11 省略	1 省略			—
12 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
13 省略	1 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
14 省略	1 省略		—	
15 省略	1 省略	—		
16 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
17 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略		—	
18 省略	1 省略			—
	2 省略	—		





	13 省略			—	
	14 省略			—	
	15 省略		—		
27 省略	1 省略		—		
28 省略	1 省略	—			
	2 省略		—		
	3 省略			—	
29 省略	1 省略			—	
30 消費者安全法の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入調査等 (第45条第1項 _____)		—		
31 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
32 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	2 省略		—		
	3 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
33 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	2 省略		—		
			—		

	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略			—
34 省略	1 省略			—
	2 省略		—	
	3 省略		—	
35 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
36 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			—
37 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
38 省略	1 省略			—
39 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
40 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	(12) 省略			—
	(13) 省略			—
	(14) 省略		—	
	(15) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略			—
	(16) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—

	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略			—
34 省略	1 省略			—
	2 省略		—	
	3 省略		—	
35 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
36 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			—
37 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
38 省略	1 省略			—
39 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
40 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	(12) 省略			—
	(13) 省略			—
	(14) 省略		—	
	(15) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略			—
	(16) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—

	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略	—		
	(11) 省略			—
	(12) 省略		—	
	4 省略			—
41 省略	1 省略		—	
	2 省略	—		
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
	8 省略			—
	9 省略			—
	10 省略			—
	11 省略			—
42 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略		—	
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	(12) 省略			—
	(13) 省略			—
	(14) 省略			—
	(15) 省略			—
	(16) 省略			—

	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略	—		
	(11) 省略			—
	(12) 省略		—	
	4 省略			—
41 省略	1 省略		—	
	2 省略	—		
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
	8 省略			—
	9 省略			—
	10 省略			—
	11 省略			—
42 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略		—	
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	(12) 省略			—
	(13) 省略			—
	(14) 省略			—
	(15) 省略			—
	(16) 省略			—

(17) 省略			—
(18) 省略			—
(19) 省略			—
(20) 省略			—
(21) 省略			—
(22) 省略			—
(23) 省略			—
(24) 省略			—
(25) 省略			—
(26) 省略			—
(27) 省略			—
(28) 省略			—
(29) 省略			—
2 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
3 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略			—
(10) 省略			—
(11) 省略			—
(12) 省略			—
4 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—

(17) 省略			—
(18) 省略			—
(19) 省略			—
(20) 省略			—
(21) 省略			—
(22) 省略			—
(23) 省略			—
(24) 省略			—
(25) 省略			—
(26) 省略			—
(27) 省略			—
(28) 省略			—
(29) 省略			—
2 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
3 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略			—
(10) 省略			—
(11) 省略			—
(12) 省略			—
4 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—

(9) 省略			—	
(10) 省略			—	
(11) 省略			—	
(12) 省略			—	
(13) 省略	—			
(14) 省略	—			
(15) 省略			—	
(16) 省略		—		
(17) 省略			—	
(18) 省略	—			
(19) 省略			—	
(20) 省略			—	
(21) 省略			—	
(22) 省略			—	
(23) 省略		—		
(24) 省略		—		
5 省略			—	
43 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略		—	
	7 省略	—		
	8 省略			—
	9 省略			—
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略	—		
10 省略			—	
(1) 省略		—		
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
(5) 省略			—	
(6) 省略			—	

(9) 省略			—	
(10) 省略			—	
(11) 省略			—	
(12) 省略			—	
(13) 省略	—			
(14) 省略	—			
(15) 省略			—	
(16) 省略		—		
(17) 省略			—	
(18) 省略	—			
(19) 省略			—	
(20) 省略			—	
(21) 省略			—	
(22) 省略			—	
(23) 省略		—		
(24) 省略		—		
5 省略			—	
43 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略		—	
	7 省略	—		
	8 省略			—
	9 省略			—
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略	—		
10 省略			—	
(1) 省略		—		
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
(5) 省略			—	
(6) 省略			—	

(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略			—
(10) 省略			—
(11) 省略			—
(12) 省略			—
(13) 省略	—		
11 省略			—
12 省略		—	
13 省略	—		
14 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略	—		
15 省略			—
16 省略			—
17 立入検査等(第83条第3項 ____、第4項)			—
18 省略			—
19 省略			—
44 省略	1 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
	2 省略		—
	3 省略	—	
	4 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
	5 省略		—
	6 省略		—
	7 省略		—
	8 省略		—
	9 省略		—

(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略			—
(10) 省略			—
(11) 省略			—
(12) 省略			—
(13) 省略	—		
11 省略			—
12 省略		—	
13 省略	—		
14 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略	—		
15 省略			—
16 省略			—
17 立入検査等(第83条第1項、 第3項、第4項)			—
18 液化石油ガス器具等の提出命 令(第83条の2第1項)			—
19 省略			—
20 省略			—
44 ガス 事業法 の施行 に關す る事務	1 監督処分に関すること。 (1) 報告の徴収(第46条第1 項) (2) 立入検査(第47条第1項) (3) ガス用品の提出命令(第47 条の2第1項)		—
45 省略	1 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
	2 省略		—
	3 省略	—	
	4 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
	5 省略		—
	6 省略		—
	7 省略		—
	8 省略		—
	9 省略		—

10	省略			—
11	省略			—
12	省略		—	
13	省略		—	
14	省略	—		
15	省略			—
16	省略			—
17	省略			—

備考 1 東予地方局においては、この表35の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「消防防災安全室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、31の部1の項(2)、32の部1の項(2)、34の部1の項、36の部、37の部2の項並びに39の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、「課長補佐」とあるのは「主幹」として、同表の規定を適用する。

3 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域政策課	1 省略				
	2 管内の地域振興に関する事務	1・2 省略			
		3 長期計画の地域別計画に関すること。			
		4 省略			
3～10 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
税務課	1 省略	1 省略		—		
	2 省略	1 省略			—	
	3 省略	1 省略			—	
		2 省略			—	
		3 省略			—	
4 省略			—			

10	省略			—
11	省略			—
12	省略		—	
13	省略		—	
14	省略	—		
15	省略			—
16	省略			—
17	省略			—

備考 1 東予地方局においては、この表35の部から45の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「消防防災安全室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、31の部1の項(2)、32の部1の項(2)、34の部1の項、36の部、37の部2の項並びに39の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

3 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域政策課	1 省略				
	2 管内の地域振興に関する事務	1・2 省略			
		3 地域振興重点化プログラムに関すること。			
		4 省略			
3～10 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
税務課	1 省略	1 省略			—
	2 省略	1 省略			—
	3 省略	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略			—
4 省略			—		





(10) 省略			—
(11) 省略	—		
(12) 省略	—		
(13) 省略	—		
(14) 省略	—		
(15) 省略		—	
2 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略	—		
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略		—	
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略	—		
(10) 省略	—		
2 省略	1 省略		—
	2 省略		—
	3 省略		—
	4 省略		—
	5 省略		—
	6 省略	—	
	7 省略	—	
	8 省略	—	
	9 省略		—
	10 省略	—	
	11 省略		—
	12 省略	—	
	13 省略	—	
	14 省略		—
	15 省略	—	
	16 省略		—
	17 省略		—
	18 省略		—
	19 省略		—
	20 省略		—
	21 省略		
	22 省略		
	23 省略		
	24 省略		—
3 障害者の日常生活及び社会生活	1 自立支援給付対象サービス等（ <u>                    </u> 精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収（第11条第1項、第2項）	—	

(10) 省略			—
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略		—	
(14) 省略		—	
(15) 省略			—
2 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略		—	
(3) 省略			—
(4) 省略		—	
(5) 省略		—	
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
2 省略	1 省略		—
	2 省略		—
	3 省略		—
	4 省略		—
	5 省略		—
	6 省略	—	
	7 省略	—	
	8 省略	—	
	9 省略		—
	10 省略	—	
	11 省略		—
	12 省略	—	
	13 省略	—	
	14 省略		—
	15 省略	—	
	16 省略		—
	17 省略		—
	18 省略		—
	19 省略		—
	20 省略		—
	21 省略		
	22 省略		
	23 省略		
	24 省略		—
3 障害者自立支援法	1 自立支援給付対象サービス等（ <u>育成医療及び精神通院医療</u> に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収（第11条第1項、第2項）	—	

を総合的に支援するための法律の施行に関する事務

2 省略			—
3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
(1) 省略		—	
(2) 中核市の市長が行う指定又は指定の更新に対する同意（第36条第1項、第41条第4項、地方自治法施行令第174条の49の12第2項）		—	
(3) 省略			—
(4) 省略		—	
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略	—		
4 指定障害者支援施設に関すること。			
(1) 省略		—	
(2) 省略		—	
(3) 聴聞決定予定日の通知（第36条第3項第9号、第38条第3項）			—
(4) 省略		—	
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略			—
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略	—		
5 指定一般相談支援事業者に関すること。			
(1) 指定（第51条の14第1項）		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	

の施行に関する事務

2 省略			—
3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
(1) 省略		—	
(2) 中核市の市長が行う指定又は指定の更新に対する同意（第36条第1項、第41条第4項、地方自治法施行令第174条の49の12の2第2項）		—	
(3) 省略			—
(4) 省略		—	
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略	—		
4 指定障害者支援施設に関すること。			
(1) 省略		—	
(2) 省略		—	
(3) 聴聞決定予定日の通知（第36条第3項第9号）			—
(4) 省略		—	
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略			—
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略	—		
5 指定一般相談支援事業者に関すること。			
(1) 指定（第54条の14第1項）		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	



	(1) 省略			—				(1) 省略				—
	(2) 省略							(2) 省略				—
	(3) 当該職員 <sub>の</sub> 証明書の交付 (第39条第3項)			—								
	(4) 省略			—				(3) 省略				—
	4 省略							4 省略				
	(1) 省略							(1) 省略				—
	(2) 省略							(2) 省略				—
	(3) 省略							(3) 省略				—
	(4) 省略			—				(4) 省略				—
	5 省略							5 省略				—
5 省略	1 省略							1 省略				—
	2 省略							2 省略				—
	3 省略							3 省略				—
	4 省略							4 省略				—
	5 省略							5 省略				—
	6 省略							6 省略				—
	7 省略							7 省略				—
	8 省略							8 省略				—
	9 省略							9 省略				—
6 省略	1 省略							1 省略				—
7 省略	1 省略							1 省略				—
	(1) 省略							(1) 省略				—
	(2) 省略							(2) 省略				—
	(3) 省略							(3) 省略				—
	(4) 省略							(4) 省略				—
	2 省略							2 省略				—
	(1) 省略							(1) 省略				—
	(2) 省略							(2) 省略				—
	(3) 省略							(3) 省略				—
	(4) 省略							(4) 省略				—
	(5) 省略							(5) 省略				—
	(6) 省略							(6) 省略				—
	(7) 省略							(7) 省略				—
	(8) 省略							(8) 省略				—
	(9) 省略							(9) 省略				—
	(10) 省略							(10) 省略				—
	(11) 省略							(11) 省略				—
	3 省略							3 省略				—
	(1) 省略							(1) 省略				—
	(2) 省略							(2) 省略				—
	(3) 省略							(3) 省略				—
	(4) 省略							(4) 省略				—
	(5) 省略							(5) 省略				—

(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略	—		
4 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略		—	
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略		—	
(6) 省略		—	
(7) 省略	—		
5 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略	—		
6 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略	—		
7 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
8 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
9 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略			—
(4) 省略		—	
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略			—

(6) 省略			—
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略	—		
4 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略		—	
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略		—	
(6) 省略		—	
(7) 省略	—		
5 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略	—		
6 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略	—		
7 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
8 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
9 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略			—
(4) 省略		—	
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略			—

	(8) 省略	—		
	(9) 省略	—		
	(10) 省略			—
	(11) 省略		—	
	(12) 省略	—		
	(13) 省略	—		
	(14) 省略	—		
	(15) 省略			—
	(16) 省略			—
	(17) 省略			—
	(18) 省略			—
	(19) 省略			—
	(20) 省略	—		
	(21) 省略			—
	10 省略			
	(1) 省略			—
	11 省略			—
8 省略	1 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	4 省略			—
	5 省略			—
9 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	4 省略			

	(8) 省略	—		
	(9) 省略	—		
	(10) 省略			—
	(11) 省略		—	
	(12) 省略	—		
	(13) 省略	—		
	(14) 省略	—		
	(15) 省略			—
	(16) 省略			—
	(17) 省略			—
	(18) 省略			—
	(19) 省略			—
	(20) 省略	—		
	(21) 省略			—
	10 省略			
	(1) 省略			—
	11 省略			—
8 省略	1 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	4 省略			—
	5 省略			—
9 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	4 省略			

	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	5 省略		—	
	6 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
10 省略	1 省略			—
	2 省略			—
11 省略	1 省略		—	
12 省略	1 省略		—	
13 省略	1 省略			—
14 省略	1 省略		—	
15 省略	1 省略			—
16 省略	1 省略			—
	2 省略			—
17 省略	1 省略			—
18 省略	1 省略			—
19 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
20 省略	1 省略			—
21 省略	1 省略			—
22 省略	1 省略			—
23 介護 保険法 の施行 に関する 事務	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略		—	
	4 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略		—	
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略		—	
	(10) 省略		—	
	(11) 省略		—	
	(12) 省略		—	
	(13) 省略	—		

	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	5 省略		—	
	6 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
10 省略	1 省略			—
	2 省略			—
11 省略	1 省略		—	
12 省略	1 省略		—	
13 省略	1 省略			—
14 省略	1 省略		—	
15 省略	1 省略			—
16 省略	1 省略			—
	2 省略			—
17 省略	1 省略			—
18 省略	1 省略			—
19 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
20 省略	1 省略			—
21 省略	1 省略			—
22 省略	1 省略			—
23 介護 保険法 の施行 に関する 事務	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略		—	
	4 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略			—
	(6) 省略		—	
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
	(9) 省略		—	
	(10) 省略		—	
	(11) 省略		—	
	(12) 省略		—	
	(13) 省略	—		



(14) 省略			—
5 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
6 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略		—	
(8) 省略			—
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略	—		
(12) 省略	—		
(13) 省略			—
7 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略		—	
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略		—	
(14) 省略	—		
(15) 省略	—		
(16) 省略			—
(17) 省略			—

(14) 省略			—
5 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
6 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略			—
(7) 省略		—	
(8) 省略			—
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略	—		
(12) 省略	—		
(13) 省略			—
7 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略		—	
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略			—
(8) 省略			—
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略		—	
(14) 省略	—		
(15) 省略	—		
(16) 省略			—
(17) 省略			—

(18) 省略			—
(19) 省略		—	
8 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略		—	
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略			—
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
(11) 省略	—		
(12) 省略			—
9 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
(11) 省略			—
10 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略		—	
(3) 省略			—
(4) 省略		—	
(5) 省略		—	
(6) 省略	—		
11 省略			—
12 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
13 省略			—
14 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
15 省略			
(1) 省略			—
16 省略		—	

(18) 省略			—
(19) 省略		—	
8 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
(3) 省略		—	
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略			—
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
(11) 省略	—		
(12) 省略			—
9 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略			—
(3) 省略			—
(4) 省略			—
(5) 省略			—
(6) 省略		—	
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
(11) 省略			—
10 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略		—	
(3) 省略			—
(4) 省略		—	
(5) 省略		—	
(6) 省略	—		
11 省略			—
12 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
13 省略			—
14 省略			
(1) 省略			—
(2) 省略			—
15 省略			
(1) 省略			—
16 省略		—	

	17 介護員養成研修事業者に関すること _____。 _____。				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
	(6) 指定の取消し(政令第3条第3項)	—			
24 省略	1 省略				—
25 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
26 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
27 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
28 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略	—			
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
28 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	2 認定特定行為業務従事者に関すること。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 認定特定行為業務従事者認定証の再交付等(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第8条_____)				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略	—			
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
4 省略				—	
	17 介護員養成研修事業者に関すること(介護職員基礎研修課程に係るものを除く。)				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
24 省略	1 省略				—
25 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
26 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
27 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
28 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略	—			
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
28 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する事務	2 認定特定行為業務従事者に関すること。				
	(1) 省略				—
	(2) 省略		—		
	(3) 認定特定行為業務従事者認定証の再交付等(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第8条第1項、第2項)				—
	3 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	(3) 省略	—			
	(4) 省略				—
	(5) 省略				—
4 省略				—	



備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、10の部1の項並びに17の部1の項及び2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			局長	専決者			
				部長	課長	主幹	
農村整備課	1 省略	1 省略				—	
	2 土地改良事業に関する事業	1 省略					
		(1) 省略	—				
		(2) 省略		—			
		(3) 省略			—		
		2 省略					
		(1) 省略		—			
		(2) 省略		—			
		(3) 省略		—			
		(4) 省略		—			
		3 省略					
		(1) 省略	—				
		(2) 省略		—			
	(3) 省略			—			
	4 省略				—		
	5 1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円未満の既成部分の検査に関すること。						
	(1) 省略		—				
	(2) 省略			—			
	6 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略		—				
	(3) 省略			—			
	7 省略	—					
	8 省略	—					
	9 省略	—					
	10 省略						
	(1) 省略	—					
(2) 省略		—					
11 省略			—				
12 省略			—				
3 省略	1 省略		—				
	2 省略			—			
	3 省略			—			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、10の部1の項並びに18の部1の項及び2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			局長	専決者			
				部長	課長	主幹	
農村整備課	1 省略	1 省略				—	
	2 土地改良事業に関する事業	1 省略					
		(1) 省略	—				
		(2) 省略		—			
		(3) 省略			—		
		2 省略					
		(1) 省略		—			
		(2) 省略		—			
		(3) 省略		—			
		(4) 省略		—			
		3 省略					
		(1) 省略	—				
		(2) 省略		—			
	(3) 省略			—			
	4 省略				—		
	5 1件の設計金額が5,000万円以下の工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円以下の既成部分の検査に関すること。						
	(1) 省略		—				
	(2) 省略			—			
	6 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略		—				
	(3) 省略			—			
	7 省略	—					
	8 省略	—					
	9 省略	—					
	10 省略						
	(1) 省略	—					
(2) 省略		—					
11 省略			—				
12 省略			—				
3 省略	1 省略		—				
	2 省略			—			
	3 省略			—			

4 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略		—	
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
	8 省略			—
	9 省略			—
	10 省略		—	
	11 省略			—
	12 省略			—
	13 省略			—
	14 省略			—
	15 省略			—
	16 省略			—
	17 省略			—
	18 省略			—
	19 省略			—
	20 省略			—
	21 省略			—
	22 省略			—
5 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	5 省略		—	
6 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
7 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
8 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	

4 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略		—	
	4 省略			—
	5 省略			—
	6 省略			—
	7 省略			—
	8 省略			—
	9 省略			—
	10 省略		—	
	11 省略			—
	12 省略			—
	13 省略			—
	14 省略			—
	15 省略			—
	16 省略			—
	17 省略			—
	18 省略			—
	19 省略			—
	20 省略			—
	21 省略			—
	22 省略			—
5 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	5 省略		—	
6 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
7 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
8 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	

- 備考 1 省略  
 2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部2の項から6の項まで及び11の項から19の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1 省略	1 省略			—
		2 省略		—	
	2 森林法の施行に関する事務	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略			—
		4 省略			—
		5 省略	—		
		6 省略		—	
		7 省略	—		
		8 省略		—	
		9 省略			—
		10 省略			—
		11 省略			—
		12 省略			—
		13 省略			—
		14 省略			—
		15 省略			—
	16 保安林等に関する許可及び届出の処理（第34条第1項、第2項、第8項から第10項まで、第44条、森林法施行規則第60条第1項第5号 から第9号まで、第63条第1項第3号、第4号）			—	
	17 省略	—			
	18 省略			—	
	19 省略	—			
	20 省略			—	
	21 省略			—	
22 省略			—		
23 保安林等に係る国の機関との協議（森林法施行規則第60条第1項第10号、第63条第1項第5号）			—		
3 森林組合法の施行	1 省略	—			
	2 省略	—			
	3 省略	—			

- 備考 1 省略  
 2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部3の項から7の項まで及び12の項から19の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1 省略	1 省略			—
		2 省略		—	
	2 森林法の施行に関する事務	1 省略			—
		2 省略			—
		3 省略			—
		4 省略			—
		5 省略	—		
		6 省略		—	
		7 省略	—		
		8 省略		—	
		9 省略			—
		10 省略			—
		11 省略			—
		12 省略			—
		13 省略			—
		14 省略			—
		15 省略			—
	16 保安林等に関する許可及び届出の処理（第34条第1項、第2項、第8項から第10項まで、第44条、森林法施行規則第22条の8第1項第5号から第9号まで、第22条の11第1項第3号、第4号）			—	
	17 省略	—			
	18 省略			—	
	19 省略	—			
	20 省略			—	
	21 省略			—	
22 省略			—		
23 保安林等に係る国の機関との協議（森林法施行規則第22条の8第1項第10号、第22条の11第1項第5号）			—		
3 森林組合法の施行	1 省略	—			
	2 省略	—			
	3 省略	—			

に関する事務	4 森林組合及び生産森林組合の定款変更の認可（第61条第2項、第100条第2項）	—			
	5 森林組合及び生産森林組合の定款変更の届出の受理（第61条第4項、第100条第2項）				—
4 治山・林道事業に関する事務	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	3 省略		—		
	4 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に関すること。				
	(1) 1件の支払金額が1,500万円以上5,000万円未満の工事の既成部分検査			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	5 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	6 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	7 省略				
(1) 省略				—	
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
8 省略				—	
9 省略					
(1) 省略	—				
(2) 省略		—			
(3) 省略				—	
5 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
6 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
に関する事務	4 森林組合及び生産森林組合の定款変更の認可（第61条第2項、第100条第2項）	—			
4 治山・林道事業に関する事務	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略			—	
	(3) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	3 省略		—		
	4 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に関すること。				
	(1) 1件の支払金額が1,500万円以上5,000万円以下の工事の既成部分検査			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	5 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	6 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
	7 省略				
(1) 省略				—	
(2) 省略				—	
(3) 省略				—	
8 省略				—	
9 省略					
(1) 省略	—				
(2) 省略		—			
(3) 省略				—	
5 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—
6 省略	1 省略				
	(1) 省略				—
	(2) 省略				—



7 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略			—	
	6 省略			—	
8 省略	1 省略	—			
9 省略	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略			—	
	4 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	5 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	6 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	7 省略			—	
	8 省略		—		
	9 省略			—	
10 省略	1 省略			—	

7 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略			—	
	6 省略			—	
8 省略	1 省略	—			
9 省略	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略			—	
	4 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	5 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	6 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	7 省略			—	
	8 省略		—		
	9 省略			—	
10 省略	1 省略			—	

11 省略	2 省略			—
	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	5 省略		—	
6 省略		—		
12 省略	1 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	3 省略		—	
13 省略	1 省略			—
	2 省略			—
14 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
	3 省略			—
15 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
16 省略	1 省略		—	
17 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			—
18 省略	1 省略		—	
19 省略	1 省略			—
	2 省略		—	

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1～9 省略				
	10 漁港漁場整備に関する事務	1～3 省略 4 漁港施設の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査（別に指定するものを除く。）及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に關すること。			

11 省略	2 省略			—
	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	5 省略		—	
6 省略		—		
12 省略	1 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	3 省略		—	
13 省略	1 省略			—
	2 省略			—
14 省略	1 省略		—	
	2 省略			—
	3 省略			—
15 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
16 省略	1 省略		—	
17 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			—
18 省略	1 省略		—	
19 省略	1 省略			—
	2 省略		—	

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1～9 省略				
	10 漁港漁場整備に関する事務	1～3 省略 4 漁港施設の1件の設計金額が5,000万円以下の工事の完成検査（別に指定するものを除く。）及び1回の支払金額が5,000万円以下の工事の既成部分検査に關すること。			

	5 水産振興施設設置事業（建造構造物に係るものを除く。）の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査（別に指定するものを除く。）及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に関すること。			
11～15 省略				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1～29 省略				
	30 愛媛県立都市公園条例の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 使用料の減免（第14条）		—	
		5 省略			
	31 省略				
	32 省略				
	33 省略				
	34 省略				
	35 省略				
	36 省略				
37 省略					

	5 水産振興施設設置事業（建造構造物に係るものを除く。）の1件の設計金額が5,000万円以下の工事の完成検査（別に指定するものを除く。）及び1回の支払金額が5,000万円以下の工事の既成部分検査に関すること。			
11～15 省略				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1～29 省略				
	30 愛媛県立都市公園条例の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 使用料の減免（第14条）		—	
		5 省略			
	31 省略				
	32 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する事務	1 風致地区内における建築行為等の許可（第2条第1項、第4条第1項）		—	
		2 国の機関等の風致地区内における建築行為等の協議（第2条第3項、第4条第2項）		—	
		3 適用除外及び許可事項等の変更の通知の受理（第3条、第4条第2項）		—	
		4 監督処分（第6条）		—	
		5 立入検査（第7条第1項）		—	
6 風致を維持するための勧告、助言等（第8条）			—		
7 風致地区内行為完了届出書の受理（愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第5条）			—		
33 省略					
34 省略					
35 省略					
36 省略					
37 省略					
38 省略					

備考 中予地方局においては、この表35の部及び36の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「管理課」とあるのは、「建築指導課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建設企画課	1 一般	1・2 省略			
	土木工事の執行に関する事務	3 1件の設計金額が5,000万円未満の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円未満の既成部分検査に関すること。			
	2・3 省略				

備考 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1 省略	1 省略			
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
	(5) 省略		—		
	(6) 省略				—
	(7) 省略		—		
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
	(5) 省略		—		
	(6) 省略				—
(7) 省略		—			
(8) 省略				—	
(9) 省略				—	
4 省略			—		

備考 中予地方局においては、この表36の部及び37の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「管理課」とあるのは、「建築指導課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建設企画課	1 一般	1・2 省略			
	土木工事の執行に関する事務	3 1件の設計金額が5,000万円以下の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円以下の既成部分検査に関すること。			
	2・3 省略				

備考 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用地管理課	1 省略	1 省略		
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	(7) 省略		—	
	(8) 省略			—
	(9) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
(7) 省略		—		
(8) 省略			—	
(9) 省略			—	
4 省略			—	

2 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	2 省略		—	
3 省略	1 省略		—	
4 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略		—	
5 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	4 省略	—		
	6 省略	1 省略		
(1) 省略			—	
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略		—		
2 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
(5) 省略			—	
(6) 省略			—	
3 省略		—		
4 省略		—		
5 省略		—		
7 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
8 省略	1 省略	—		

2 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	2 省略		—	
3 省略	1 省略		—	
4 省略	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略		—	
5 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	4 省略	—		
	6 省略	1 省略		
(1) 省略			—	
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略		—		
2 省略				
(1) 省略			—	
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	
(5) 省略			—	
(6) 省略			—	
3 省略		—		
4 省略		—		
5 省略		—		
7 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
8 省略	1 省略	—		

	2	省略	—		
	3	省略	—		
	4	省略	—		
	5	省略	—		
9	省略	1	省略	—	
10	省略	1	省略	—	
11	省略	1	省略	—	
12	省略	1	省略	—	
		2	省略	—	
		3	省略	—	
		4	省略	—	
		5	省略	—	
		6	省略	—	
		7	省略	—	
		8	省略	—	
		9	省略	—	
		10	省略	—	
		11	省略	—	
		12	省略	—	
		13	省略	—	
		14	省略	—	
		15	省略	—	
		16	省略	—	
		17	省略	—	
		18	省略	—	
		19	省略	—	
		20	省略	—	
		21	省略		
	(1)	省略		—	
	(2)	省略		—	
	(3)	省略		—	
13	省略	1	省略	—	
		2	省略	—	
		3	省略	—	
		4	省略	—	
14	省略	1	省略	—	
		2	省略	—	
		3	省略	—	
		4	省略	—	
		5	省略	—	
		6	省略	—	
		7	省略	—	
		8	省略	—	
		9	省略	—	

	2	省略	—		
	3	省略	—		
	4	省略	—		
	5	省略	—		
9	省略	1	省略	—	
10	省略	1	省略	—	
11	省略	1	省略	—	
12	省略	1	省略	—	
		2	省略	—	
		3	省略	—	
		4	省略	—	
		5	省略	—	
		6	省略	—	
		7	省略	—	
		8	省略	—	
		9	省略	—	
		10	省略	—	
		11	省略	—	
		12	省略	—	
		13	省略	—	
13	省略	1	省略	—	
		2	省略	—	
		3	省略	—	
		4	省略	—	
14	省略	1	省略	—	
		2	省略	—	
		3	省略	—	
		4	省略	—	
		5	省略	—	
		6	省略	—	
		7	省略	—	
		8	省略	—	
		9	省略	—	

15 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
16 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
17 省略	6 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
	8 省略	—		
	9 省略	—		
	10 省略	—		
18 省略	11 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
19 省略	5 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
20 省略	3 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
7 省略	—			

15 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
16 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
17 省略	6 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
	8 省略	—		
	9 省略	—		
	10 省略	—		
18 省略	11 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
19 省略	5 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
20 省略	3 省略	—		
	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
7 省略	—			

	8 省略	—		
21 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	22 省略	1 省略	—	
23 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
24 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
25 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
	8 省略	—		
	9 省略	—		
	10 省略	—		
	11 省略	—		
	12 省略	—		
26 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
	8 省略	—		

	8 省略	—		
21 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	22 省略	1 省略	—	
23 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
24 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
25 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
	8 省略	—		
	9 省略	—		
	10 省略	—		
	11 省略	—		
	12 省略	—		
26 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
	8 省略	—		



	9 省略	—		
27 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略	—		
	(10) 省略	—		
	(11) 省略	—		
	(12) 省略	—		
	2 省略	—		
28 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略	—		
	5 省略	—		
29 省略	1 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略	—		
	(6) 省略		—	
(7) 省略	—			
30 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
31 省略	1 省略	—		
32 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
33 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	

	9 省略	—		
27 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略	—		
	(10) 省略	—		
	(11) 省略	—		
	(12) 省略	—		
	2 省略	—		
28 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略	—		
	5 省略	—		
29 省略	1 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
	(6) 省略			—
(7) 省略	—			
30 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
	7 省略	—		
31 省略	1 省略	—		
32 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
33 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—

	(5) 省略	—					(5) 省略	—			
	(6) 省略	—					(6) 省略	—			
	(7) 省略		—				(7) 省略		—		
	2 省略	—					2 省略	—			
34 省略	1 省略	—					34 省略	1 省略	—		
	2 省略	—						2 省略	—		
35 愛媛 県立都 市公園 条例の 施行に 関する 事務	1 省略	—					35 愛媛 県立都 市公園 条例の 施行に 関する 事務	1 省略	—		
	2 省略	—						2 省略	—		
	3 省略	—						3 省略	—		
	4 使用料の減免（第14条）	—									
	5 省略	—						4 省略	—		
36 省略	1 省略	—					36 省略	1 省略	—		
	2 省略	—						2 省略	—		
	3 省略	—						3 省略	—		
	4 省略	—						4 省略	—		
	5 省略			—				5 省略			—
	6 省略			—				6 省略			—
	7 省略			—				7 省略			—
	8 省略	—						8 省略	—		
	9 省略	—						9 省略	—		
	10 省略	—						10 省略	—		
	11 省略	—						11 省略	—		
	12 省略			—				12 省略			—
	13 省略			—				13 省略			—
	14 省略	—						14 省略	—		
	15 省略	—						15 省略	—		
	16 省略	—						16 省略	—		
	17 省略			—				17 省略			—
	18 省略			—				18 省略			—
	19 省略			—				19 省略			—
37 省略	1 省略	—					37 省略	1 省略	—		
	2 省略	—						2 省略	—		
							38 愛媛 県風致 地区内 におけ る建築 等の規 制に関 する条 例の施 行に関 する事 務	1 風致地区内における建築行為 等の許可（第2条第1項、第4 条第1項）	—		
								2 国の機関等の風致地区内にお ける建築行為等の協議（第2条 第3項、第4条第2項）	—		
								3 適用除外及び許可事項等の変 更の通知の受理（第3条、第4 条第2項）	—		
								4 監督処分（第6条）	—		
								5 立入検査（第7条第1項）	—		
								6 風致を維持するための勧告、 助言等（第8条）	—		



(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略		—	
(6) 省略		—	
(7) 省略	—		
3 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略		—	
(4) 省略		—	
4 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
5 省略	—		
6 省略	—		
7 省略		—	
42 省略			
1 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
2 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
3 省略	—		
4 省略	—		
5 省略	—		
6 省略	—		
43 省略			
1 省略	—		
2 省略	—		
3 省略	—		
4 省略		—	
5 省略	—		
6 省略	—		
7 省略	—		

(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略		—	
(6) 省略		—	
(7) 省略	—		
3 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略		—	
(4) 省略		—	
4 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
5 省略	—		
6 省略	—		
7 省略		—	
43 省略			
1 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
2 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
3 省略	—		
4 省略	—		
5 省略	—		
6 省略	—		
44 省略			
1 省略	—		
2 省略	—		
3 省略	—		
4 省略		—	
5 省略	—		
6 省略	—		
7 省略	—		

	8 省略	—		
44 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
45 省略	1 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	(4) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	(4) 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略	—		
	46 省略	1 省略	—	
2 省略		—		
3 省略		—		
4 省略		—		
5 省略		—		
6 省略		—		
47 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
48 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	(7) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
3 省略				
(1) 省略		—		

	8 省略	—		
45 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
46 省略	1 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	(4) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	(4) 省略	—		
	4 省略		—	
	5 省略	—		
	47 省略	1 省略	—	
2 省略		—		
3 省略		—		
4 省略		—		
5 省略		—		
6 省略		—		
48 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
	6 省略	—		
49 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	(7) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
3 省略				
(1) 省略		—		

	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
49 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
50 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
51 省略	1 省略	—		

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部から39の部まで、42の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、42の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1 一般 土木工事の執行に関する事務	1・2 省略		
		3 1件の設計金額が5,000万円未満の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円未満の既成部分検査に関すること。		
	2・3 省略			

備考 省略

	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
50 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
51 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
52 省略	1 省略	—		

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部から40の部まで、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1 一般 土木工事の執行に関する事務	1・2 省略		
		3 1件の設計金額が5,000万円以下の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円以下の既成部分検査に関すること。		
	2・3 省略			

備考 省略



画  
課

	(1) 省略		—
	(2) 省略		—
	(3) 省略		—
	(4) 省略	—	
	(5) 省略		—
	(6) 省略		—
2 省略	2 省略	—	
3 省略	3 省略	—	
2 省略	1 省略	—	
3 省略	1 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
	(3) 省略		—
	(4) 省略	—	
	(5) 省略		—
	(6) 省略		—
	(7) 省略	—	
	(8) 省略	—	
	(9) 省略	—	
	(10) 省略	—	
	2 省略	—	
	3 省略	—	
	4 省略	—	
	5 省略	—	
4 省略	1 省略		—
	2 省略		—
	3 省略		—
	4 省略		—
	5 省略		—
	6 省略		—
	7 省略		—
5 省略	1 省略	—	
	2 省略		
	(1) 省略		—
	(2) 省略		—
	(3) 省略		—
	(4) 省略		—
	(5) 省略	—	
	3 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略	—	
	(3) 省略	—	
	(4) 省略	—	
	(5) 省略		—

画  
課

	(1) 省略		—
	(2) 省略		—
	(3) 省略		—
	(4) 省略	—	
	(5) 省略		—
	(6) 省略		—
2 省略	2 省略	—	
3 省略	3 省略	—	
2 省略	1 省略	—	
3 省略	1 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
	(3) 省略		—
	(4) 省略	—	
	(5) 省略		—
	(6) 省略		—
	(7) 省略	—	
	(8) 省略	—	
	(9) 省略	—	
	(10) 省略	—	
	2 省略	—	
	3 省略	—	
	4 省略	—	
	5 省略	—	
4 省略	1 省略		—
	2 省略		—
	3 省略		—
	4 省略		—
	5 省略		—
	6 省略		—
	7 省略		—
5 省略	1 省略	—	
	2 省略		
	(1) 省略		—
	(2) 省略		—
	(3) 省略		—
	(4) 省略		—
	(5) 省略	—	
	3 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略	—	
	(3) 省略	—	
	(4) 省略	—	
	(5) 省略		—



(6) 省略		—
(7) 省略		—
(8) 省略		—
(9) 省略	—	
(10) 省略		—
(11) 省略	—	
(12) 省略	—	
(13) 省略	—	
(14) 省略	—	
(15) 省略	—	
(16) 省略	—	
(17) 省略	—	
(18) 省略	—	
(19) 省略	—	
(20) 省略	—	
(21) 省略	—	
(22) 省略	—	
(23) 省略	—	
(24) 省略		—
(25) 省略		—
4 省略		
(1) 省略	—	
(2) 省略	—	
(3) 省略	—	
(4) 省略		—
(5) 省略		—
(6) 省略	—	
(7) 省略		—
(8) 省略		—
(9) 省略		—
(10) 省略		—
(11) 省略		—
(12) 省略	—	
(13) 省略		—
(14) 省略		—
(15) 省略	—	
(16) 省略	—	
(17) 省略	—	
(18) 省略	—	
(19) 省略	—	
(20) 省略	—	
5 省略		—
6 省略		—
6 省略	1 省略	—

(6) 省略		—
(7) 省略		—
(8) 省略		—
(9) 省略	—	
(10) 省略		—
(11) 省略	—	
(12) 省略	—	
(13) 省略	—	
(14) 省略	—	
(15) 省略	—	
(16) 省略	—	
(17) 省略	—	
(18) 省略	—	
(19) 省略	—	
(20) 省略	—	
(21) 省略	—	
(22) 省略	—	
(23) 省略	—	
(24) 省略		—
(25) 省略		—
4 省略		
(1) 省略	—	
(2) 省略	—	
(3) 省略	—	
(4) 省略		—
(5) 省略		—
(6) 省略	—	
(7) 省略		—
(8) 省略		—
(9) 省略		—
(10) 省略		—
(11) 省略		—
(12) 省略	—	
(13) 省略		—
(14) 省略		—
(15) 省略	—	
(16) 省略	—	
(17) 省略	—	
(18) 省略	—	
(19) 省略	—	
(20) 省略	—	
5 省略		—
6 省略		—
6 省略	1 省略	—

7 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	(3) 省略	—		
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略	—		
	(10) 省略	—		
	(11) 省略	—		
	(12) 省略		—	
	(13) 省略		—	
	(14) 省略		—	
	(15) 省略		—	
	(16) 省略	—		
	(17) 省略	—		
	2 省略			
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略		—		
(5) 省略	—			
(6) 省略	—			
(7) 省略	—			
(8) 省略	—			
(9) 省略	—			
3 省略				
(1) 省略	—			
8 省略	1 省略	—		
9 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務	1 <u>覚せい剤原料の廃棄の届出の処理（第30条の13）</u>		—	
	2 省略	—		
	3 省略	—		
10 麻薬及び向精神薬取締法（昭和	1 省略	—		
	2 麻薬の廃棄の届出の処理（第29条）		—	
	3 省略		—	

7 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	(3) 省略	—		
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略	—		
	(10) 省略	—		
	(11) 省略	—		
	(12) 省略		—	
	(13) 省略		—	
	(14) 省略		—	
	(15) 省略		—	
	(16) 省略	—		
	(17) 省略	—		
	2 省略			
(1) 省略		—		
(2) 省略		—		
(3) 省略		—		
(4) 省略		—		
(5) 省略	—			
(6) 省略	—			
(7) 省略	—			
(8) 省略	—			
(9) 省略	—			
3 省略				
(1) 省略	—			
8 省略	1 省略	—		
9 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
10 麻薬及び向精神薬取締法（昭和	1 省略	—		
	2 麻薬の廃棄の立会い（第29条）		—	
	3 省略		—	

28年法律第14号)の施行に関する事務					28年法律第14号)の施行に関する事務				
11 省略	1 省略		—		11 省略	1 省略		—	
12 省略	1 省略				12 省略	1 省略			
	(1) 省略			—		(1) 省略			—
	(2) 省略			—		(2) 省略			—
	(3) 省略		—			(3) 省略		—	
	(4) 省略		—			(4) 省略		—	
	(5) 省略		—		(5) 省略		—		
13 省略	1 省略		—		13 省略	1 省略		—	
14 省略	1 省略				14 省略	1 省略			
	(1) 省略			—		(1) 省略			—
	(2) 省略			—		(2) 省略			—
	(3) 省略		—			(3) 省略		—	
	(4) 省略		—			(4) 省略		—	
	(5) 省略			—		(5) 省略			—
	(6) 省略		—		(6) 省略		—		
15 薬事法(昭和35年法律第145号)の施行に関する事務	1 省略				15 薬事法(昭和35年法律第145号)の施行に関する事務	1 省略			
	(1) 省略		—			(1) 省略		—	
	(2) 省略			—		(2) 省略			—
	(3) 省略		—			(3) 省略		—	
	(4) 省略			—		(4) 省略			—
	(5) 省略			—		(5) 省略			—
	(6) 省略			—		(6) 省略			—
	(7) 省略			—		(7) 省略			—
	(8) 省略			—		(8) 省略			—
	(9) 省略		—			(9) 省略		—	
	(10) 省略		—			(10) 省略		—	
	(11) 省略		—			(11) 省略		—	
	(12) 省略		—			(12) 省略		—	
	(13) 省略		—			(13) 省略		—	
	(14) 省略		—			(14) 省略		—	
	(15) 省略		—			(15) 省略		—	
	(16) 省略			—		(16) 省略			—
	(17) 省略			—		(17) 省略			—
	(18) 省略			—		(18) 省略			—
	(19) 省略			—		(19) 省略			—
	(20) 省略		—			(20) 省略		—	
	(21) 省略			—		(21) 省略			—
2 薬局製造販売医薬品に関すること。					2 薬局製造販売医薬品に関すること。				

(1) 省略	—		
(2) 省略		—	
(3) 省略	—		
(4) 省略		—	
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略		—	
(8) 省略	—		
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略	—		
(12) 省略	—		
(13) 省略	—		
(14) 省略	—		
(15) 省略	—		
(16) 省略	—		
(17) 省略	—		
(18) 省略	—		
(19) 省略	—		
(20) 省略	—		
(21) 省略		—	
(22) 省略		—	
(23) 省略		—	
(24) 省略	—		
(25) 省略		—	
(26) 省略		—	
(27) 省略		—	
(28) 省略	—		
(29) 省略	—		
3 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略		—	
(3) 省略	—		
(4) 省略		—	

(1) 省略	—		
(2) 省略		—	
(3) 省略	—		
(4) 省略		—	
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略		—	
(8) 製造販売の承認の承継の届出 の受理（第14条の8第3項、第 81条、政令第80条第1項）			—
(9) 省略	—		
(10) 製造管理者の製造所以外の場 所で薬事に関する実務に従事す る場合の許可（第7条第3項た だし書、第17条第4項、第81 条、政令第80条第2項）	—		
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略	—		
(14) 製造販売業者に対する製造管 理又は品質管理の改善命令等 （第72条第2項、第81条、政令 第80条第2項）	—		
(15) 省略	—		
(16) 省略	—		
(17) 省略	—		
(18) 省略	—		
(19) 省略	—		
(20) 省略	—		
(21) 省略	—		
(22) 省略	—		
(23) 省略	—		
(24) 省略		—	
(25) 省略		—	
(26) 省略		—	
(27) 省略	—		
(28) 省略		—	
(29) 省略		—	
(30) 省略		—	
(31) 省略	—		
(32) 省略	—		
3 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略		—	
(3) 省略	—		
(4) 省略		—	

(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		
(9) 省略	—		
(10) 省略	—		
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略		—	
(14) 省略	—		
(15) 省略		—	
4 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略	—		
(13) 省略		—	
5 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略		—	
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
(11) 省略	—		
6 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略		—	
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		

(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		
(9) 省略	—		
(10) 省略	—		
(11) 省略		—	
(12) 省略		—	
(13) 省略		—	
(14) 省略	—		
(15) 省略		—	
4 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略	—		
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		
(9) 省略		—	
(10) 省略		—	
(11) 省略		—	
(12) 省略	—		
(13) 省略		—	
5 省略			
(1) 省略		—	
(2) 省略		—	
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略		—	
(8) 省略		—	
(9) 省略		—	
(10) 省略	—		
(11) 省略	—		
6 省略			
(1) 省略	—		
(2) 省略		—	
(3) 省略		—	
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		

	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略		—	
	(10) 省略		—	
	(11) 省略		—	
	(12) 省略	—		
	7 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	8 報告の徴収及び立入検査等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第69条第1項から第4項まで、第76条の8第1項、改正法附則第9条第1項、第11条第1項）	—		
	9 省略	—		
16 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略	—		
	5 省略	—		
17 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
18 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	(4) 省略	—		
19 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	2 省略			—
	3 省略			—
20 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
21 省略	1 省略	—		

	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略		—	
	(10) 省略		—	
	(11) 省略		—	
	(12) 省略	—		
	7 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	8 報告の徴収及び立入検査等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第69条第1項から第3項まで、第76条の8第1項、改正法附則第9条第1項、第11条第1項）	—		
	9 省略	—		
16 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略	—		
	5 省略	—		
17 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
18 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
	(4) 省略	—		
19 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	2 省略			—
	3 省略			—
20 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
21 省略	1 省略	—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1・2 省略			
	3 省略			
	4 省略			
	5 省略			
6 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1・2 省略			
	3 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事務	1 低体重児の届出の受理（第18条）		—
		2 養育医療の給付の決定（第20条第1項）		—
	4 省略			
	5 省略			
	6 省略			
	7 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関する事務	1 自立支援医療費（育成医療に係るものに限る。）に関する <u>こと</u> 。		
		(1) 障害者等に対する報告の徴収（第9条第1項、第11条第1項）		—
		(2) 自立支援給付対象サービスの関係者に対する報告の徴収及び立入検査（第10条第1項、第11条第2項）		—
		(3) 官公署に対する資料の請求（第12条）		—
		(4) 支給認定（第53条第1項、第54条第2項、第3項）		—
(5) 申請内容の変更届出の受理（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下この部において「政令」という。）第32条第1項）			—	
(6) 医療受給者証の再交付（政令第33条第1項）			—	
(7) 支給認定の変更の決定（第56条第2項、第4項）			—	
(8) 支給認定の取消し（第57条第1項）			—	
(9) 医療受給者証の返還の受理（第57条第2項）			—	
(10) 支給の決定（第58条第1項）		—		
(11) 額の決定等（第73条第1項、第3項）		—		
8 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	1 省略	—		
		2 省略			
		(1) 省略	—		
		(2) 省略		—	
		(3) 省略		—	
		3 省略		—	
		4 省略		—	
		5 省略			
		(1) 省略		—	
		(2) 省略			—
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	6 省略	—			
	7 省略	—			
	8 省略	—			
	9 省略	—			
	10 集団給食開始等の報告の受理（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）第6条）			—	
	2 省略	1 省略			
		(1) 省略	—		
		2 省略			
		(1) 省略		—	
		(2) 省略			—
		(3) 省略		—	
		(4) 省略			—
		(5) 省略		—	
		(6) 省略	—		
(7) 省略			—		
(8) 省略			—		
3 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	(3) 省略		—		
	(4) 省略	—			
	(5) 省略		—		
	(6) 省略			—	
	(7) 省略			—	
	(8) 省略			—	
	(9) 省略			—	
生活衛生課	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	1 省略	—		
		2 省略			
		(1) 省略	—		
		(2) 省略		—	
		(3) 省略		—	
		3 省略		—	
		4 省略		—	
		5 省略			
		(1) 省略		—	
		(2) 省略			—
(3) 省略			—		
(4) 省略			—		
(5) 省略			—		
(6) 省略			—		
6 省略	—				
7 省略	—				
8 省略	—				
9 省略	—				
10 集団給食開始等の報告の受理（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）第5条）			—		
3 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	(3) 省略		—		
	(4) 省略	—			
	(5) 省略		—		
	(6) 省略			—	
	(7) 省略			—	
	(8) 省略			—	
	(9) 省略			—	



	(10) 省略			—		(10) 省略			—
4 省略	1 省略					1 省略			
	(1) 省略			—		(1) 省略			—
	(2) 省略			—		(2) 省略			—
	(3) 省略				—	(3) 省略			—
	(4) 省略			—		(4) 省略			—
	(5) 省略			—		(5) 省略			—
	(6) 省略			—		(6) 省略			—
	(7) 省略	—				(7) 省略	—		
	(8) 省略			—		(8) 省略			—
	(9) 省略				—	(9) 省略			—
	(10) 省略			—		(10) 省略			—
	(11) 省略			—		(11) 省略			—
	(12) 省略				—	(12) 省略			—
	(13) 省略				—	(13) 省略			—
(14) 省略			—		(14) 省略			—	
5 省略	1 省略					1 省略			
	(1) 省略			—		(1) 省略			—
	(2) 省略				—	(2) 省略			—
	(3) 省略	—				(3) 省略	—		
	(4) 省略			—		(4) 省略			—
	(5) 省略	—				(5) 省略	—		
	(6) 省略				—	(6) 省略			—
	(7) 省略			—		(7) 省略			—
	(8) 省略			—		(8) 省略			—
	(9) 省略			—		(9) 省略			—
	(10) 省略			—		(10) 省略			—
	(11) 省略				—	(11) 省略			—
(12) 省略				—	(12) 省略			—	
6 省略	1 省略					1 省略			
	(1) 省略			—		(1) 省略			—
	(2) 省略			—		(2) 省略			—
	2 省略					2 省略			
	(1) 省略	—				(1) 省略	—		
	(2) 省略				—	(2) 省略			—
	(3) 省略			—		(3) 省略			—
	(4) 省略	—				(4) 省略	—		
	(5) 省略	—				(5) 省略	—		
	(6) 省略				—	(6) 省略			—
(7) 省略				—	(7) 省略			—	
(8) 省略				—	(8) 省略			—	
7 省略	1 省略			—		1 省略			—
	2 省略				—	2 省略			—
	3 省略				—	3 省略			—

	4 省略			—
	5 省略	—		
	6 省略		—	
	7 省略		—	
	8 省略	—		
8 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
9 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	(7) 省略		—	
	(8) 省略			—
10 省略	1 省略			—
11 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
12 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略		—	
13 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	4 省略			—
	5 省略	—		
	6 省略		—	
	7 省略		—	
	8 省略	—		
8 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
9 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略	—		
	(7) 省略		—	
	(8) 省略		—	
10 省略	1 省略			—
11 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	(3) 省略		—	
12 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略		—	
	(6) 省略		—	
	(7) 省略	—		
	(8) 省略	—		
	(9) 省略		—	
13 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	

	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	(7) 省略			—
	(8) 省略	—		
	(9) 省略			—
	(10) 省略		—	
	(11) 省略		—	
	(12) 省略	—		
	(13) 省略			—
	(14) 省略			—
	(15) 省略		—	
	(16) 省略		—	
	(17) 省略		—	
	(18) 省略		—	
	(19) 省略			—
	2 省略			—
14 省略	1 省略		—	
15 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略	—		
16 省略	1 省略			—
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略	—		
17 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		

	(2) 省略		—	
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	(7) 省略			—
	(8) 省略	—		
	(9) 省略			—
	(10) 省略			—
	(11) 省略			—
	(12) 省略	—		
	(13) 省略			—
	(14) 省略			—
	(15) 省略			—
	(16) 省略			—
	(17) 省略			—
	(18) 省略			—
	(19) 省略			—
	2 省略			—
14 省略	1 省略		—	
15 省略	1 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
16 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略	—		
17 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1・2 省略			
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する	1～5 省略		
		6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。		
		(1)～(7) 省略		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1・2 省略			
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する	1～5 省略		
		6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。		
		(1)～(7) 省略		

法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	(8) 許可の取消し又は事業の停止命令（第14条の3、第14条の3の2、第14条の6）	—			法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務				
	(9) 省略					(8) 省略			
	(10) 省略					(9) 省略			
	(11) 省略					(10) 省略			
	(12) 省略					(11) 省略			
	7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関する こと。					7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関する こと。			
	(1)～(7) 省略					(1)～(7) 省略			
	(8) 許可の取消し又は事業の停止命令（第14条の3、第14条の3の2、第14条の6）	—							
	(9) 省略					(8) 省略			
	(10) 省略					(9) 省略			
	(11) 省略					(10) 省略			
	(12) 省略					(11) 省略			
	8～12 省略					8～12 省略			
	13 監督に関すること。								
	(1) 改善命令（第19条の3第2号）	—							
(2) 措置命令（第19条の4第2項、第19条の5、第19条の6、第19条の10）	—								
14 省略				13 省略					
15 省略				14 省略					
4～17 省略				4～17 省略					
備考 省略				備考 省略					

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 課及びセンター並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>衛生研究課</p> <p>微生物試験室</p> <p>細菌科</p> <p>(1) 病原性細菌の試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 食品及び環境の細菌学的な試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(3) 寄生虫及び衛生動物の試験検査及び調査研究に関すること。</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 課及びセンター並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>衛生研究課</p> <p>微生物試験室</p> <p>細菌科</p> <p>(1) 病原性細菌の検査及び研究_____に関すること。</p> <p>(2) 食品及び環境の細菌学的検査及び研究_____に関すること。</p> <p>(3) 実験用動物の飼養管理及び研究に関すること。</p> <p>(4) 電子顕微鏡学的検査及び研究に関すること。</p>

- (4) 省略
- (5) 保健所その他試験検査機関（以下「保健所等」という。）  
の行う細菌学的試験検査に対する指導に関すること。
- (6) 細菌学的試験検査に係る検査技術者の指導育成に関すること。
- (7) その他細菌学的な試験検査及び調査研究に関すること。

ウイルス科

- (1) ウイルス及びリケッチアの試験検査及び調査研究に関すること。
- (2) 実験用動物の飼養管理及び調査研究に関すること。
- (3) 電子顕微鏡学的な試験検査及び調査研究に関すること。
- (4) 省略
- (5) 保健所等の行うウイルス学的試験検査に対する指導に関すること。
- (6) ウイルス学的試験検査に係る検査技術者の指導育成に関すること。
- (7) その他ウイルス学的な試験検査及び調査研究に関すること。

疫学情報科

- (1) 保健情報の収集及び解析に関すること。
- (2) 血清学的、免疫学的及び臨床病理学的な試験検査及び調査研究に関すること。
- (3) 血清学的検査施設、免疫学的検査施設及び臨床病理学的検査施設の管理に関すること。
- (4) 保健所等の行う血清学的、免疫学的及び臨床病理学的な試験検査に対する指導に関すること。
- (5) 血清学的、免疫学的及び臨床病理学的な試験検査に係る検査技術者の指導育成に関すること。
- (6) その他血清学的、免疫学的及び臨床病理学的な試験検査及び調査研究に関すること。

理化学試験室

水質化学科

- (1) 飲料水、水道水、下水道水及び一般廃棄物の処理施設の排出物（以下「飲料水等」という。）の試験検査及び調査研究に関すること。

- (5) 省略
- (6) 保健所の細菌学的検査  
\_\_\_\_\_に対する指導に関すること。
- (7) 細菌技術者の細菌学的指導育成  
\_\_\_\_\_に関すること。
- (8) その他細菌学的試験検査  
\_\_\_\_\_及び調査研究に関すること。

ウイルス科

- (1) ウイルス及びリケッチアの検査及び研究  
\_\_\_\_\_に関すること。
- (2) 省略
- (3) 細菌技術者のウイルス学的指導育成  
\_\_\_\_\_に関すること。
- (4) その他ウイルス学的試験検査  
\_\_\_\_\_及び調査研究に関すること。

疫学情報室

臨床検査科

- (1) 臨床病理検査及び研究に関すること。
- (2) 寄生虫及び衛生動物の検査及び研究に関すること。
- (3) 風土病の調査及び研究に関すること。
- (4) 臨床病理学的検査施設の管理に関すること。
- (5) 保健所の臨床病理学的検査に対する指導に関すること。
- (6) 細菌技術者の臨床病理学的指導育成に関すること。
- (7) その他臨床病理学的試験検査及び調査研究に関すること。

疫学情報科

- (1) 保健情報の収集及び解析に関すること。
- (2) 血清学的及び免疫学的な検査及び研究に関すること。
- (3) 血清学的検査施設の管理に関すること。
- (4) 保健所の血清学的検査に対する指導に関すること。
- (5) 細菌技術者の血清学的指導育成に関すること。
- (6) その他血清学的試験検査及び調査研究に関すること。

理化学試験室

水質化学科

- (1) 飲料水及び水道水  
\_\_\_\_\_の試験検査及び調査研究に関すること。
- (2) 鉱泉の理化学的試験及び研究に関すること。

- (2) 飲料水等の理化学的試験施設の管理に関すること。
- (3) 保健所等の行う飲料水等の理化学的試験検査に対する指導に関すること。
- (4) 飲料水等の理化学的試験検査に係る検査技術者の指導育成に関すること。
- (5) その他飲料水等の理化学的試験検査及び調査研究に関すること。

食品化学科

- (1) 省略
- (2) 食品の放射性物質の試験検査及び調査研究に関すること。
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 保健所等の行う食品の理化学的試験検査に対する指導に関すること。
- (9) 食品の理化学的試験検査に係る検査技術者の指導育成に関すること。
- (10) その他食品の理化学的試験検査及び調査研究に関すること。

薬品化学科

- (1) 医薬品、麻薬、毒物、劇物及び鉱泉（以下「医薬品等」という。）の理化学的試験検査及び調査研究に関すること。
- (2) 省略
- (3) 医薬品等の理化学的試験施設の管理に関すること。
- (4) 保健所等の行う医薬品等の理化学的試験検査に対する指導に関すること。
- (5) 医薬品等の理化学的試験検査に係る検査技術者の指導育成に関すること。
- (6) その他医薬品等の理化学的試験検査及び調査研究に関すること。

省略

（職務）

第3条 省略

2～9 省略

10 検査保証専門員は、上司の命を受け、試験検査の信頼性保証、調査研究の倫理審査及び技術指導並びに研修等の企画調整に関する事務を処理する。

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

（専決処理）

第5条 省略

- (3) 下水道水及び一般廃棄物の処理施設の排出物の試験検査及び調査研究に関すること。
- (4) 室内の環境衛生試験検査及び調査研究に関すること。
- (5) 放射能の調査研究に関すること。
- (6) 環境衛生試験施設 の管理に関すること。
- (7) 保健所環境衛生試験 に対する指導に関すること。
- (8) 環境衛生試験技術者 の指導育成に関すること。
- (9) その他環境衛生試験検査 及び調査研究に関すること。

食品化学科

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 保健所の食品の理化学試験検査 に対する指導に関すること。
- (8) 食品の理化学試験技術者 の指導育成に関すること。
- (9) その他食品の理化学試験検査 及び調査研究に関すること。

薬品化学科

- (1) 医薬品、麻薬、化粧品、毒物及び劇物の試験検査 に関すること。
- (2) 省略
- (3) 医薬品及び試験施設 の管理に関すること。
- (4) 保健所医薬品試験 に対する指導に関すること。
- (5) 医薬品試験技術者 の指導育成に関すること。
- (6) その他医薬品、 試験検査及び調査研究に関すること。

省略

（職務）

第3条 省略

2～9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

（専決処理）

第5条 省略

- 2 総務調整課長は、次の事項について専決処理することができる。  
 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
- (1) 200万円未満の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。
  - (2) 1件100万円未満の支出を伴う事件（工事を除く。）の決定及びその執行に関すること。
- 3 課長及びセンター長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
- (1) 課又はセンターの業務に関し所長名又は所名で文書を施行すること。
  - (2) 所属職員の事務分掌に関すること。
  - (3) 所属職員の出張に関すること。
  - (4) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
  - (5) その他軽易な事務に関すること。

（愛媛県公印規程の一部改正）

**第3条** 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表2（第3条関係） 専用公印				別表2（第3条関係） 専用公印			
種別	管守場所	数	専用区分	種別	管守場所	数	専用区分
知事 印	省略			知事 印	省略		
	東予地方局	省略 <u>2</u>	漁業近代化資金用		東予地方局	省略 <u>1</u>	漁業近代化資金用
	省略				省略		
省略				省略			

（愛媛県身体障害者更生相談所処務規程の一部改正）

**第4条** 愛媛県身体障害者更生相談所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第46号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 身体障害者福祉司は、主として、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第11条の2第3項に規定する業務を行う。</p> <p>5～7 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 法第15条第1項及び第2項並びに愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づく交付申請書に添付する診断書を作成する</u></p>	<p>（職務）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 身体障害者福祉司は、主として、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号_____）第11条の2第3項に規定する業務を行う。</p> <p>5～7 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>

<p>医師の指定に関すること。</p> <p>(10) 法第15条第4項並びに身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づく身体障害者手帳の交付に関すること。</p> <p>(11) 法第15条第5項並びに政令第5条第1項及び第2項の規定に基づく申請の却下に関すること。</p> <p>(12) 法第16条第1項の規定に基づく身体障害者手帳の返還の受理に関すること。</p> <p>(13) 政令第3条第2項の規定に基づく指定を受けた医師の指定の辞退の申出の受理に関すること。</p> <p>(14) 政令第6条の規定に基づく診査を受けるべき旨の通知に関すること。</p> <p>(15) 政令第9条第2項、第4項及び第6項並びに規則第7条第3項及び第12条の規定に基づく氏名又は居住地の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 政令第10条第1項及び第3項の規定に基づく身体障害者手帳の再交付に関すること。</p> <p>(17) 省略</p>	<p>(9) 省略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

（愛媛県心と体の健康センター処務規程の一部改正）

第5条 愛媛県心と体の健康センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 技幹は、上司の特命に係る技術を処理する。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>（専決）</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p>(21) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第52条第1項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定に関すること。</u></p> <p>(22) <u>障害者総合支援法第56条第1項の規定に基づく支給認定の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(23) <u>障害者総合支援法第57条第1項の規定に基づく支給認定の取消しに関すること。</u></p> <p>(24) <u>障害者総合支援法第57条第2項の規定に基づく医療受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(25) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行</u></p>	<p>（職務）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>（専決）</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p>(21) <u>障害者自立支援法</u>  <u>（平成17年法律第123号</u>  <u>）第52条第1項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定</u>  <u>に関すること。</u></p> <p>(22) <u>障害者自立支援法第56条第1項の規定に基づく支給認定の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(23) <u>障害者自立支援法第57条第1項の規定に基づく支給認定の取消しに関すること。</u></p> <p>(24) <u>障害者自立支援法第57条第2項の規定に基づく医療受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(25) <u>障害者自立支援法施行令</u>  <u>（平成18年政令第10号</u>  <u>）</u></p>



令」という。)第32条第1項の規定に基づく氏名等の変更の届出の受理に関すること。

(26) 障害者総合支援法施行令第33条第1項の規定に基づく医療受給者証の再交付に関すること。

(27) 省略

\_\_\_\_\_ )第32条第1項の規定に基づく氏名等の変更の届出の受理に関すること。

(26) 障害者自立支援法施行令第33条第1項の規定に基づく医療受給者証の再交付に関すること。

(27) 省略

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局) 第7条 対策本部の事務を処理するため、 <u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課</u> に事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、 <u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課長</u> の職にある者をもつて充てる。	(事務局) 第7条 対策本部の事務を処理するため、 <u>県民環境部管理局県民活動推進課</u> に事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、 <u>県民環境部管理局県民活動推進課長</u> の職にある者をもつて充てる。

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第7条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表2(第6条関係) 1~3 省略 4 <u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課長</u> 5~11 省略	別表2(第6条関係) 1~3 省略 4 <u>県民環境部管理局男女参画課長</u> 5~11 省略

(愛媛県文書管理規程の一部改正)

第8条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(文書の浄書) 第32条 省略  (県報の原稿の提出) 第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、本庁で行う場合にあっては決裁文書と、地方局で行う場合にあっては県報掲載書(様式第7号)とともに、掲載を希望する日の7日前の正午(その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午)までに文書主管課長に提出しなければならない。 (県報の号外発行) 第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を提出する際に県報号外発行依頼書(様式第8号)を文書主管課長に提出しなければならない。 (令達の書式及び番号) 第44条 省略	(文書の浄書) 第32条 省略 2 前項の規定にかかわらず、主務課長は、複写印刷による大量の浄書を必要とする決裁文書については、 <u>文書主管課長に浄書を依頼することができる。</u> 3 主務課長は、前項の依頼をしようとするときは、印刷依頼票(様式第7号)に浄書する文書の原稿を添えて、 <u>文書主管課長に提出しなければならない。</u> (県報の原稿の提出) 第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、本庁で行う場合にあっては決裁文書と、地方局で行う場合にあっては県報掲載書(様式第8号)とともに、掲載を希望する日の7日前の正午(その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午)までに文書主管課長に提出しなければならない。 (県報の号外発行) 第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を提出する際に県報号外発行依頼書(様式第9号)を文書主管課長に提出しなければならない。 (令達の書式及び番号) 第44条 省略

2 令達には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める番号を付さなければならない。

(1) 条例、規則、告示及び訓令 条例等番号簿(様式第9号)による番号

(2) 訓 訓番号簿(様式第10号)による番号

(3) 省略

3・4 省略

(ファイル管理表の作成)

第49条 主務課長は、文書の処理が終了した都度、文書を大項目、中項目、小項目及び細項目に分類し、必要に応じファイル管理表(様式第11号)及びファイル管理総括表(様式第12号)(以下「ファイル管理表等」という。)に項目名等を登載して整理しなければならない。

2~4 省略

(完結文書の整理及び保管の方法)

第51条 省略

2 システム完結文書以外の完結文書(以下「非システム完結文書」という。)は、完結後速やかにファイル管理表により分類された細項目ごとに、指定ファイル(様式第13号)にとじ込んで整理し、ファイル管理表による分類のとおり、所定の保管庫に収納して、保管しなければならない。

3 省略

4 前3項の規定により文書を整理する場合には、件名索引(様式第14号)を作成し、文書とともに保管しなければならない。ただし、保存期間が5年以下の完結文書については、この限りでない。

(保存文書引継書)

第58条 主務課長は、前条の規定により文書を引き継ごうとするときは、保存文書引継書(様式第15号)に必要事項を記入して文書主管課長等に提出しなければならない。この場合において、地方機関の主務課長にあつては、保存文書引継書の写しを文書担当課長を経由して文書主管課長に提出しなければならない。

2 省略

(保存文書の利用)

第61条 省略

2 保存文書のうち、非システム完結文書(文書システムにファイル情報が登録されたものを除く。)を利用しようとする職員は、保存文書利用簿(様式第16号)に必要事項を記入し、文書主管課長等に申し込まなければならない。

3~6 省略

2 令達には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める番号を付さなければならない。

(1) 条例、規則、告示及び訓令 条例等番号簿(様式第10号)による番号

(2) 訓 訓番号簿(様式第11号)による番号

(3) 省略

3・4 省略

(ファイル管理表の作成)

第49条 主務課長は、文書の処理が終了した都度、文書を大項目、中項目、小項目及び細項目に分類し、必要に応じファイル管理表(様式第12号)及びファイル管理総括表(様式第13号)(以下「ファイル管理表等」という。)に項目名等を登載して整理しなければならない。

2~4 省略

(完結文書の整理及び保管の方法)

第51条 省略

2 システム完結文書以外の完結文書(以下「非システム完結文書」という。)は、完結後速やかにファイル管理表により分類された細項目ごとに、指定ファイル(様式第14号)にとじ込んで整理し、ファイル管理表による分類のとおり、所定の保管庫に収納して、保管しなければならない。

3 省略

4 前3項の規定により文書を整理する場合には、件名索引(様式第15号)を作成し、文書とともに保管しなければならない。ただし、保存期間が5年以下の完結文書については、この限りでない。

(保存文書引継書)

第58条 主務課長は、前条の規定により文書を引き継ごうとするときは、保存文書引継書(様式第16号)に必要事項を記入して文書主管課長等に提出しなければならない。この場合において、地方機関の主務課長にあつては、保存文書引継書の写しを文書担当課長を経由して文書主管課長に提出しなければならない。

2 省略

(保存文書の利用)

第61条 省略

2 保存文書のうち、非システム完結文書(文書システムにファイル情報が登録されたものを除く。)を利用しようとする職員は、保存文書利用簿(様式第17号)に必要事項を記入し、文書主管課長等に申し込まなければならない。

3~6 省略

様式第7号を削り、様式第8号を様式第7号とし、様式第9号から様式第17号までを1ずつ繰り上げる。

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第9条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <p>1~11 省略</p> <p>12 農林水産部管理局ブランド戦略課地産地消グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>13~33 省略</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>1~11 省略</p> <p>12 農林水産部管理局ブランド戦略課企画・安全グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>13~33 省略</p>

(愛媛県臓器移植支援センター規程の一部改正)

**第10条** 愛媛県臓器移植支援センター規程(平成10年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職制) <b>第4条</b> 省略 2～4 省略 5 総務担当は研究所の総務調整課管理係長の職にある者を、検査担当は研究所の衛生研究課微生物試験室疫学情報科に属する職員をもって充て、コーディネート担当は研究所に勤務する職員のうちから研究所の所長が指定する。	(職制) <b>第4条</b> 省略 2～4 省略 5 総務担当は研究所の総務調整課管理係長の職にある者を、検査担当は研究所の衛生研究課疫学情報室疫学情報科に属する職員をもって充て、コーディネート担当は研究所に勤務する職員のうちから研究所の所長が指定する。

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

**第11条** 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(幹事) <b>第6条</b> 省略 2・3 省略 4 幹事会の会議は、総務部長の職にある本部長が招集し、これを主宰する。	(幹事) <b>第6条</b> 省略 2・3 省略 4 幹事会の会議は、副本部長(本部長が指定する者に限る。)が招集し、これを主宰する。

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

**第12条** 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表1</b> (第3条関係) 1～4 省略 <u>5 営業本部長</u> 6 省略 <b>別表2</b> (第6条関係) 1～6 省略 <u>7 営業本部マネージャー</u> 8 省略	<b>別表1</b> (第3条関係) 1～4 省略 <u>5 営業戦略監</u> 6 省略 <b>別表2</b> (第6条関係) 1～6 省略 <u>7 省略</u>

(愛媛県発達障害者支援センター規程の一部改正)

**第13条** 愛媛県発達障害者支援センター規程(平成19年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職制) <b>第4条</b> センター長は、子ども療育センターの所長の職にある者をもって充てる。 2 省略	(職制) <b>第4条</b> センター長は、子ども療育センターの副所長の職にある者をもって充てる。 2 省略

(愛媛県食の安全安心推進班規程の一部改正)

**第14条** 愛媛県食の安全安心推進班規程(平成21年愛媛県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>県民環境部管理局県民生活課消費者行政グループ担当係長（県民環境部長が指定するものに限る。）</u></p> <p>4・5 省略</p> <p>6 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課管理係長</u></p> </div>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>県民環境部管理局県民生活課生活対策係長</u></p> <p>4・5 省略</p> <p>6 <u>農林水産部管理局ブランド戦略課企画・安全グループ担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</u></p> </div>

（愛媛県経済成長戦略推進班規程の一部改正）

**第15条** 愛媛県経済成長戦略推進班規程（平成21年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>経済労働部管理局企業立地課長</u></p> <p>4～9 省略</p> </div>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>経済労働部管理局立地推進課長</u></p> <p>4～9 省略</p> </div>

（愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正）

**第16条** 愛媛県広報広聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 <u>東京事務所副所長</u></p> <p>12～15 省略</p> </div>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 <u>東京事務所次長</u></p> <p>12～15 省略</p> </div>

（愛媛県E V開発推進班規程の一部改正）

**第17条** 愛媛県E V開発推進班規程（平成22年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～7 省略</p> <p>8 <u>経済労働部管理局企業立地課主幹</u></p> <p>9～16 省略</p> </div>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～7 省略</p> <p>8 <u>経済労働部管理局立地推進課主幹</u></p> <p>9～16 省略</p> </div>

（愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正）

**第18条** 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（幹事）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（幹事）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p>

4 幹事会の会議は、総務部長の職にある本部員が招集し、これを主宰する。

4 幹事会の会議は、副本部長（本部長が指定する者に限る。）が招集し、これを主宰する。

（愛のくに えひめ営業推進本部規程の一部改正）

第19条 愛のくに えひめ営業推進本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>愛のくに えひめ営業本部規程</u></p> <p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 本県における _____ 県産品の流通・販売対策等 _____ を推進するため、<u>愛のくに えひめ営業本部</u>（以下「<u>営業本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p><b>第2条</b> <u>営業本部</u>は、次に掲げる事項のうち、営業に関するものを処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) _____ 物産の販路拡大に関すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) その他県産品の流通・販売対策等の推進に関すること。</p> <p>2 <u>営業本部</u>は、前項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> <u>営業本部</u>は、本部長、<u>統括副本部長</u>、<u>副本部長</u>及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>営業本部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 <u>統括副本部長</u>は、<u>営業本部</u>マネージャーの職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>（職務）</p> <p><b>第4条</b> 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、本部員を指揮監督し、<u>営業本部</u>の事務を統轄し、<u>営業本部</u>を代表する。</p> <p>2 <u>統括副本部長</u>は、本部長の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、<u>営業本部</u>の事務を管理し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 <u>副本部長</u>は、本部長を補佐し、本部長及び<u>統括副本部長</u>に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序により、その職務を代行する。</p> <p>（会議）</p> <p><b>第5条</b> <u>営業本部</u>の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。</p> <p>2 省略</p> <p>（<u>営業主幹</u>及び<u>営業グループ</u>）</p> <p><b>第6条</b> 第2条の任務の円滑な推進を図るため、<u>営業本部</u>に<u>営業主幹</u>及び<u>営業グループ</u>を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>愛のくに えひめ営業推進本部規程</u></p> <p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 本県における<u>企業誘致</u>、<u>観光振興</u>、県産品の流通・販売対策等（以下「<u>企業誘致等</u>」という。）を推進するため、<u>愛のくに えひめ営業推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p><b>第2条</b> <u>推進本部</u>は、次に掲げる事項のうち、営業に関するものを処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>企業立地及び企業誘致</u>（<u>外資系企業の誘致</u>を含む。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>観光客誘致の推進</u>及び物産の販路拡大に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) <u>国際観光の振興</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) その他<u>企業誘致等</u> _____ の推進に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>推進本部</u>は、前項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> <u>推進本部</u>は、本部長 _____、<u>副本部長</u>及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>営業戦略監</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>（職務）</p> <p><b>第4条</b> 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、本部員を指揮監督し、<u>推進本部</u>の事務を統轄し、<u>推進本部</u>を代表する。</p> <p>2 <u>副本部長</u>は、本部長を補佐し、本部長 _____ に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序により、その職務を代行する。</p> <p>（会議）</p> <p><b>第5条</b> <u>推進本部</u>の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。</p> <p>2 省略</p>

- 2 営業主幹は、営業主幹の職にある者をもって充てる。
- 3 営業主幹は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業グループの事務を掌理し、営業グループに属する職員を指揮監督する。
- 4 営業グループは、販売促進係長及びグループ員をもって組織する。
- 5 販売促進係長は、経済労働部及び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。
- 6 販売促進係長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。
- 7 グループ員は、農林水産部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。
- 8 グループ員は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。  
(東京本部)

**第7条** 関東地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に東京本部を置く。

- 2 東京本部は、東京本部長及び東京営業部長をもって組織する。
- 3 東京本部長は、東京事務所長の職にある者に知事が命ずる。
- 4 東京営業部長は、東京事務所産業振興課長の職にある者に知事が命ずる。
- 5 東京本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、東京本部の事務を統括する。
- 6 東京営業部長は、第2条の任務を処理するとともに、東京本部長を補佐する。  
(大阪本部)

**第8条** 近畿地方及び中部地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に大阪本部を置く。

- 2 大阪本部は、大阪本部長及び大阪営業部長をもって組織する。
- 3 大阪本部長は、大阪事務所長の職にある者に知事が命ずる。
- 4 大阪営業部長は、大阪事務所次長の職にある者に知事が命ずる。
- 5 大阪本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、大阪本部の事務を統括する。
- 6 大阪営業部長は、第2条の任務を処理するとともに、大阪本部長を補佐する。  
(事務局)

**第9条** 営業本部の事務を処理するため、経済労働部管理局産業政策課に事務局を置く。

- 2 省略  
(雑則)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、営業本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表(第3条関係)

1 省略
2 省略
3 省略
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略

(事務局)

**第6条** 推進本部の事務を処理するため、経済労働部管理局産業政策課に事務局を置く。

- 2 省略  
(雑則)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表(第3条関係)

1 経済労働部管理局立地推進課長
2 省略
3 経済労働部管理局国際交流課長
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略



1 省略					

別表第2 (第2条、第5条関係)

作業服等の貸与基準

貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1~4 省略					
5 総務管理課に勤務する職員のうち、電気業務又は電話業務に従事するもの	作業服	2	年間	3年	
	作業服(夏)	2	夏期	3年	
6 私学文書課に勤務する職員のうち、文書の收受並びに編さん及び保存の業務に従事するもの	省略				
7 省略					
8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの	作業服	3	省略		
	省略				
9~15 省略					
16 児童相談所、婦人相談所又はえひめ学園に勤務する職員のうち、調理員の業務に従事するもの	ゴム前かけ	1	省略		
	布前かけ	2	年間	2年	
17~36 省略					
37 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは久万高	省略				
	安全眼鏡	1	年間	2年	普及指導
	チェーンソー用防護ズボン	1	年間	3年	又は県有林整備の業務に従

	制帽(夏)	1	6月16日から9月15日まで	3年	
	制帽(冬・合)	1	9月16日から翌年6月15日まで	3年	
	外とう	1	厳寒の時期	4年	
	ネクタイ	2	年間	1年	
2 省略					

別表第2 (第2条、第5条関係)

作業服等の貸与基準

貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1~4 省略					
5 総務管理課に勤務する職員	(1) 電気又は電話業務に従事するもの	2	年間	3年	
	作業服(夏)	2	夏期	3年	
	(2) 守衛の業務に従事するもの	1	年間	3年	
	雨がつば	1	年間	3年	
	ゴム長靴	1	年間	2年	
	皮手袋	1	厳寒期	3年	
6 私学文書課に勤務する職員のうち、文書の收受及び印刷並びに編さん及び保存の業務に従事するもの	省略				
7 省略					
8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの	作業服	2	省略		
	救助服	1	年間	2年	
9~15 省略					
16 児童相談所、婦人相談所又はえひめ学園に勤務する職員のうち、調理員の業務に従事するもの	省略				
	ゴム前かけ	2	省略		
17~36 省略					
37 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは久万高	省略				
	安全眼鏡	1	年間	2年	普及指導
	チェーンソー用防護ズボン	1	年間	3年	の業務に従



原森林林業課又は 農林水産研究所林 業研究センターに 勤務する職員のうち、 林業又は森林に 関する現地調査、 指導、工事監督 又は工事検査の 業務に従事するもの	チェーンソ ー用防護腕 カバー	1	年間	3年	事する職 員に限 る。
	チェーンソ ー用防振手 袋	1	年間	3年	
	刈払機用防 護足カバー	1	年間	3年	県有林整 備の業務 に従事す る職員に 限る。
38～47 省略					

原森林林業課又は 農林水産研究所林 業研究センターに 勤務する職員のうち、 林業又は森林に 関する現地調査、 指導、工事監督 又は工事検査の 業務に従事するもの	チェーンソ ー用防護腕 カバー	1	年間	3年	事する職 員に限 る。
	チェーンソ ー用防振手 袋	1	年間	3年	
38～47 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般  
労働委員会事務局

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県労働委員会事務局処務規程（昭和41年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（次長の専決） <b>第6条</b> 次長は、次の事項を専決処理することができる。 (1)・(2) 省略 (3) 職員の児童手当 _____ の認定に関する事。 (4)～(9) 省略	（次長の専決） <b>第6条</b> 次長は、次の事項を専決処理することができる。 (1)・(2) 省略 (3) 職員の児童手当 <u>及び子ども手当</u> の認定に関する事。 (4)～(9) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県監査委員 岸 新  
同 住 田 省 三  
同 笹 岡 博 之  
同 佐 伯 満 孝

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（次長の専決事項）	（次長の専決事項）

第7条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 児童手当 \_\_\_\_\_ の認定に関する事。
- (4)～(10) 省略

第7条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 児童手当及び子ども手当の認定に関する事。
- (4)～(10) 省略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(組織)			(組織)		
第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。			第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
省略			省略		
指導部	省略		指導部	省略	
	高校教育課	_____教職員係		高校教育課	<u>施設管理係</u> 教職員係
	省略			省略	
2	省略	2	省略		
3	<u>保健体育課に国体競技力向上対策室を置く。</u>	3	省略		
4	省略	4	省略		
5	省略	5	省略		
(各課及び室の所掌事務)			(各課及び室の所掌事務)		
第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。			第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。		
省略			省略		
<u>保健体育課(第5号、第6号及び第8号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあっては、国体競技力向上対策室の所掌とする。)</u>			保健体育課 _____		
(1)～(8) 省略			(1)～(8) 省略		
省略			省略		
(職)			(職)		
第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。			第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。		
(1)～(10) 省略			(1)～(10) 省略		
(11)	省略		(11)	<u>室付</u>	
(12)	省略		(12)	省略	
(13)	省略		(13)	省略	
(14)	省略		(14)	省略	
(15)	省略		(15)	省略	
(16)	省略		(16)	省略	

- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 主任主事
- (22)～(27) 省略

2 省略  
(必要に応じて置く職員)

第10条 省略  
2～4 省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

(その他の職員)

第12条 第9条及び第10条に定めるもののほか、課及び室に主任主事、主事、技師その他の必要な職員を置く。

2 主任主事、主事、技師その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略

(22)～(27) 省略

2 省略  
(必要に応じて置く職員)

第10条 省略  
2～4 省略

5 室付は、上司の特命に係る事務を処理する。

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

(その他の職員)

第12条 第9条及び第10条に定めるもののほか、課及び室に \_\_\_\_\_ 主事、技師その他の必要な職員を置く。

2 \_\_\_\_\_ 主事、技師その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職員の旅費支給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の旅費支給等に関する規則(昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(職務の級)					(職務の級)				
第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。					第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。				
(1) 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条に規定する給料表並びに職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第3号及び第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表(以下「行政職給料表」という。)に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。					(1) 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条に規定する給料表並びに職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第3号及び第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表(以下「行政職給料表」という。)に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。				
行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級		医療職給料表(二)の職務の級	行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	研究職給料表の職務の級	医療職給料表(二)の職務の級
8級		3級45号給以上及び再			8級		3級45号給以上及び再		
7級		任用教育職員4級			7級		任用教育職員4級	5級(総合教育センター所長に限る。)	

6 級	3 級53号給 以上及び再 任用教育職 員 4 級	3 級 1 号給 から44号給 まで及び再 任用教育職 員 3 級		省略
5 級	3 級 1 号給 から52号給 まで及び再 任用教育職 員 3 級	2 級53号給 以上で管理 職にある者		省略
4 級				省略
3 級	特 2 級25号 給以上及び 2 級65号給 以上	2 級53号給 以上		省略 省略
2 級	特 2 級 1 号 給から24号 給まで、2 級49号給か ら64号給ま で並びに再 任用教育職 員特 2 級及 び 2 級	2 級37号給 から52号給 まで及び再 任用教育職 員 2 級		省略
1 級	2 級 1 号給 から48号給 まで、1 級 及び再任用 教育職員 1 級	2 級 1 号給 から36号給 まで、1 級 及び再任用 教育職員 1 級		省略
備考 省略				

(2) 省略

6 級	3 級53号給 以上及び再 任用教育職 員 4 級	3 級 1 号給 から44号給 まで及び再 任用教育職 員 3 級	5 級（総合 教育センタ ー所長を除 く。）	省略
5 級	3 級 1 号給 から52号給 まで及び再 任用教育職 員 3 級	2 級53号給 以上で管理 職にある者	4 級	省略
4 級			3 級	省略
3 級	特 2 級25号 給以上及び 2 級65号給 以上	2 級53号給 以上	2 級	省略 省略
2 級	特 2 級 1 号 給から24号 給まで、2 級49号給か ら64号給ま で並びに再 任用教育職 員特 2 級及 び 2 級	2 級37号給 から52号給 まで及び再 任用教育職 員 2 級	1 級45号給 以上及び再 任用職員 1 級	省略
1 級	2 級 1 号給 から48号給 まで、1 級 及び再任用 教育職員 1 級	2 級 1 号給 から36号給 まで、1 級 及び再任用 教育職員 1 級	1 級 1 号給 から44号給 まで	省略
備考 省略				

(2) 省略

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 図書館に庶務係を置く。	(組織) 第3条 図書館に次の係を置く。 (1) 庶務係 (2) 図書整理係 (3) 相談係 (4) 普及係 (5) 子ども読書係

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

教育事務所の名称、位置及び所管区域(昭和32年2月愛媛県教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年4月1日

愛媛県教育委員会  
委員長 松岡義勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第2条第5項の規定による教育事務所の名称、位置及び所管区域を次のように定め、昭和32年2月18日から開所し、昭和30年愛媛県教育委員会告示第31号は廃止する。	愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第2条第4項の規定による教育事務所の名称、位置及び所管区域を次のように定め、昭和32年2月18日から開所し、昭和30年愛媛県教育委員会告示第31号は廃止する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局  
教育機関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県教育委員会  
委員長 松岡義勝

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第10条第4項、<u>第5項から第9項まで、第11項、第13項及び第14項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 小、中学校教職員の扶養親族及び児童手当_____の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>（職員）</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第10条第4項、<u>第6項から第10項まで、第12項、第14項及び第15項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 小、中学校教職員の扶養親族、児童手当及び子ども手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</p> <p>(5) 省略</p>

（愛媛県立図書館処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立図書館処務規程（昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事務分掌）</p> <p><b>第1条</b> 愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）の<u>庶務係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 省略</p>	<p>（事務分掌）</p> <p><b>第1条</b> 愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）の<u>係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>庶務係</u></p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p><u>図書整理係</u></p>

- (1) 図書資料の選択及び受入れに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 図書資料の分類及び目録整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 蔵書統計に関すること。
- (4) 除籍図書の調査及び処理に関すること。
- (5) 追録類の整備及び製本に関すること。
- (6) 古文書等史料の調査、収集、研究及び保管に関すること。

相談係

- (1) 閲覧室の秩序維持に関すること。
- (2) 図書資料の保管及び貸出しに関すること。
- (3) 読書指導及び読書相談に関すること。
- (4) 図書資料利用の調査及び統計に関すること。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。

普及係

- (1) 協力図書の保管及び貸出しに関すること。
- (2) 館外の読書相談及び読書普及に関すること。
- (3) 館外の資料利用の調査及び統計に関すること。
- (4) 他の図書館及び教育機関との協力及び援助に関すること。

子ども読書係

- (1) 子どもに関する図書資料の選択及び受入れに関すること。
- (2) 子どもに関する図書資料の分類及び目録整備に関すること。
- (3) 子ども読書室及び親子読書室の運営に関すること。
- (4) 子どもの読書活動の普及に関すること。
- (5) 子どもの読書活動に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (6) 子どもの読書活動に関する事業を実施する施設との協力及び援助に関すること。

(職務)

第2条 省略

2～4 省略

5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第9項及び第10項、第9条第6項並びに第10条第12項、第14項及び第15項に規定する職務に従事する。

6 主任主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

7 省略

8 主事及び技師は、組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。

9 省略

(職務)

第2条 省略

2～4 省略

5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに第10条第11項、第13項及び第14項に規定する職務に従事する。

6 主任主事、主事及び技師は、組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。

7 省略

8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指導主事は、組織規則第10条第6項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 専門員は、組織規則第10条第9項に規定する職務に従事する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指導主事は、組織規則第10条第7項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 専門員は、組織規則第10条第10項に規定する職務に従事する。</p>

8 省略	8 省略
9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第11項及び第13項に規定する職務に従事する。	9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第12項及び第14項に規定する職務に従事する。
10 主任主事、主事及び技師は、それぞれ組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。	10 主任主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
11 省略	11 _____主事及び技師は、それぞれ組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。
	12 省略

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第3条 省略 2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、第8項及び第9項に規定する職務に従事する。 3 省略 4 担当係長は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。 5 省略 6 教育主任は、組織規則第10条第14項に規定する職務に従事する。 7・8 省略	(職務) 第3条 省略 2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、第9項及び第10項に規定する職務に従事する。 3 省略 4 担当係長は、組織規則第10条第12項に規定する職務に従事する。 5 省略 6 教育主任は、組織規則第10条第15項に規定する職務に従事する。 7・8 省略

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第3条 省略 2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第9項に規定する職務に従事する。 3 省略 4 担当係長は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。 5~7 省略	(職務) 第3条 省略 2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第10項に規定する職務に従事する。 3 省略 4 担当係長は、組織規則第10条第12項に規定する職務に従事する。 5~7 省略

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県美術館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第3条 省略 2 省略 3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、第8項及び第9項に規定する職務に従事する。	(職務) 第3条 省略 2 省略 3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、第9項及び第10項に規定する職務に従事する。

- 4 省略
- 5 係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。
- 6 省略
- 7 主任主事、主事及びその他の職員は、組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。
- 8 省略

- 4 省略
- 5 係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第14項及び第15項に規定する職務に従事する。
- 6 省略
- 7 主任主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 8 \_\_\_\_\_主事及びその他の職員は、組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。
- 9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則3 - 26

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則3 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>（組織）</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">採用給与課</td> <td style="width: 50%;">総務審査係、任用試験係、給与制度係</td> </tr> </table> <p>（職員の職）</p> <p><b>第3条</b> 事務局長のほか、事務局に次の職を置く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項の職のほか、必要があると認めるときは、次の職を置くことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 担当係長</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（次長の専決）</p> <p><b>第11条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 事務局職員の児童手当 _____ の認定に関すること。</p> <p>(7)～(11) 省略</p>	採用給与課	総務審査係、任用試験係、給与制度係	<p>（組織）</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">採用給与課</td> <td style="width: 50%;">審査係 _____、任用試験係、給与制度係</td> </tr> </table> <p>（職員の職）</p> <p><b>第3条</b> 事務局長の外 _____ 事務局に次の職をおく。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 担当係長</p> <p>2 前項の職の外 _____ 必要があると認めるときは、次の職を置くことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（次長の専決）</p> <p><b>第11条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 事務局職員の児童手当及び子ども手当の認定に関すること。</p> <p>(7)～(11) 省略</p>	採用給与課	審査係 _____、任用試験係、給与制度係
採用給与課	総務審査係、任用試験係、給与制度係				
採用給与課	審査係 _____、任用試験係、給与制度係				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1135

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

**第1条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3 級	知事の事務部局	省略 主任 <u>主計係長(3級)</u> 省略	3 級	知事の事務部局	省略 主任 _____ 省略
	省略			省略	
4 級	知事の事務部局	省略 秘書(4級) <u>主計係長(4級)</u> 省略	4 級	知事の事務部局	省略 秘書(4級) _____ 省略
	省略			省略	
5 級	知事の事務部局	省略 主幹 <u>営業主幹</u> 省略 児童指導専門員 <u>検査保証専門員</u> 省略 _____ 省略	5 級	知事の事務部局	省略 主幹 _____ 省略 児童指導専門員 _____ 省略 大阪事務所次長 省略
	省略			省略	
6 級	知事の事務部局	省略 部付(6級) <u>営業本部マネージャー(6級)</u> 省略 地方局産業經濟部森林林業課長 <u>東予地方局産業經濟部今治支局商</u> <u>工観光室長</u> 省略 <u>東京事務所副所長</u> 省略 高等技術専門校長 <u>大阪事務所次長</u> 省略	6 級	知事の事務部局	省略 部付(6級) _____ 省略 地方局産業經濟部森林林業課長 _____ 省略 <u>東京事務所次長</u> 省略 高等技術専門校長 _____ 省略
	省略			省略	
7 級	知事の事務部局	省略 部付(7級) <u>営業本部マネージャー(7級)</u> 省略	7 級	知事の事務部局	省略 部付(7級) _____ 省略
	省略			省略	
8 級	知事の事務部局	本庁局長(国体局長を除く。) 省略	8 級	知事の事務部局	本庁局長_____ 省略

		地方局支局長 研修所長 省略
	省略	
9級	知事の事務部局	省略 営業本部長 国体局長 省略
	省略	

2～5 省略

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
7級	知事の事務部局	保健所の課長 心と体の健康センター技幹 省略

7・8 省略

		地方局支局長 _____
	省略	省略
9級	知事の事務部局	省略 営業戦略監 _____
	省略	省略 研修所長

2～5 省略

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
7級	知事の事務部局	保健所の課長 _____
		省略

7・8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(三)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに松山市及び財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>歯科技工に従事する歯科技工士</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、歯科衛生士_____、視能訓練士、言語聴覚士及び柔道整復師</p>	<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(三)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに松山市及び財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、歯科衛生士、<u>歯科技工士</u>、視能訓練士、言語聴覚士及び柔道整復師</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p><b>別表第1(第2条関係)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 <u>営業本部長</u> 省略</td> <td>1種</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 <u>営業本部長</u> 省略	1種	<p><b>別表第1(第2条関係)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 <u>営業戦略監</u> 省略 研修所長</td> <td>1種</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 <u>営業戦略監</u> 省略 研修所長	1種
部 局	公 職	区 分											
知事の事務部局	省略 <u>営業本部長</u> 省略	1種											
部 局	公 職	区 分											
知事の事務部局	省略 <u>営業戦略監</u> 省略 研修所長	1種											

省略 部付（本庁局長（国体局長を除く。）同格者に限る。） 省略 地方局支局長 研修所長 省略		省略 部付（本庁局長 _____ 同格者に限る。） 省略 地方局支局長 _____ 省略	
省略 部付（本庁課長同格者に限る。） 営業本部マネージャー 省略 東京事務所副所長 省略 児童相談所長（中央児童相談所長を除く。） 中央児童相談所次長 省略	3種	省略 部付（本庁課長同格者に限る。） _____ 省略 東京事務所次長 省略 児童相談所長（中央児童相談所長を除く。） _____ 省略	3種
省略 地方局産業経済部森林林業課長 東予地方局産業経済部今治支局商工観光室長 省略 _____ 省略 高等技術専門校長 大阪事務所次長 省略	4種	省略 地方局産業経済部森林林業課長 _____ 省略 中央児童相談所次長 省略 高等技術専門校長 _____ 省略	4種
省略 主幹 営業主幹 省略 児童指導専門員 検査保証専門員 省略 _____ 省略	5種	省略 主幹 _____ 省略 児童指導専門員 _____ 省略 大阪事務所次長 省略	5種
省略		省略	
備考 省略		備考 省略	

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第4条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）			別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）		
所在地	公署	級別区分	所在地	公署	級別区分
省略			省略		

松山市			
	省略		
上浮穴郡			
	省略		3級
	省略		
省略			
大洲市			2級
	省略		
喜多郡			2級
	省略		
	省略		1級
省略			
西宇和郡	省略		2級
	省略		
西予市	省略		
	城川町高野子61番地の3	西予警察署城川東駐在所	2級
	省略		
	明浜町高山甲3678番地 省略 城川町下相1050番地	西予警察署高山駐在所  西予警察署城川西駐在所	1級
省略			
北宇和郡			
	省略		
南宇和郡			
	省略		

別表第2 準特地公署（第2条関係）

所在地		公署
省略		
大洲市	省略	
省略		

松山市	饒191番地1	松山西警察署西中島駐在所	2級
	省略		
上浮穴郡	久万高原町若山715番地	久万高原警察署面河駐在所	4級
	省略		3級
	久万高原町西谷10168番地第1	久万高原警察署西谷駐在所	
省略			
大洲市	柳沢甲751番地の1	大洲警察署柳沢駐在所	2級
	省略		
喜多郡	内子町本川4024番地1	大洲警察署参川駐在所	2級
	省略		
	内子町河内765番地 省略	大洲警察署河内駐在所	1級
省略			
西宇和郡	省略		2級
	伊方町大久字シンデン1138番地1 省略	八幡浜警察署四ツ浜駐在所	
西予市	省略		
	城川町高野子61番地の3	西予警察署高川駐在所	2級
	城川町遊子谷2415番地	西予警察署遊子川駐在所	
	城川町土居578番地	西予警察署土居駐在所	
明浜町高山甲3657番地 省略	西予警察署高山駐在所	1級	
城川町下相1050番地	西予警察署魚成駐在所		
省略			
北宇和郡	松野町大字目黒398番地第2	宇和島警察署目黒駐在所	2級
	省略		
南宇和郡	愛南町中浦866番地	愛南警察署中浦駐在所	2級
	愛南町福浦958番地	愛南警察署福浦駐在所	
	省略		

別表第2 準特地公署（第2条関係）

所在地		公署
省略		
大洲市	省略	
省略	肱川町宇和川3462番地	大洲警察署宇和川駐在所
省略		

宇和島市	省略	
省略		

宇和島市	省略 下波2952番地 4	宇和島警察署下波駐在所
省略		

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1136

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 390）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第 2（第 3 条関係）</b>			<b>別表第 2（第 3 条関係）</b>		
1 中学校・小学校教育職員給料表			1 中学校・小学校教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	<u>73,700円</u>	4 級	1 種	74,100円
	省略			省略	
省略			省略		
2 高等学校等教育職員給料表			2 高等学校等教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	<u>77,600円</u>	4 級	1 種	78,000円
	省略			省略	
省略			省略		

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1137

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則**

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1021）
- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1027）

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地等学校の指定（平成22年4月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校 (1) 小学校の部			1 へき地学校 (1) 小学校の部		
市郡名	学 校 名	級別区分	市郡名	学 校 名	級別区分
省略			省略		
西宇和郡	省略	1 級	西宇和郡	省略 伊方町立二名津小学校	1 級
省略			省略		
(2) 省略			(2) 省略		
2・3 省略			2・3 省略		

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(広報県民課)</p> <p><b>第23条</b> 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 警察総合相談の受理及び管理に関すること。</u></p> <p>(交通捜査室)</p> <p><b>第77条</b> 交通指導課に、<u>交通捜査室</u>を附置する。</p> <p>2 <u>交通捜査室</u>は、第47条第2号及び第5号の事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>交通捜査室</u>に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>4 室長は、上司の命を受け、<u>交通捜査室</u>の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p>	<p>(広報県民課)</p> <p><b>第23条</b> 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(暴走族対策室)</p> <p><b>第77条</b> 交通指導課に、<u>暴走族対策室</u>を附置する。</p> <p>2 <u>暴走族対策室</u>は、第47条第5号の事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>暴走族対策室</u>に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>4 室長は、上司の命を受け、<u>暴走族対策室</u>の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県議会議長 竹田 祥一

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会議務局規程（昭和39年愛媛県議会議訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課長及び室長の専決事項）</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童手当_____の認定に関すること。</p> <p>(5)～(10) 省略</p>	<p>（課長及び室長の専決事項）</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童手当<u>及び子ども手当</u>の認定に関すること。</p> <p>(5)～(10) 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

（愛媛県公営企業組織規程の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（病院の組織）</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、<u>小児医療センター</u>、愛媛PETCTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、健康診断センター、災害医療センター、臨床研修センター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務課、医事課及び経営企画室を置く。</p> <p>（診療科等の設置）</p> <p><b>第12条</b> 別表第4の左欄に掲げる病院の医局に、同表の右欄に掲げる診療科並びに総合診療部及び救急診療部を置く。ただし、病院の規模その他の状況により各診療科を2以上に区分して置き、又は_____総合診療部若しくは救急診療部を置かないことができる。</p>	<p>（病院の組織）</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター_____、愛媛PETCTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、健康診断センター、災害医療センター、臨床研修センター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務課、医事課及び経営企画室を置く。</p> <p>（診療科等の設置）</p> <p><b>第12条</b> 医局に次の_____診療科並びに総合診療部及び救急診療部を置く。ただし、病院の規模その他の状況により各診療科を2以上に区分して置き、又は診療科の一部、総合診療部若しくは救急診療部を置かないことができる。</p> <p>(1) <u>内科</u></p> <p>(2) <u>心療内科</u></p> <p>(3) <u>呼吸器科</u></p> <p>(4) <u>小児科</u></p> <p>(5) <u>外科</u></p> <p>(6) <u>皮膚泌尿器科</u></p> <p>(7) <u>皮膚科</u></p> <p>(8) <u>泌尿器科</u></p>

(愛媛県発電工水管理事務所等の職員)

第13条 愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所に次の職員を置く。

- (1)～(6) 省略
- (7) 担当係長
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

2 前項の職員のうち、参事、副参事、課長、専門員、係長、担当係長、主任及び主事は、業務の状況により置かないことができる。

別表第2 (第7条関係)

省略		
省略		

別表第3 (第11条関係)

病院	係 の 名 称
愛媛県立中央病院	省略 (検査部)病理検査係、微生物検査係 (放射線部)CT検査係、血管撮影検査係、一般撮影検査係、MRI検査係、RI検査係、放射線治療係
	省略 (薬剤部)薬事係、調剤係、薬品情報係、化学療法係
	省略

別表第4 (第12条関係)

病 院	診 療 科
	内科、神経内科、外科、呼吸器外科、 心臓血管外科、小児外科、整形外科、

- (9) 産婦人科
- (10) 眼科
- (11) 耳鼻いんこう科
- (12) 歯科
- (13) 放射線科
- (14) 整形外科
- (15) 形成外科
- (16) 精神科
- (17) 神経内科
- (18) 麻酔科
- (19) 消化器科
- (20) 循環器科
- (21) アレルギー科
- (22) 脳神経外科
- (23) 呼吸器外科
- (24) 心臓血管外科
- (25) 小児外科
- (26) リハビリテーション科

(愛媛県発電工水管理事務所等の職員)

第13条 愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所に次の職員を置く。

- (1)～(6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

2 前項の職員のうち、参事、副参事、専門員、主任及び主事は、業務の状況により置かないことができる。

別表第2 (第7条関係)

省略		
愛媛県今治地区工業用水道管理事務所	管理課	給水係、施設係
省略		

別表第3 (第11条関係)

病院	係 の 名 称
愛媛県立中央病院	省略 (検査部)病理検査係、微生物検査係、生理検査係 (放射線部)第一撮影係、第二撮影係、第三撮影係、放射線治療係、RI検査係
	省略 (薬剤部)薬事係、調剤係、薬品情報係
	省略



愛媛県立中央病院	脳神経外科、形成外科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科
愛媛県立今治病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、心療内科、外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
愛媛県立南宇和病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病・内分泌内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
愛媛県立新居浜病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

**第2条** 愛媛県公営企業組織規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																							
<p><b>別表第1</b>（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="156 1883 762 1977"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第4</b>（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="156 2107 762 2145"> <thead> <tr> <th>病 院</th> <th>診 療 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 業 務	省略			病 院	診 療 科			<p>（愛媛県立中央病院東洋医学研究所の職員）</p> <p><b>第17条</b> 愛媛県立中央病院東洋医学研究所に次の職員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所長</li> <li>(2) 専門員</li> <li>(3) 主任</li> <li>(4) 主事</li> <li>(5) 技師</li> <li>(6) その他の職員</li> </ol> <p>2 前項の職員のうち、専門員、主任及び主事は、業務の状況により、置かないことができる。</p> <p>3 所長は、愛媛県立中央病院の職員のうちから管理者が命ずる。</p> <p><b>別表第1</b>（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="826 1883 1433 2058"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県立中央病院 東洋医学研究所</td> <td>松山市</td> <td>東洋医学の研究、調査等に 関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第4</b>（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="826 2107 1433 2145"> <thead> <tr> <th>病 院</th> <th>診 療 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 業 務	省略			愛媛県立中央病院 東洋医学研究所	松山市	東洋医学の研究、調査等に 関すること。	病 院	診 療 科		
名 称	位 置	所 管 業 務																						
省略																								
病 院	診 療 科																							
名 称	位 置	所 管 業 務																						
省略																								
愛媛県立中央病院 東洋医学研究所	松山市	東洋医学の研究、調査等に 関すること。																						
病 院	診 療 科																							



センター長（別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職に限る。） <u>医監</u>	16,500円	2
省略		省略

センター長（別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職に限る。） _____	16,500円	2
省略		省略

**別表第2（第5条関係）**

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区 分
省略	1 種
医局長	
<u>医監（中央病院副院長同格者に限る。）</u>	
省略	
省略	

**別表第2（第5条関係）**

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区 分
省略	1 種
医局長	
_____	
省略	
省略	

**第5条 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (初任給調整手当の特例)</p> <p>9 当分の間、第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与と条第18条の4の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(→)の適用を受ける職員のうち、<u>愛媛県立病院の新生児内科、ペインクリニック内科、小児科、産婦人科及び麻酔科に勤務する職員</u>に対して、月額100,000円を超えない範囲内において、管理者が定める額を初任給調整手当として支給する。</p>	<p><b>附 則</b> (初任給調整手当の特例)</p> <p>9 当分の間、第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与と条第18条の4の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(→)の適用を受ける職員のうち、<u>愛媛県立病院の_____小児科、産婦人科及び麻酔科に勤務する職員</u>に対して、月額100,000円を超えない範囲内において、管理者が定める額を初任給調整手当として支給する。</p>

別表第1医療職給料表(→)の項2級の欄中「東洋医学研究所長」を削る。

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

**第6条 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業出納員)</p> <p><b>第3条</b> 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次の各号に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 事業所のうち、発電工水管理事務所にあつては総務課長、<u>今治地区工業用水道管理事務所にあつては管理グループ担当係長（管理者が命ずるものに限る。）</u>、<u>西条地区工業用水道管理事務所にあつては管理課長、県立病院（以下「病院」という。）にあつては事務局長</u></p>	<p>(企業出納員)</p> <p><b>第3条</b> 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次の各号に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 事業所のうち、発電工水管理事務所にあつては総務課長、<u>工業用水道管理事務所_____にあつては管理課長、県立病院（以下「病院」という。）にあつては事務局長</u></p>

**第7条 愛媛県公営企業会計規程の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第16条関係）</b></p> <p>省略</p> <p><u>病 院 事 業 勘 定 科 目</u></p> <p>省略</p>	<p><b>別表（第16条関係）</b></p> <p>省略</p> <p><u>病 院 事 業 勘 定 科 目</u></p> <p>省略</p>

費 用				
(9) 事 業 費 用				
款	項	目	節	備 考
省略				
附帯事 業費用				
	_____			
	_____			
	_____			
	省略			_____

費 用				
(9) 事 業 費 用				
款	項	目	節	備 考
省略				
附帯事 業費用				
	東洋医 学研究 所費			
		何 何		医業費用の目に準ずる。
	省略			

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、平成25年5月4日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第3号

公営企業管理局  
各事業所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(工業用水道管理事務所の所掌事務)	(工業用水道管理事務所管理課の所掌事務)
第3条 愛媛県工業用水道管理事務所(以下「工業用水道管理事務所」という。)の_____所掌事務は、次のとおりとする。  _____ (1)~(15) 省略  (病院の事務局等の所掌事務)	第3条 愛媛県工業用水道管理事務所(以下「工業用水道管理事務所」という。)の管理課の所掌事務は、次のとおりとする。  管理課 (1)~(15) 省略  (病院の事務局等の所掌事務)
第5条 省略	第5条 省略
2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。  省略  総合周産期母子医療センター 省略  小児医療センター <u>(1) 小児の診療に関すること。</u> <u>(2) 小児医療センターの管理に関すること。</u> <u>(3) その他小児医療に関すること。</u>  省略	2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。  省略  総合周産期母子医療センター 省略    省略
3~5 省略  (発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)	3~5 省略  (発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)
第7条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第10項までに規定するとおりとする。  2~7 省略	第7条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第9項までに規定するとおりとする。  2~7 省略
8 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。	

9 省略

10 省略

8 省略

9 省略

第2条 愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第10条から第12条まで 削除	<p>( 研究所の職員の職務 )</p> <p><b>第10条</b> 愛媛県立中央病院東洋医学研究所（以下「研究所」という。）の職員の職務は、次項から第5項までに規定するとおりとする。</p> <p>2 所長は、院長の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 専門員は、所長の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。</p> <p>4 主任は、所長の命を受け、特定の事務を処理する。</p> <p>5 主事、技師及びその他の職員は、所長の命を受け、所務に従事する。</p> <p><b>第11条及び第12条</b> 削除</p>

( 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正 )

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																														
<p>( 代決者 )</p> <p><b>第5条</b> 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所長の権限に属する事務</td> <td>所長</td> <td>課長又は支所長（<u>今治地区工業用水道管理事務所</u>にあっては、<u>所長が指定した職員</u>）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p><b>別表第1</b>（第4条関係）</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考1 今治地区工業用水道管理事務所におけるこの表の規定の適用については、同表発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所における決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「所長」とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係）</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">所長</th> <th>専決者</th> </tr> <tr> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	決裁者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者	所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長（ <u>今治地区工業用水道管理事務所</u> にあっては、 <u>所長が指定した職員</u> ）	省略	省略			省略				省略	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		所長	専決者	課長						<p>( 代決者 )</p> <p><b>第5条</b> 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所長の権限に属する事務</td> <td>所長</td> <td>課長又は支所長_____</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p><b>別表第1</b>（第4条関係）</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考1 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係）</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">所長</th> <th>専決者</th> </tr> <tr> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	決裁者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者	所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長_____	省略	省略			省略				省略	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		所長	専決者	課長					
区 分			決裁者	代 決 者																																																											
	第1次代決者	第2次代決者																																																													
所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長（ <u>今治地区工業用水道管理事務所</u> にあっては、 <u>所長が指定した職員</u> ）	省略																																																												
	省略																																																														
省略																																																															
省略																																																															
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																																																												
			所長	専決者																																																											
				課長																																																											
区 分	決裁者	代 決 者																																																													
		第1次代決者	第2次代決者																																																												
所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長_____	省略																																																												
	省略																																																														
省略																																																															
省略																																																															
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																																																												
			所長	専決者																																																											
				課長																																																											



東 洋 医 学 研 究 所	1 研究所の管理 に関する事務	1 研究所の管理に関するこ と。	—
	2 事務の分担に 関する事務	1 職員の事務の分担に関する こと。	—
	3 その他の事務	1 その他軽易な事項に関する こと。	—

別表第4 省略

別表第5 省略

別表第5 省略

別表第6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成25年5月4日から施行する。